

北山村地域防災計画

令和4年 3月

北山村防災会議

役割分担表

第2編 基本計画編

章	節	節名	総務課	住民福祉課	産業建設課	地域事業課	観光課	教育委員会	議会事務局
1	1	防災知識の普及計画	○					○	○
	2	自主防災組織の育成に関する計画	○						
	3	防災訓練計画	○						
	4	防災体制の整備計画	○		○	○	○		
	5	航空防災体制の整備計画	○						
	6	通信体制の整備計画	○						
	7	文化財災害予防計画						○	
	8	避難計画	○	○	○	○	○	○	○
	9	医療体制確保計画		○					
	10	ボランティア活動環境整備計画		○					
	11	要配慮者対策計画	○	○	○		○		
	12	緊急輸送道路の活用計画	○		○				
	13	防災用資機材整備計画	○	○	○	○	○		
	14	食料、水、生活必需品等の確保計画	○	○	○	○	○		
	15	防疫予防計画		○					
	16	廃棄物処理体制整備計画		○					
	17	火災予防計画	○		○				
	18	建造物等災害予防計画			○				
	19	風水害予防計画	○		○				
	20	道路関係災害予防計画			○				
	21	土砂災害予防計画			○				
	22	危険物等災害予防計画	○		○				
	23	ライフライン施設災害予防計画	○		○				

章	節	節名	総務課	住民福祉課	産業建設課	地域事業課	観光課	教育委員会	議会事務局
2	1	防災組織計画	○	○	○	○	○	○	○
	2	気象警報等の伝達計画	○						○
	3	被害情報等の収集計画	○	○	○	○	○	○	○
	4	県防災ヘリコプター派遣要請及び受入計画	○						○
	5	災害通信計画	○						○
	6	広報計画	○						○
	7	各機関への派遣要請計画	○						○
	8	医療助産計画		○					
	9	罹災者救出計画	○						
	10	ボランティア活動支援計画		○					
	11	要配慮者支援計画		○	○				
	12	避難対策計画	○	○	○	○	○	○	○
	13	交通輸送計画	○		○				○
	14	災害警備、交通規制計画	○		○				○
	15	食料、生活必需品の供給計画		○		○	○		
	16	給水計画			○	○	○		
	17	防疫、保健衛生計画		○					
	18	遺体捜索処理計画	○	○					
	19	廃棄物の処理及び清掃計画		○					
	20	文教対策計画				○	○	○	
	21	文化財災害応急対策計画						○	
	22	住宅応急対策計画			○				
	23	公共土木施設被害の初動応急対策計画			○				
	24	労務計画	○						○
	25	災害救助法の適用計画	○						○
	26	義援金品の募集・配分計画	○						○
	27	火災等応急対策計画	○		○				
	28	水防活動計画	○		○				
	29	道路災害応急対策計画			○				
	30	土砂災害等応急対策計画			○				
	31	危険物等災害応急対策計画	○		○				○
	32	ライフライン施設災害応急対策計画	○		○				○

章	節	節名	総務課	住民福祉課	産業建設課	地域事業課	観光課	教育委員会	議会事務局
3	1	公共施設の災害復旧計画	○	○	○	○	○	○	○
	2	被災者の生活確保計画	○	○	○				
	3	被災中小企業の振興、農林業者への融資計画			○				
	4	激甚災害の指定に関する計画	○						
	5	復興計画事前策定	○	○	○	○	○	○	○

第3編 震災対策計画

章	節	節名	総務課	住民福祉課	産業建設課	地域事業課	観光課	教育委員会	議会事務局
1	1	防災知識の普及計画	○					○	○
	2	自主防災組織の育成に関する計画	○						
	3	防災訓練計画	○						
	4	防災体制の整備計画	○		○	○	○		
	5	航空防災体制の整備計画	○						
	6	通信体制の整備計画	○						
	7	地震火災予防計画	○		○				
	8	危険物施設等災害予防計画	○		○				
	9	建造物等災害予防計画	○		○				
	10	土砂災害予防計画			○				
	11	公共施設等予防計画	○		○				
	12	ライフライン施設の災害予防計画	○		○				
	13	文化財災害予防計画							○
	14	避難計画	○	○	○	○	○	○	○
	15	医療体制確保計画		○					
	16	ボランティア活動環境整備計画		○					
	17	要配慮者対策計画	○	○	○		○		
	18	緊急輸送道路の活用計画	○		○				
	19	防災用資機材整備計画	○	○	○	○	○		
	20	食料、水、生活必需品等の確保計画	○	○	○	○	○		
	21	防疫予防計画		○					
	22	廃棄物処理体制整備計画		○					
	23	地震防災緊急事業五箇年計画	○		○				

章	節	節名	総務課	住民福祉課	産業建設課	地域事業課	観光課	教育委員会	議会事務局
	1	防災組織計画	○	○	○	○	○	○	○
	2	地震情報の伝達計画	○						
	3	被害情報等の収集計画	○	○	○	○	○	○	○
	4	県防災ヘリコプター派遣要請及び受入計画	○						○
	5	災害通信計画	○						○
	6	広報計画	○						○
	7	消防・救急救助活動計画	○		○				
	8	各機関への派遣要請計画	○						○
	9	医療助産計画		○					
	10	ボランティア活動支援計画		○					
	11	要配慮者支援計画		○	○				
	12	避難対策計画	○	○	○	○	○	○	○
	13	交通輸送計画	○		○				○
2	14	災害警備、交通規制計画	○		○				○
	15	水防活動計画	○		○				
	16	食料、生活必需品の供給計画		○		○	○		
	17	給水計画			○	○	○		
	18	公共施設等の応急復旧計画			○				
	19	ライフライン施設災害応急対策計画	○		○				○
	20	危険物等災害応急対策計画	○		○				○
	21	二次災害の防止活動計画			○				
	22	防疫、保健衛生計画		○					
	23	遺体捜索処理計画	○	○					
	24	廃棄物の処理及び清掃計画		○					
	25	文教対策計画				○	○	○	
	26	住宅応急対策計画			○				
	27	労務計画	○						○
	28	災害救助法の適用計画	○						○
	29	義援金品の募集・配分計画	○						○

章	節	節名	総務課	住民福祉課	産業建設課	地域事業課	観光課	教育委員会	議会事務局
3	1	公共施設の災害復旧計画	○	○	○	○	○	○	○
	2	被災者の生活確保計画	○	○	○				
	3	被災中小企業の振興、農林業者への融資計画			○				
	4	激甚災害の指定に関する計画	○						
	5	復興計画事前策定	○	○	○	○	○	○	○
4	1	総則	-	-	-	-	-	-	-
	2	関係者との連携協力の確保	○	○	○	○	○	○	○
	3	震災発生時等における円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	○	○	○	○	○	○	○
	4	時間差発生等における円滑な避難の確保等	○	○	○	○	○	○	○
	5	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画			○				
	6	村及び防災関係機関の防災訓練計画	○	○					
	7	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	○					○	○

目次

第1編 総則	1
第1節 計画の目的及び構成.....	3
第2節 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱.....	5
第3節 北山村の地勢と災害要因、災害記録.....	11
第4節 地震被害想定.....	13
第2編 基本計画編	17
第1章 災害予防計画	17
第1節 防災知識の普及計画.....	19
第2節 自主防災組織の育成に関する計画.....	23
第3節 防災訓練計画.....	26
第4節 防災体制の整備計画.....	28
第5節 航空防災体制の整備計画.....	29
第6節 通信体制の整備計画.....	30
第7節 文化財災害予防計画.....	32
第8節 避難計画.....	34
第9節 医療体制確保計画.....	37
第10節 ボランティア活動環境整備計画.....	38
第11節 要配慮者対策計画.....	40
第12節 緊急輸送道路の活用計画.....	46
第13節 防災用資機材整備計画.....	47
第14節 食料、水、生活必需品等の確保計画.....	48
第15節 防疫予防計画.....	50
第16節 廃棄物処理体制整備計画.....	51
第17節 火災予防計画.....	52
第18節 建造物等災害予防計画.....	56
第19節 風水害予防計画.....	59
第20節 道路関係災害予防計画.....	60
第21節 土砂災害予防計画.....	61
第22節 危険物等災害予防計画.....	64
第23節 ライフライン施設災害予防計画.....	65
第2章 災害応急対策計画	67
第1節 防災組織計画.....	69
第2節 気象警報等の伝達計画.....	77
第3節 被害情報等の収集計画.....	85
第4節 県防災ヘリコプター派遣要請及び受入計画.....	91
第5節 災害通信計画.....	93
第6節 広報計画.....	96

第7節	各機関への派遣要請計画	98
第8節	医療助産計画	103
第9節	罹災者救出計画	106
第10節	ボランティア活動支援計画	107
第11節	要配慮者支援計画	109
第12節	避難対策計画	112
第13節	交通輸送計画	120
第14節	災害警備、交通規制計画	122
第15節	食料、生活必需品の供給計画	125
第16節	給水計画	129
第17節	防疫、保健衛生計画	132
第18節	遺体捜索処理計画	135
第19節	廃棄物の処理及び清掃計画	137
第20節	文教対策計画	139
第21節	文化財災害応急対策計画	142
第22節	住宅応急対策計画	143
第23節	公共土木施設被害の初動応急対策計画	146
第24節	労務計画	147
第25節	災害救助法の適用計画	149
第26節	義援金品の募集・配分計画	151
第27節	火災等応急対策計画	152
第28節	水防活動計画	157
第29節	道路災害応急対策計画	162
第30節	土砂災害等応急対策計画	165
第31節	危険物等災害応急対策計画	167
第32節	ライフライン施設災害応急対策計画	169
第3章	災害復旧計画	171
第1節	公共施設の災害復旧計画	173
第2節	被災者の生活確保計画	175
第3節	被災中小企業の振興、農林業者への融資計画	181
第4節	激甚災害の指定に関する計画	184
第5節	復興計画事前策定	185
第3編	震災対策計画編	187
第1章	災害予防計画	187
第1節	防災知識の普及計画	189
第2節	自主防災組織の育成に関する計画	189
第3節	防災訓練計画	190
第4節	防災体制の整備計画	190
第5節	航空防災体制の整備計画	190

第6節	通信体制の整備計画	190
第7節	地震火災予防計画	191
第8節	危険物施設等災害予防計画	192
第9節	建造物等災害予防計画	193
第10節	土砂災害予防計画	194
第11節	公共施設等予防計画	195
第12節	ライフライン施設の災害予防計画	195
第13節	文化財災害予防計画	195
第14節	避難計画	195
第15節	医療体制確保計画	196
第16節	ボランティア活動環境整備計画	196
第17節	要配慮者対策計画	196
第18節	緊急輸送道路の活用計画	196
第19節	防災用資機材整備計画	197
第20節	食料、水、生活必需品等の確保計画	197
第21節	防疫予防計画	197
第22節	廃棄物処理体制整備計画	197
第23節	地震防災緊急事業五箇年計画	198
第2章	災害応急対策計画	199
第1節	防災組織計画	201
第2節	地震情報の伝達計画	203
第3節	被害情報等の収集計画	206
第4節	県防災ヘリコプター派遣要請及び受入計画	206
第5節	災害通信計画	206
第6節	広報計画	207
第7節	消防・救急救助活動計画	208
第8節	各機関への派遣要請計画	208
第9節	医療助産計画	208
第10節	ボランティア活動支援計画	208
第11節	要配慮者支援計画	209
第12節	避難対策計画	209
第13節	交通輸送計画	209
第14節	災害警備、交通規制計画	210
第15節	水防活動計画	211
第16節	食料、生活必需品の供給計画	211
第17節	給水計画	211
第18節	公共施設等の応急復旧計画	212
第19節	ライフライン施設災害応急対策計画	213
第20節	危険物等災害応急対策計画	213
第21節	二次災害の防止活動計画	214

第22節	防疫、保健衛生計画	214
第23節	遺体捜索処理計画	215
第24節	廃棄物の処理及び清掃計画	215
第25節	文教対策計画	215
第26節	住宅応急対策計画	216
第27節	労務計画	216
第28節	災害救助法の適用計画	216
第29節	義援金品の募集・配分計画	216
第3章	災害復旧計画	217
第1節	公共施設の災害復旧計画	219
第2節	被災者の生活確保計画	219
第3節	被災中小企業の振興、農林業者への融資計画	219
第4節	激甚災害の指定に関する計画	219
第5節	復興計画事前策定	219
第4章	南海トラフ地震 防災対策推進計画	221
第1節	総則	223
第2節	関係者との連携協力の確保	224
第3節	震災発生時等における円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	225
第4節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	228
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	232
第6節	村及び防災関係機関の防災訓練計画	232
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	233

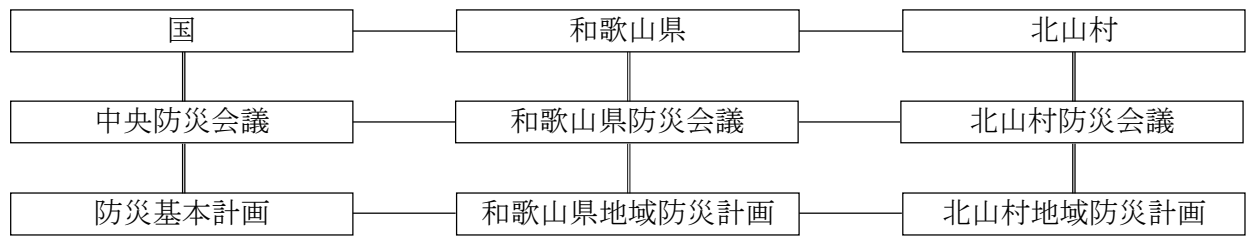
第1編 総則

第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、北山村防災会議が作成する計画であり、村、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその有する機能を有効に発揮し、相互に協力して村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

【国・県・北山村の防災会議・防災計画の体系】



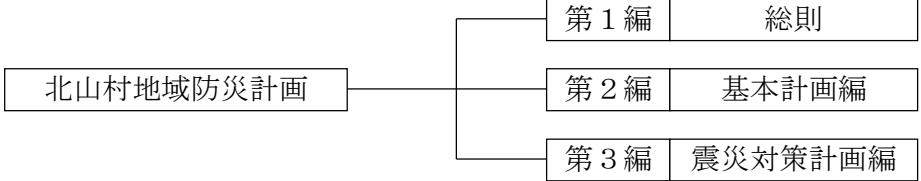
※資料編「1-1 北山村防災会議条例」参照

第2 計画の性格

- (1) 本計画の策定、運営に当たっては防災基本計画に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密な連携を図っていくものとする。
- (2) 本計画は、災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡・調整を図る上での基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めるものとする。
- (3) 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、住民自身及び自主防災組織等住民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

第3 計画の構成

本計画は、防災関係機関が処置しなければならない村の地域に係る防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、第1編の総則に続いて、第2編の風水害等災害を対象とした基本計画編と第3編の地震災害を対象とした震災対策計画編をもって構成する。



第4 計画の見直し

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、村の情勢や財政状況を考慮し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第5 計画の周知及び運用

本計画の内容は、村職員、消防団員、自治会及び防災関係機関に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

また、本計画の円滑な運用を図るため、村及び防災関係機関は、平素から広報、訓練等により内容の習熟、習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策の実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第6 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各号に定めるところによるものとする。

- (1) 基本法……災害対策基本法
- (2) 救助法……災害救助法（昭和22年法律第118号）
- (3) 村本部（長）……北山村災害対策本部（長）
- (4) 県本部（長）……和歌山県災害対策本部（長）
- (5) 県支部（長）……和歌山県災害対策本部東牟婁支部（長）
- (6) 村防災計画……北山村地域防災計画
- (7) 県防災計画……和歌山県地域防災計画
- (8) その他の用語については、災害対策基本法の例による。

なお、本計画中次の組織名称は、それぞれ次のとおり読みかえるものとする。

村本部設置時	村本部不設置時（平常組織時）
村本部	北山村総務課
村本部長	北山村長
村本部班	北山村各課等
県本部	和歌山県危機管理局災害対策課
県本部長	和歌山県知事
県支部	東牟婁振興局（地域振興部）

第2節 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱

北山村、和歌山県並びに周辺区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、所管事項について、おおむね次の事務又は業務を処理するものとし、その際相互に協力するよう努めなければならない。

第1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
北山村	<ol style="list-style-type: none">1 北山村防災会議に関する事務2 防災に関する施設、組織の整備と訓練3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告4 災害防除と拡大の防止5 救助、防疫等、罹災者の救助保護6 災害復旧資材の確保と物価の安定7 罹災者に対する融資等の対策8 被災村営施設の応急対策9 災害時における文教対策10 災害対策要員の動員及び雇用11 災害時における交通、輸送の確保12 被災施設の復旧13 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

第2 消防機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
新宮市消防本部	<ol style="list-style-type: none">1 消防施設・消防体制、救急救助体制の整備2 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督3 消防知識の普及啓発4 災害に関する情報の伝達・収集及び被害の調査5 消火活動及び救助・救急活動6 水防活動の協力・援助
北山村消防団	<ol style="list-style-type: none">1 火災の予防2 消防知識の普及啓発3 消火活動及び救助・救急活動4 消防本部の災害応急対策への協力5 水防活動

第3 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
和歌山県	1 和歌山県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 4 災害防除と拡大の防止 5 救助、防疫等、罹災者の救助保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 罹災者に対する融資等の対策 8 被災県営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害時における公安対策 11 災害対策要員の動員及び雇用 12 災害時における交通、輸送の確保 13 被災施設の復旧 14 市町村が処理する事務、事業の指導、斡旋等

第4 警察

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
新宮警察署 (北山駐在所)	1 災害時における住民の生命、身体、財産の保護 2 災害時における犯罪予防及び取締り並びに治安維持 3 災害時における交通の混乱防止及び交通秩序の確保 4 災害時における緊急自動車のための交通規制 5 遺体の検視及び身元の確認 6 他の機関の行う緊急活動に対する協力援助

第5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、村及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管内各府県警察の指導・調整に関すること。 2 他管区警察局との連携に関すること。 3 関係機関との協力に関すること。 4 情報の収集及び連絡に関すること。 5 警察通信の運用に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	6 警察官の応援派遣に関すること。
近畿財務局 和歌山財務事務所	1 公共土木等被災施設の査定の立会 2 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む。）の査定 3 地方自治体に対する災害融資 4 災害時における金融機関の緊急措置の指示 5 未利用の国有地の情報提供
近畿厚生局	1 救護等に係る情報の収集及び提供
近畿農政局	1 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成 2 土地改良機械の緊急貸付、農作物等の病虫害防除指導、応急食料、種子等の供給対策 3 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策
近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署	1 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 国有林における荒廃地の災害復旧 4 災害対策復旧用資材の供給 5 森林火災予防対策
近畿経済産業局	1 電力、ガス、工業用水道の復旧支援 2 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安確保対策 2 電気、ガス、火薬類施設等の保安確保対策
近畿運輸局 和歌山運輸支局	1 所管する交通施設・設備の整備についての指導 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・う回輸送等実施のための調整 4 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 特に必要があると認める場合の輸送命令 6 災害時における交通機関利用者への情報の提供
大阪管区气象台 和歌山地方气象台	1 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
近畿総合通信局	1 電波の監理及び有線電気通信の監理 2 非常通信訓練の計画及びその実施指導

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	3 非常通信協議会の育成・指導 4 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導 5 非常時における重要通信の確保 6 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し 7 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
和歌山労働局	1 工場、事業場における労働災害の防止 2 救助の実施に必要な要員の確保
近畿地方整備局 紀南河川国道事務所	1 土木施設の整備と防災管理 2 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 3 被災土木施設の災害復旧 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
近畿地方環境事務所	1 災害廃棄物の処理対策に関すること

第6 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第37普通科連隊 第304水際障害中隊	1 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 2 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

第7 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、村及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社 和歌山支店 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害時における緊急通話の取扱い 3 被災施設の調査と災害復旧
日本赤十字社 和歌山県支部	1 災害時における医療・助産及び被災地での医療・助産・救護 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金品の募集配布
日本放送協会 和歌山放送局	1 防災知識の普及と警報等の周知徹底 2 災害状況及び災害対策等の周知徹底
日本通運株式会社 和歌山支店	1 災害時における緊急陸上輸送
関西電力送配電株式会社 和歌山支社	1 災害時の電力供給 2 被災施設の調査と災害復旧

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社	1 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施 2 被災郵政業務施設の復旧
KDDI株式会社	1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害時における緊急通話の取扱い 3 被災施設の調査と災害復旧
ソフトバンク株式会社	1 電気通信施設の整備と防災管理 2 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 3 被災電気通信設備の災害復旧

第8 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、村及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
バス機関	1 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 2 災害時の応急輸送
輸送機関	1 災害時における救援物資及び避難者の輸送の確保 2 災害時の応急輸送
放送機関	1 防災知識の普及と警報等の周知徹底 2 災害状況及び災害対策等の周知徹底
医療機関 一般社団法人和歌山県 医師会 公益社団法人和歌山県 看護協会	1 災害時における医療救護の実施 2 災害時における防疫の協力

第9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、村、県その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
みくまの農業協同組合 北山村森林組合	1 村本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力 2 農林水産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林漁業者に対する融資又は斡旋 4 農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 5 飼料、肥料、その他資材及び船舶等の確保又は斡旋

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 災害時の病人等の収容保護 3 災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設の経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 災害時における要配慮者等の収容保護
金融機関	1 被災事業者に対する資金融資
北山村商工会	1 村本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 2 救助用物資・復旧資材の確保についての協力

第3節 北山村の地勢と災害要因、災害記録

本節では、村の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨、台風、地震等の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 村の位置

本村は、和歌山県の東端に位置し、熊野川支流北山川を境として東西は三重県熊野市と対し、北は奈良県下北山村、西は十津川村に接しており、東西に20km、南北に8kmにわたる48.20km²の地域を占めている。

北山村の位置

	所在地	東経	北緯	標高
北山村 役場	和歌山県東牟婁郡 北山村大沼42番地	135度58分9秒	33度55分57秒	126m

土地の利用状況

(令和3年12月1日現在)

宅地	田畑	川、池沼	雑種地等	山林
14ha	24ha	150ha	55ha	4,577ha

第2 自然的要因

1 地形・地質

本村の西部には、標高1,123mの「西ノ峯」が南北に横たわり、「茶臼山」、「雨谷山」と800m以上の連山によって急峻な地形をなしている。

また、奈良県の笠捨山を分水嶺とする四ノ川は、本村を二分して南北に流れている。一方、村の中央部、小杉山（標高799m）に端を発する連峰は北東にのび、不動峠を経て村の北壁となっており、これより南に面する溪谷は急斜面を形成し北山川に注いでいる。

以上のように95%までが急峻な森林に覆われた山岳地帯であり、このため平野部は皆無で北山川沿いのわずかな平坦部や緩斜面に、七色、竹原、大沼、下尾井、小松の5つの集落と耕地が点在している。

2 気候

気候は概して気温が低く、降水量が多いという山岳地の特徴を持っている。

積雪はほとんどなく、あっても1月・2月に数cm程度であるが、道路が凍結するおそれがあるので、注意が必要である。

第3 社会的要因

1 人口

村の総人口は、446人（平成27年10月1日現在）で現在も減少傾向にある。人口構成は、若年層の流出、出生率の低下などにより高齢化が急速に進み、総人口に対する高齢者（65歳以上）の割合は高い。高齢化が進むことによる要配慮者の増加など、地域における防災力が弱くなり、被害を大きくする要因となる。

2 産業

平成27年の国勢調査における産業別就業人口構成比は、第一次産業が11.5%、第二次産業が17.9%、第三次産業が70.5%となっている。

自然の恩恵である観光資源を生かしたサービス業等の第三次産業においては、訪れる観光客は村内の地理に不詳ということもあり、観光客に対する防災対策の確立が必要となっている。

3 道路

本村の道路としては、一般国道169号が住民の生活や産業活動の重要な役割を担っている。しかし、国道は幅員が狭いところがあり、また急傾斜の山林に面した箇所がほとんどで、災害時における輸送路としての機能を果たせるよう、関係機関との連携による整備が必要である。

第4 記録

本村は、年間雨量3,000mmを超える有数の多雨地帯にあり、その上、本県特有の台風常襲地帯に位置しているため毎年数多くの被害を受けている。特に昭和40年北山川水系に七色ダム、小森ダムが建造され、これが降雨期と台風のたびに放水を行い住民に大きな不安を与えている。

平成23年に当地方を襲った台風第12号は、紀伊半島大水害として、大きな爪痕を残した。

北山村では、9月3日午前4時に七色ダムが7,450t、小森ダムが9,500tというこれまでにない未曾有の放流量を記録しており、各地国道の冠水、民家の浸水、小松吊り橋の流失など様々な被害をもたらした。

幸い人的被害などはなかったものの、全村の停電や通信網の途絶などがあり、住民の防災意識に大きな影響を与えた。

昭和28年集中豪雨、昭和31年集中豪雨、昭和33年台風第17号、昭和34年台風第15号（伊勢湾台風）、昭和36年台風第17号（第2室戸台風）はいずれも暴風と豪雨をもたらした大きな被害を受けた。また、昭和37年台風第7号、昭和40年台風第25号、昭和43年台風第4号、昭和46年台風第23号、昭和50年台風第6号、昭和57年台風第10号、平成2年台風第19号、平成6年台風第26号、平成9年台風第9号、平成10年台風第7号、平成13年台風第11号、平成15年台風第10号、平成16年台風第11号、平成23年台風第12号（紀伊半島大水害）、平成29年台風第21号と相次ぎ大きな被害を受けている。

第4節 地震被害想定

県の地震被害想定調査（平成18年5月・平成26年10月）より、本村に係る地震被害想定結果は次のとおりである。

第1 和歌山県地震被害想定調査（平成26年10月公表）

1 想定地震

- (1) 東海・東南海・南海3連動地震（以下この節において「3連動地震」という。）
- (2) 南海トラフ巨大地震（以下この章において「巨大地震」という。）

想定地震モデル	3連動地震 (2003年中央防災会議)	巨大地震 (2012年内閣府)
地震の規模 (モーメントマグニチュード)	Mw8.7	Mw9.1
震源断層の位置	南海トラフ (静岡県～高知県)	南海トラフ (静岡県～宮崎県)

2 被害想定における設定

地震がいつ発生するかで被害の様相が変わるため、3連動地震・巨大地震ともに、季節・時刻・風速及び津波からの避難について、次のケースを設けて被害予測が行われた。

季節	時刻	風速	備考
夏	昼12時	4m	時刻により、人口の分布、行動のしやすさ、火気の使用状況が異なる。また、季節、時刻、風速により、出火や延焼の程度が異なる。
冬	夕方18時	4m	
冬	夕方18時	8m	
冬	深夜2時	4m	

3 震度及び液状化の予測

(1) 3連動地震

本村の最大震度は震度6弱と予測されている。県全体としては震度5弱から7となり、中部から南部の沿岸平野部を中心に、震度6強以上の特に強い揺れとなっている。液状化危険度は、揺れが大きく、地下水があり、液状化を引き起こす砂層が厚い平野部を中心に高くなっている。

(2) 巨大地震

本村の最大震度は震度6強と予測されている。県全体としては震度5強から7と全県的に強い揺れとなるが、地盤の弱い沿岸平野部で、震度6強以上の特に強い揺れとなっている。液状化危険度は、3連動地震と同様、揺れが大きく、地下水があり、液状化を引き起こす砂層が厚い平野部を中心に高くなっている。

4 被害予測

被害予測の概要（県全体の被害が最大となる想定）は、次のとおりである。

項目		3連動地震	巨大地震	条件等	
建物 被害	全壊棟数（焼失を含む。）	10棟	140棟	冬18時風速8m	
	半壊棟数	76棟	170棟		
人的 被害	死者数	0人	5人	冬18時風速8m	
	重傷者数	0人	6人		
	軽傷者数	7人	30人		
	閉込者数	0人	3人		
上水道	断水人口	発災直後	440人	470人	
		1日後	340人	440人	
		1週間後	170人	220人	
		1か月後	0人	0人	
電力	被災軒数		10軒	140軒	冬18時風速8m
	被災軒数以外に おける停電率	発災直後	28%（県全体）	100%（県全体）	
		1日後	0%	100%	
		4日後	0%	0%	
		1週間後	0%	0%	
通信	固定電話 不通回線数	発災直後	250回線	250回線	冬18時風速8m
		1日後	7回線	250回線	
		1週間後	0回線	0回線	
		1か月後	0回線	0回線	
道路	地震被害箇所数		2か所	3か所	国・県道等が対象
避難者	避難者総数	1日後	9人	130人	夏12時風速4m
		1週間後	93人	170人	
		1か月後	51人	130人	
	避難所に 避難する者	1日後	5人	75人	
		1週間後	47人	82人	
		1か月後	15人	37人	
	避難所外生活者	1日後	4人	50人	
		1週間後	46人	82人	
		1か月後	36人	86人	
帰宅困難者数		56人	56人		
物資	1～3日後 （3日間）	食料	59食	810食	夏12時風速4m
		飲料水	3,000リットル	4,000リットル	
	4～7日後 （4日間）	食料	680食	1,200食	
		飲料水	3,500リットル	4,700リットル	
	毛布		94枚	170枚	
災害 廃棄物	可燃物	重量	200t	2,900t	冬18時風速8m
		体積	350m ³	5,200m ³	
	不燃物	重量	510t	7,600t	
		体積	350m ³	5,200m ³	

第2 和歌山県地震被害想定調査（平成18年5月公表）

1 想定地震

- (1) 県内の中央構造線断層帯を起震断層とする地震（以下この章において「中央構造線による地震」という。）
- (2) 田辺市付近直下を震源とする地震（以下この章において「田辺市内陸直下の地震」という。）

想定地震モデル	中央構造線による地震	田辺市内陸直下の地震
地震の規模 (マグニチュード)	8.0相当	6.9相当
震源断層の位置	中央構造線 (淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近)	旧田辺市～旧本宮町

2 時刻及び季節

季節又は時刻が被害予測に大きい影響を与える火災や人的被害を検討するため、時刻及び季節について、次の3通りの組み合わせで予測が行われた。

- (1) 冬5時
多くの人が自宅で就寝中であり、火気の使用が少ない時間帯
- (2) 冬18時
炊事や暖房で火気の使用頻度が高くなる季節・時間帯
- (3) 夏12時
海岸沿いには多くの海水浴客が集まり、市街地などにも通勤・通学している人や買い物客等が集まっている季節・時間帯

3 地震動の予測

- (1) 中央構造線による地震
本村の最大震度は震度5強と予測されている。県全体では、和歌山平野の広い範囲で震度7の揺れが予測されたほか、中央構造線に沿って震度6以上の特に強い揺れが予測されている。中央構造線から離れるにつれて揺れは小さくなるが、中部の沿岸部の一部では、震度6弱・6強の揺れが予測されている。また、震源断層に近い、和歌山市、海南市などの低地で、液状化危険度が高いと予測された。
- (2) 田辺市内陸直下の地震
本村の最大震度は震度4と予測されている。震源断層付近では、震度5強以上の揺れが予測されたが、震度6弱以上の範囲は限られ、県内の最大震度は6強と予測されている。また、震源から離れると揺れは小さくなる。揺れが小さいために、県内のほとんどで液状化のおそれはなく、震源付近の低地の一部で液状化危険度が小～中と予測された。

4 被害予測

被害予測の概要（県全体の被害が最大となる想定）は、次のとおりである。

(1) 中央構造線による地震

分類	予測項目	被害数量				
		冬5時	冬18時	夏12時		
建物被害	全壊・焼失	0棟	0棟	0棟		
火災被害	炎上出火件数		0件			
人的被害	死者数	0人	0人	0人		
	負傷者（重傷者・中等傷者）数	0人	0人	0人		
	要救助者数	0人	0人	0人		
ライフライン被害	上水道被害箇所数（被害率）	0箇所（0箇所/km）				
交通・輸送 施設被害	道路施設地震動・液状化による被害箇所数	3箇所				
生活 支障	ライフ ライン	上水道地震直後の断水人口	0人			
		電力施設地震直後の停電人口	13人	13人	13人	
		電話・通信施設一般電話の機能支障人口	0人	0人	0人	
	避難者	一時的住居制約者数	1日後	2人	2人	2人
		避難所生活者数+避難所外避難者数	1週間後	2人	2人	2人
		ピーク時避難所生活者数		1人	1人	1人
	帰宅困難者	帰宅困難者数（帰宅困難率）	0人 (0.0%)	22人 (57.9%)	22人 (57.9%)	

(2) 田辺市内陸直下の地震

分類	予測項目	被害数量				
		冬5時	冬18時	夏12時		
建物被害	全壊・焼失	0棟	0棟	0棟		
火災被害	炎上出火件数		0件			
人的被害	死者数	0人	0人	0人		
	負傷者（重傷者・中等傷者）数	0人	0人	0人		
	要救助者数	0人	0人	0人		
ライフライン被害	上水道被害箇所数（被害率）	0箇所（0.00箇所/km）				
	下水道被害箇所数（被害率）	0箇所（0.00箇所/km）				
交通・輸送 施設被害	道路施設地震動・液状化による被害箇所数	0箇所				
生活 支障	ライフライン	上水道地震直後の断水人口	0人			
		電力施設地震直後の停電人口	0人	0人	0人	
		電話・通信施設一般電話の機能支障人口	0人	0人	0人	
	避難者	一時的住居制約者数	1日後	0人	0人	0人
		避難所生活者数+避難所外避難者数	1週間後	0人	0人	0人
		ピーク時避難所生活者数		0人	0人	0人
	帰宅困難者	帰宅困難者数（帰宅困難率）	0人 (0.0%)	22人 (57.9%)	22人 (57.9%)	

第2編 基本計画編

第1章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

村は、防災関係機関と連携しながら、関係職員に対して防災教育を実施するとともに、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、企業等の多様な主体の関わりの中で、防災知識の普及に努め、災害予防及び防災体制の充実を図る。また、その際に障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や男女のニーズの違い等に十分配慮した防災教育、防災知識の普及に努める。

1 職員に対する防災教育

職員として災害時における適正な判断力を養い、的確かつ円滑な防災対策を推進することはもとより、地域における防災活動に率先して参加していくため、次の事項について、研修会、印刷物の配布、現地調査等を通じて防災教育の普及徹底を図る。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 村防災計画と村の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と役割分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題
- (8) 災害の原因、対策等の科学的・専門的知識
- (9) 過去の主な被害事例
- (10) 防災関係法令の運用

なお、上記（4）及び（5）については、毎年度、各課において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課長等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

2 教職員及び児童・生徒に対する教育

村教育委員会は、教職員への防災教育を行うよう学校長を指導するとともに、学校安全計画に災害に関する必要な事項（防災組織、役割分担等）を定め、児童・生徒が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

- (1) 教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎知識の普及に努めるとともに、災害発生時の対策（避難場所や避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。
- (2) 中学校の生徒を対象に、応急看護の実践的スキル修得の指導を行う。
- (3) 児童・生徒が、自らが命を守る主体者となるため、次の取組みに努める。
 - ① 「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用した防災学習
 - ② 歴史資料等を活用した防災文化の形成

- ③ 気象とその変化に対する科学的な見方や考え方の育成
- ④ 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練
- ⑤ 身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動

3 住民に対する防災知識の普及

村は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災知識の普及・啓発に努める。

(1) 総合的な普及

① 普及の内容

ア 村防災計画の概要

イ 防災気象に関する事項

ウ 過去の主な被害事例

エ 防災関係機関等の防災対策の現状

オ 平常時の心得（準備）

（ア）食料、飲料水、携帯トイレ及びトイレットペーパー等の備蓄（家庭においては消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行い、最低3日間、推奨1週間分程度とする。）

（イ）避難場所及び避難路の把握等、避難対策に関する知識

（ウ）非常持ち出し品の準備

（エ）台風時における家屋の事前補修、火災予防、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の転倒防止対策、ブロック塀等の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策

（オ）災害時の家族内の連絡体制の確保

（カ）要配慮者の所在把握

（キ）石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得

（ク）家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）

（ケ）正確な情報の入手方法（県の防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビ等）

（コ）地震保険・共済加入の検討

（サ）自動車へのこまめな満タン給油

カ 災害時の心得

（ア）「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること

（イ）災害情報等の聴取方法

（ウ）停電時の処置

（エ）避難場所安全レベルについての考え方

（オ）避難に関する情報の意味（「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」、「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」、「警戒レベル4で『危険な場所から全員避難』すべきこと」）の理解

(カ) 応急手当等看護に関する知識

キ 通信の仕組みや代替通信手段の提供等についての利用者への周知、災害時における通信量の増加を抑制するために災害時の不要不急な通信を控えることなど、通信確保に関すること

ク 災害復旧時の生活確保に関する知識

② 普及の方法

ア 広報誌、パンフレット、ポスター、文字放送等の利用

イ ラジオ、テレビ、新聞の利用

ウ 映画、DVD、スライドの利用

エ 広報車、防災行政無線の利用

オ 講演会、講習会の実施

カ 防災訓練の実施

キ 防災器具、災害写真等の展示

ク 防災マップ、ハザードマップ、避難カード等の作成、住民への配布

ケ 村ホームページ等の活用

(2) 社会教育を通じての普及

村及び教育委員会は、高齢者団体、女性団体、PTA等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域に寄与する意識を高める。

① 普及の内容

「(1) 総合的な普及」に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

② 普及の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施し、防災知識の普及を図る。また、文化的・歴史的価値のある物品等を災害から守り、後世に継承するため、巡視活動等を行う。

4 企業防災の促進

村は、企業の防災活動に対する取組みに資する情報提供等を進めるとともに、商工会等と連携し、防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画策定の支援に努める。また、計画実行への取組みを通じて企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスをを行うなど、企業の防災力向上の促進を図る。

さらに、実効性のある防災体制の整備として「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、商工会等を通じて普及・啓発を実施するよう努める。

5 災害教訓の伝承

村は、過去に起こった大災害教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、「世界津波の日」の由来となった濱口梧陵の精神や災害に関する石碑・モニュメント等の持つ意味を正しく

後世に伝え、地震・津波防災意識の向上に努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、村は、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第2節 自主防災組織の育成に関する計画

村は、住民が互いに協力し合い、地域や職場において自発的に防災組織をつくることができるよう自主防災組織の育成計画を図るとともに、その活動指針を示す。

1 住民の自主的な防災活動

住民は、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動の下に、平常時及び災害発生時において、おおむね次のような防災措置を行う。

(1) 平常時

- ① 地域の避難場所及び家族との連絡方法を確認する。
- ② がけ崩れ、地すべり等の災害発生危険箇所を確認しておく。
- ③ 住宅周辺の谷等が出水による危険がないかを確認し、災害が発生するおそれがないよう常に整備しておく。
- ④ 建物の補強、家具の固定をする。
- ⑤ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- ⑥ 飲料水や消火器の準備をする。
- ⑦ 非常用食料、救急用品、非常持出品を準備する。
- ⑧ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ⑨ 隣近所と災害時の協力について話し合う。

(2) 災害発生時

- ① まず自分自身の安全を図る。
- ② 増水している川や谷には近寄らない。
- ③ 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- ④ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- ⑤ みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- ⑥ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- ⑦ 秩序を守り、衛生に注意する。
- ⑧ 自動車、電話の利用を自粛する。

2 住民による自主防災組織

(1) 自主防災組織の設置促進

県によるパンフレット、ポスターの作成及び座談会、講習会等の開催等を積極的に活用し、住民の自主防災活動について普及・啓発し、自主防災組織の設置を促進する。

(2) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行う上で、区単位など、実情に応じた適正な規模の地域を単位として組織の設置を図る。

- ① 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域
- ② 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

(3) 既存組織の活用

現在住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう積極的に指導する。特に、自治会等の最も住民に密接な関係にある組織を有効に活用して、自主防災組織の育成強化を図る。

(4) 規約及び活動計画の策定

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておくものとする。

(5) 自主防災組織の活動

<平常時>

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 防災訓練の実施
- ③ 火気使用設備器具等の点検
- ④ 防災資機材の備蓄
- ⑤ 近隣の高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者の所在把握

<災害時>

- ① 情報の収集伝達
- ② 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ③ 責任者による避難誘導、救出、救護（特に要配慮者に配慮する。）

(6) 自主防災組織への指導、助言、支援等

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言、支援等を行うとともに、組織の核となるリーダーへの研修を実施する。

3 施設、事業所等における自主的な防災活動

村は、多数の者が出入りし、又は利用する施設及び多人数が従事する工場、事業所等における災害時の被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者に対して、自主的な防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画をたてておくよう促進する。また、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図るよう促進する。

なお、事業所等における自主防災活動のうち、次の事項について、それぞれの事業所等の実情に応じて指導する。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急援護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など災害時に必要な物資の確保

4 地区防災計画の策定

自主防災組織をはじめ、一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案することができる。

村は、村防災計画に地区防災計画を位置づけるよう提案を受け、必要があると認めるときは、村防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3節 防災訓練計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、村は各防災機関と相互に緊密な連携を保ちながら、災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう技術の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、総合的かつ計画的な訓練を実施する。

1 防災訓練の実施責務・協力

- (1) 村は、単独又は他の防災関係機関と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 住民その他関係団体は、村又は他の防災関係機関が行う防災訓練に協力する。

2 防災訓練の種別

村が実施する訓練は次のとおりとする。訓練を行うに当たっては、訓練の目的や災害及び被害を具体的に設定した上で、防災関係機関との発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものになるように工夫する。

訓練の種別	時期	内容	参加機関
総合防災訓練	随時	風水害、火災、地震等大規模災害を想定した総合訓練	村、関係防災関係（住民を含む。）
消防団教養訓練	随時	一般教養、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）、基本法、実技	消防団
	随時	ポンプ操法、予防、火災防ぎょ	村、消防団
避難訓練	随時	村防災計画、学校、事業所計画による避難訓練	村、消防団、学校、事業所

※必要に応じて図上訓練も実施する。

3 訓練の時期

訓練の内容により、最も効果のある時期を選んで実施する。

4 訓練の方法

村は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に、又は他の防災関係機関と共同して、前記の訓練を個別に、又はいくつかの訓練を合わせて最も効果のある方法で実施する。その際、高齢者や障害者等の要配慮者に十分配慮する。

5 訓練結果の評価・総括

訓練実施後には、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用し、次回の訓練に反映させるように努める。

6 県及び他市町村等が実施する防災訓練への参加

村は、県、他市町村及び他の防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

第4節 防災体制の整備計画

災害に迅速・的確に対処するためには、村の災害対応体制をいち早く立ち上げるとともに、外部からの応援を適切に受け入れる体制を整備しておく必要がある。そこで、体制整備のために事前に行うべき事項を定め、着実に実行することにより災害に備える。

1 災害対策本部体制の充実

(1) 活動体制の整備

村は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員・配備・任務分担等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

(2) 初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響するから、村は意志決定者、配備基準、指揮命令系統について、職員に対する習熟を図る。

(3) 災害対策本部設備等の整備

- ア 備品の固定及び落下物の防止措置
- イ 停電時に備えた非常電源の整備
- ウ 無線機器の点検・整備
- エ 村内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備
- オ 災害応急対策に従事する職員の食料、毛布、衣類等の確保

2 防災拠点の整備

村は、災害応急対策の拠点となる防災拠点の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら避難活動、防災活動等を行いやすい環境整備に努める。

3 業務継続性の確保

村は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ及び非常時優先業務の整理について定めておく。

第5節 航空防災体制の整備計画

広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用することによって、各種災害発生時の被害を最小限に防止できる体制の構築に努める。

1 緊急ヘリポートの整備

- (1) 村は、災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地を選定し、その拡充を図る。
- (2) ヘリポート施設の管理者は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。

2 緊急ヘリポートの現状

本村における災害活動用緊急ヘリポートは次のとおりである。

村内災害活動用緊急ヘリポート

名称	所在地	面積	標高	役場との距離	水利状況	
					種類	容量・能力
北山村民グラウンド	北山村大字下尾井	9,000㎡	130m	2,400m	河川	北山川
北山村防災ヘリポート	北山村大沼	400㎡	126m	600m	河川	北山川

第6節 通信体制の整備計画

村は、防災関係機関との連携の下、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から災害の発生に備え、情報収集・連絡体制の整備を図る。

1 情報収集・連絡体制の整備

村は、防災関係機関との連携を図り、大規模災害発生時においても迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のとおり情報収集・連絡体制の整備に努める。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と村防災行政無線を接続することにより、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築する。

- (1) 無線通信網の多重化対策、施設・設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、防災関係機関と相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量等を確保する。
- (2) 各機関及び機関相互間における情報収集・連絡体制の整備を図る。また、洪水等による道路の状況を早期に把握し、孤立する集落への避難指示等を行える監視システムの構築を図る。
- (3) 被災者等への情報伝達手段として、村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、長期停電でも活用できるケーブルテレビやインターネット配信、携帯電話等の整備を推進し、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の確保に努める。

2 通信手段の確保

- (1) 村は、村防災行政無線等の通信手段の充実強化を図る。
 - ア 各無線局の設備及び各機器において、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるよう努める。
 - イ 機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。
- (2) 村は、災害時に孤立する可能性のある地域との通信の確保について、移動系無線、衛星携帯電話、デジタル同報系無線等のあらゆる通信手段を検討し、地域の特性に合った通信手段の整備に努める。
- (3) 村は、アマチュア無線の免許保持者の協力を得られるよう努める。
- (4) 村は、西日本電信電話株式会社の災害時優先電話の登録等について確認するとともに、取扱運用方法等の習熟に努める。
- (5) 村は、事業者と連携して、携帯電話の通信エリアの拡大に努める。

3 通信訓練

村は、災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平常時から関係機関との意思の疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

4 非常通信体制の充実強化

村は、防災関係機関と連携を図り、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平常時より非常通信の習熟に努める。

第7節 文化財災害予防計画

文化財は後世に伝えるべき貴重な財産だが、保存のみでなく活用との調和のとれた維持管理が求められている。そうした特性を踏まえ、文化財の管理状況を正確に把握し、施設の整備、文化財保護思想の普及・啓発及び指導の強化を推進する。

1 文化財の保存整備

(1) 管理状況の把握

村教育委員会は、事務局職員による適宜巡視、所有者又は管理者等による情報提供等を通じ、文化財の管理状況の把握に努めるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。

(2) 所有者又は管理者への指導

村教育委員会は、文化財の所有者又は管理者に対し、日常の災害対策の実施や防災計画及び災害時対応マニュアル等の作成について指導・助言を行う。

(3) 文化財保護思想の普及

村教育委員会は、文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じ、所有者又は管理者及び住民に対して文化財に対する防火・防災の趣旨の周知徹底を図るとともに、訓練や講習会の実施・参加を促進する。

(4) 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

村教育委員会は、消防機関、新宮警察署等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。

※資料編「4-15 文化財」参照

2 文化財種別対策

(1) 建造物

防火設備未設置文化財への設置と既設設備の点検整備の推進、風水害に備えた周辺環境整備、保存修理による建築物としての性能維持に努める。

(2) 美術工芸品・有形民俗文化財

防火・防犯設備未設置収蔵施設への設置に努める。

(3) 史跡、名勝、天然記念物

耐震対策・土砂災害の防止等の措置を図るとともに、指定地域内の建造物の防災については建造物に準ずる。指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施すことに努める。

3 施設整備等

村教育委員会は、県教育委員会、消防機関及び文化財の所有者又は管理者と協力して、次の予防対策を講ずるよう努める。

(1) 火災対策

火気の使用制限、たき火・喫煙禁止区域の設定、自動火災報知設備の設置、漏電

火災警報器の設置、消火栓（貯水槽を含む。）の施設設備の設置、ドレンチャー設備の設置、防火壁・防火設備等の設置、防災進入道路の整備・敷設、収蔵庫・保存庫の建設等の措置を講ずる。

(2) 雷火対策

各建物及び敷地内全体として避雷設備の設置の措置を講ずる。

(3) その他の対策

環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿等）、薬剤処理（蟻害、虫害、腐朽の予防）、防御網・阻止柵等の設置、収蔵庫の建設、施設への委託保管、電気的安全性の定期検査の励行、防災施設の定期的な点検の実施、非常通報器の確認等の措置を講ずる。

4 文化財の被災状況の報告

文化財の所有者又は管理者は、災害により文化財が被災した場合、その被災状況を直ちに村教育委員会に報告する。

村教育委員会は、管内の文化財の被災状況を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

第8節 避難計画

村は、主として防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設等の所有者又は管理者と連携して、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、住民等に周知徹底を図る。特に、要配慮者には十分配慮する。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

村は、住民の生命・身体の安全を確保するため、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに公示し、住民に周知する。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用してどの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努め、平常時から関係地域住民に周知を図り、災害時に速やかに避難できるようにしておく。

(1) 指定緊急避難場所

村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に緊急的に避難する指定緊急避難場所について、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定する。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定めるなど管理体制を整備しておく。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(2) 指定避難所

村は、指定避難所について、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(3) 指定緊急避難場所と指定避難所の違い等

村は、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

※資料編「3-1 指定緊急避難場所及び指定避難所」参照

2 指定避難所の設備及び資機材の準備

村は、指定避難所に次の設備及び資機材を必要なときに直ちに配備できるよう準備しておく。その際、高齢者や障害者等の要配慮者や、男女のニーズの違いを考慮した施設整備に努める。

- (1) 通信機材
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) 炊き出しに必要な器材及び燃料
- (5) 冷暖房器具等
- (6) 給水用器材
- (7) 救護所及び医療資機材
- (8) 物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント及び仮設トイレ
- (10) 防疫用資機材（マスクや消毒液、体温計等を含む。）
- (11) 工具類
- (12) 断水時の手洗い場

3 避難体制確立のための留意事項

村は、次の事項について記載した避難体制計画を作成し、避難体制の確立に努めるものとする。

- (1) 避難の指示等を行う基準及び伝達方法
- (2) 指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ① 給水措置
 - ② 給食措置
 - ③ 毛布、寝具等の支給
 - ④ 衣類、日用必需品の支給
 - ⑤ 負傷者に対する応急救護
- (5) 避難所の管理に関する事項
 - ① 避難中の秩序維持
 - ② 避難住民に対する災害情報の伝達
 - ③ 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - ④ 避難住民に対する相談業務
- (6) 災害時における広報
 - ① 防災行政無線による周知
 - ② 広報車による周知
 - ③ 避難誘導員による現地広報
 - ④ 自治会組織を通じた広報

4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の対応

村防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、次の事項に留意してあらかじめ防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、村長に報告し、当該計画に基づき、避難訓練を実施する。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等のほか、児童・生徒の保護者への引渡し方法及び地域住民の避難所となる場合の受入方法等について定める。
- (2) 義務教育の児童・生徒を集団的に避難させる場合に備えて、村教育委員会及び学校においては、避難所の設定及び確保並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- (3) 社会福祉施設等から入所者を他の安全な施設等へ集団的に避難させる場合において、避難所の確保、移送の方法、保健、衛生及び入所者に対する避難の実施方法等について定める。

第9節 医療体制確保計画

災害発生時における救急医療について、県、日本赤十字社、医師会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て、医療体制等の確保に努める。

1 初期医療体制の整備

村は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、普通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

- (1) 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- (2) 救護所を設置する施設等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 医療機関の協力により、医療班の編成についてあらかじめ定める。
- (4) 救護班の派遣要請の方法、重傷者の搬出方法等をあらかじめ定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

※資料編「4-7 救護所の設置予定場所」参照

2 医療体制等の整備

(1) 村

消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県防災ヘリコプターによる搬送の要請など、災害時の対応に関する関係機関との調整を行っておく。また、医療機関等の行う防災訓練に協力する。

(2) 医療機関

あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

- ① 災害時における医薬品等の需要については、迅速に対応できるようにする。
- ② 災害時における防災活動を迅速かつ適切に行えるように訓練等を行う。

3 災害情報の収集・連絡体制の整備

村は、医療機関の被害状況や医療機関に収容されている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、情報収集・連絡体制の整備に努める。

第10節 ボランティア活動環境整備計画

行政や住民の対応力を超える大規模災害の発生時においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が、被災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、県、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等と連携し、大規模災害発生時におけるボランティア活動を効果的に生かせるよう、平常時からボランティアの活動環境の整備に努める。

1 ボランティア、被災地生活支援NPOの募集・登録

住民のボランティア活動への関心は広く定着してきており、大規模災害が発生した場合、被災者の救援活動を希望するボランティアからの申し出が予想される。

村をはじめ関係各機関は、ボランティアや被災地生活支援NPOが被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、その環境づくりに努める。

- (1) 災害が発生した場合に被災者への支援活動を行うNPO・ボランティアをあらかじめ登録、把握しておくよう努める。
- (2) 指定避難所を指定する際に、グループとして救援活動に当たる救援ボランティアチーム等の活動拠点の確保についても配慮する。
- (3) 村は、ボランティア活動中の事故等により損害を受けた場合に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行うボランティア活動保険への加入を推奨し、その周知を図る。

2 一般ボランティアの活動環境整備

災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアの円滑な受入れ、ボランティア組織間の連携、その他の機能を担う災害ボランティアセンターの組織化に努め、その事務局を社会福祉協議会に設置するとともに、活動拠点の確保等、必要な対策を講ずる。

3 ボランティアコーディネーターの育成

社会福祉協議会と連携して、災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの活動を円滑にし、被災地のニーズとボランティアを効果的に結びつける役割を担うボランティアコーディネーターの育成に努める。

4 ボランティア活動の内容

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達の協力
- (2) 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の介護及び介護補助
- (3) 清掃の協力
- (4) 炊き出しの協力
- (5) 救援物資の仕分け及び配分

- (6) 初期消火・救助・救護活動の協力
- (7) 保健医療活動の協力（専門技術を有するボランティアのみ）
- (8) 通訳等の外国人支援活動（専門技術を有するボランティアのみ）

第11節 要配慮者対策計画

「要配慮者」（従来の災害時要援護者）とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。具体的には、一人暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人などである。

また、「避難行動要支援者」とは、基本法第49条の10において、市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とされている。

災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難である要配慮者に対し、迅速、的確な対応を図るための体制整備に努めるものとする。

1 避難行動要支援者の把握・情報伝達体制の整備

- (1) 自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織の活動を通じ、平常時から避難行動要支援者の状況を把握しておく。
- (2) 避難行動要支援者名簿の作成等

村は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しなければならない。また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、名簿の作成・更新においては、効率性・正確性の確保のための個人番号の活用を検討する。

さらに、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）として村防災計画に定めた消防機関、新宮警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

① 避難支援等関係者となる者

村関係部署、新宮警察署、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者

② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

次に該当する者のうち、在宅の者

ア 満80歳以上の者のみで構成する世帯の高齢者

イ 身体障害者手帳（1級・2級）の交付を受けている者のうち、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害の者

- ウ 療育手帳（A判定）の交付を受けている者
 - エ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者又は難病指定を受けている者
 - オ 介護保険法の要介護の認定を受けている者
 - カ その他村長が必要と認める者
- ③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 名簿には、次に掲げる個人情報を登録する。なお、名簿の個人情報は、村関係部署が管理する情報及び登録申請書により入手するほか、村で把握していない情報の取得が必要な場合、県やその他の関係機関に情報提供を求める。
- ア 氏名、性別、生年月日
 - イ 住所（又は居所）
 - ウ 電話番号その他の連絡先
 - エ 避難支援等を必要とする理由
 - オ 上に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、村長が必要と認める事項
- ④ 名簿の更新に関する事項
- ア 1年に1回更新する。
 - イ 登録事項に変更が生じた場合は、届出等によりその内容を変更する。
 - ウ 名簿登録者が死亡、村外転出及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を抹消する。
- ⑤ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために村が求める措置及び村が講ずる措置
- ア 名簿を外部に提供する際には、秘密の保持、施錠可能な保管場所での管理、名簿複製の禁止等を明記した「提供等に関する覚書」を交わす措置を講ずる。
 - イ 名簿を外部に提供する際に避難支援等以外には一切利用しない旨を明記した受領書の提出を求める。
- ⑥ 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 村が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において、避難行動要支援者の円滑な避難を考慮した措置を講ずる。
- ⑦ 避難支援等関係者の安全確保
- 避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。
- (3) 個別避難計画の作成等
- 名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合を除き、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努める。
- ① 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
- ア 優先度の高い避難行動要支援者の範囲
- 村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対して個別避

難計画が作成されるよう、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の地域における危険箇所の状況や当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度、独居等の居住実態、社会的孤立の状況等により個別避難計画作成の優先度を判断し、優先度が高い者から個別避難計画を作成する。

イ 作成目標期間

個別避難計画作成の優先度が高い者については、地域の実情を踏まえながら、令和3年に改正された基本法の施行からおおむね5年程度で個別避難計画を作成するよう努める。

ウ 作成の進め方

自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等と協力して村が優先的に支援する計画づくりと並行して、本人や家族、地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入した個別避難計画のうち、村が必要と定めた情報が記載されているものについても、村が作成の主体となっている個別避難計画として取り扱う。

② 避難支援等関係者となる者

「(2) 避難行動要支援者名簿の作成等」の「① 避難支援等関係者となる者」に準ずる。

③ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

「(2) 避難行動要支援者名簿の作成等」の「③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法」に準ずる。なお、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項等について、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員等）から情報を把握するものとし、その際、個別避難計画への避難を支援する者の記載等や外部への提供に関しては、避難を支援する者の了解を得て行うことを基本とする。

④ 個別避難計画の更新に関する事項

「(2) 避難行動要支援者名簿の作成等」の「④ 名簿の更新に関する事項」に準ずる。なお、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新するよう努めるとともに、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法に変更があった場合にも、適時適切に更新する。社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、避難確保計画や非常災害対策計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに個別避難計画を作成するなど、避難支援に切れ目が生じないよう留意する。

⑤ 個別避難計画に記載し、又は記載された情報の提供に際し情報漏えいを防止するために村が求める措置及び村が講ずる措置

「(2) 避難行動要支援者名簿の作成等」の「⑤ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために村が求める措置及び村が講ずる措置」に準ずる。

⑥ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

「(2) 避難行動要支援者名簿の作成等」の「⑥ 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮」に準ずる。

⑦ 避難支援等関係者の安全確保

「(2) 避難行動要支援者名簿の作成等」の「⑦ 避難支援等関係者の安全確保」に準ずる。なお、個別避難計画については、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではなく、計画策定の関係者や避難支援等関係者等に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものとして周知する。

(4) 名簿情報等の共有

個人情報保護に留意した上で名簿情報等を共有し、避難支援等関係者等と連携を図る。

(5) 障害者に対し適切な情報を提供するため、専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムを整備する。

(6) 災害時において保育を必要とする児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。

① 保育を必要とする児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとする。ただし、保育所を設置しない地域にあっては、臨時保育所を開設できるものとする。

② 保護者を失った児童があるときは、東牟婁振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護するものとする。

(7) 水防法に基づく浸水想定区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、村防災計画に当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

2 社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

① 施設利用者の安全を確保するための組織体制の整備

② 避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画の樹立、避難訓練の実施

③ 入所者利用状況の把握

(2) 施設・設備の整備

① 施設の耐震性、安全性の向上

② 防災設備、資機材の整備

③ 自家発電機、緊急時の食料、水及び緊急ベッド等の確保

④ 地域住民の連携協力が得られるよう地域に密着した施設づくり

3 在宅要配慮者対策

(1) 防災関係機関、自主防災組織等による避難誘導、救助等の体制整備

(2) 情報伝達、緊急通報システム体制の整備

(3) 防災製品、防災器具等の普及促進

4 観光旅行者及び外国人への対策

災害が発生した場合、地理に不案内な観光旅行者や言語の不自由な外国人は被害を

受けやすいため、指定避難場所、指定避難所へのわかりやすい誘導標識や外国語表示による誘導標識の設置に努めるものとする。

5 災害時に特に配慮すべき事項

村は、災害時に次の事項について、要配慮者に十分配慮する。

- ① 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難指示等の情報提供
- ② 自主防災組織、民生委員・児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- ③ 名簿等の活用による居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見
- ④ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- ⑤ 避難所等における要配慮者の把握とニーズ調査
- ⑥ 生活必需品への配慮
- ⑦ 食料の配慮（やわらかい食品等）
- ⑧ 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援
- ⑨ 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的実施
- ⑩ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ⑪ 仮設住宅への優先的入居
- ⑫ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ⑬ ケースワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策
- ⑭ インフルエンザ等感染症の防止
- ⑮ 社会福祉施設等の被害状況調査
- ⑯ 医療福祉相談窓口の設置

6 福祉避難所の指定等

大規模災害が発生し、要配慮者を多数収容し保護する必要がある場合は、次の措置をとるものとし、平常時から協定締結等必要な環境整備を行う。

(1) 社会福祉施設への入所

特に介護を要する者から順次村内にある社会福祉施設への緊急入所を要請し、一時的な保護を行い、介護など対象者に応じたきめ細かなサービス提供を行う。

なお、社会福祉施設においても、水・食料その他の物資や介護用品、障害者用機器等の備蓄に努める。

(2) 福祉避難所の指定

指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、その公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

※資料編「3-2 福祉避難所」参照

7 その他

(1) 医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療）の事務処理対策

① 県の設置する保険医療機関等関係機関との連絡調整班の活用

② 臨時医療保険相談所等の開設

ア 被災時の一部負担金等について

災害の被災者にあっては、受診時の一部負担金及び入院時の食事に係る負担額の猶予について、関係機関の協力を得る。

イ 被保険者証等の再交付

被災者から被保険者証等の再交付申請があった場合、免許証等本人であることを確認の上、速やかに交付できるように関係機関の協力を得る。

ウ 保険料の納付について

保険料に係る納期限の延長や、免除について関係機関の協力を得る。

(2) 介護保険制度の事務処理対策

① 被保険者証の取扱いについて

被災により被保険者証が消失している場合や提示不可能となっている場合等でも介護サービスが受けられるよう、県及び国と連携して体制整備を進める。

② 被災時の利用者負担について

被災により介護サービス等に必要な費用を負担することができなくなった介護サービス受給者に対する減免措置が速やかに行えるよう、体制整備を進める。

③ 介護保険料の納付について

被災により第1号保険料の納付が困難となった者に対する保険料の減免又は徴収の一部猶予が速やかに行えるよう、体制整備を進める。

第12節 緊急輸送道路の活用計画

大規模災害においては、輸送路となる道路が重要であることに鑑み、多重性、代替性を有し、防災上の拠点となる施設や輸送拠点を連絡するような緊急輸送道路のネットワークの活用を図る。

1 緊急輸送道路の活用

緊急輸送道路は、災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために重要であり、そのネットワークの活用を図るため、緊急輸送道路と本村の防災拠点を連絡する村道について、計画的に整備を進める。

緊急輸送道路ネットワーク路線名

機能区分	道路種別	路線名
第2次	一般国道 (指定区間外)	国道169号

2 緊急通行車両の事前届出

(1) 事前届出

村は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について、新宮警察署を經由して県公安委員会に事前に届出を行う。

(2) 県公安委員会の緊急通行車両等事前届出済書の交付

県公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項に基づき使用される車両であることの確認について事前届出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、緊急通行車両等事前届出済証を交付する。

※資料編「6-2 緊急通行車両事前届書」（様式）参照

第13節 防災用資機材整備計画

大規模災害発生時には、道路や通信網が途絶するとともに、広域にわたり防災用資機材の調達需要が発生することが予想されるため、防災用資機材の備蓄を計画的に行う必要がある。

1 防災資機材整備点検の実施

村は、消防団各分団において、水防資機材の配備を図る。

整備点検の実施については、梅雨期前、台風期前及び火災多発期前に行い、不足資機材についてはその都度補充する。

(1) 整備項目

- ① 水防、消防等の資機材
- ② 建設用資機材
- ③ 医薬品、衛生材料等の医療品
- ④ その他災害用装備資機材（広報車等）

(2) 保有資機材の点検

- ① 不良箇所の有無
- ② 機能試験の実施
- ③ 種類、規格及び数量の確認
- ④ 薬剤等の効能の確認
- ⑤ その他

第14節 食料、水、生活必需品等の確保計画

村は、防災関係機関との連携の下、災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、水、生活必需品、医薬品等の緊急物資の確保に努める。

1 食料、水及び生活必需品の確保

災害が発生した場合の住民の生活を保護するため、食料、水、生活必需品等（以下この節において「物資」という。）の確保について、平常時から次の措置を行う。

- (1) 被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、村は、県の地震被害想定結果等を参考に、緊急に必要な物資を備蓄しておく。
- (2) 耐用年数等に鑑み、多量の備蓄を行うことが困難な物資があることを踏まえ、公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資の保有者や流通業者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分計画を作成する。
- (3) 住民及び自主防災組織に対して、7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄の実施と3日間程度の非常食を含む非常持出品の準備を含む緊急物資確保対策の普及・啓発、指導を行う。

2 給水体制の整備

- (1) 給水タンク・簡易濾過器等応急給水資機材を整備する。
- (2) 住民に対し、貯水や応急給水について普及・啓発、指導を行う。
 - ① 貯水すべき水量は、1人当たり1日3リットルを目安とし、世帯人数の3日分を目標とする。
 - ② 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - ③ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。
- (3) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

水道普及率

(令和3年12月1日現在)

行政区域 内総人口	簡易水道		普及率
	箇所数	現在給水人口	
426人	1	424人	99.5%

3 医薬品、衛生材料等の確保

- (1) 村は、医療機関等と協力して、災害時に緊急に必要な医薬品、衛生材料等の備蓄に努めるとともに、確保・調達に民間事業者等の協力が得られるようあらかじめ協議しておく。
- (2) 村は、避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

4 備蓄管理の推進

災害発生時に迅速に対処するため、村は、備蓄倉庫の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄物資の在庫管理に努める。

第15節 防疫予防計画

災害の発生に伴う感染症のまん延等を未然に防止するため、防疫体制を確立する。

1 実施体制

災害時における被災地域の防疫活動は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、県の指導、指示に基づいて村が行う。村のみでの実施が困難なときは、県（保健所）の応援を得て実施する。

2 防疫予防計画

- (1) 災害発生時に迅速な防疫活動が実施できるように、あらかじめ防疫班の編成を想定し、4～5人の担当可能な職員を定めておく。なお、職員だけで防疫班を編成することが難しい場合、作業員の雇い上げ等を想定した準備を進める。
- (2) 防疫用資機材及び薬品の調達計画を作成し、確保を図る。
- (3) 防疫作業の習熟を図り、防疫訓練を実施する。
- (4) し尿、ごみの自家処理の普及など、住民が行う防疫及び保健活動について、普及・指導を行う。

第16節 廃棄物処理体制整備計画

災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に搬出し処理するために、平常業務を通じて諸計画を樹立し、災害廃棄物処理の万全を期する。

1 災害廃棄物処理計画の策定・見直し

村は、不測の事態に備え、大規模災害時の具体的な行動指針となる災害廃棄物処理計画を策定し、実情に合わせた見直しを行う。

2 人員の確保

村は、上下北山クリーンセンターに対し、災害時に関係者全員が廃棄物処理に従事できるよう、平常時から特に健康保持について留意するよう要請する。

3 収集車両の整備点検

村は、災害時においてごみの収集業務が円滑に実施できるよう、平常時からごみ収集車両の整備点検の実施と収集作業員との協力体制の確立に努める。

4 廃棄物処理施設の整備点検等

- (1) 村は、上下北山クリーンセンターに対し、災害時に施設の円滑な稼働が損なわれることのないよう、浸水対策を促進するとともに、平常時から整備点検に努めるよう要請する。
- (2) 村は、上下北山クリーンセンターに対し、停電時の非常用自家発電設備の確保を要請するとともに、災害により施設の稼働が不能となった場合の代替施設の確保に努める。

5 災害時の相互協力体制

村は、動員体制及び市町村間の応援協力体制の整備、廃棄物関係事業者等との協定・覚書の締結に努める。

6 仮設トイレ、廃棄物の仮置き場等の確保

- (1) 村は、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の備蓄、調達等の体制の整備に努める。
- (2) 村は、一般廃棄物の収集車両の確保及び収集体制の整備に努める。
- (3) 村は、災害時に排出される廃棄物を一時的に保管する仮置き場の確保を図る。

第17節 火災予防計画

火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減及び拡大防止を図るため、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

第1 火災予防計画

1 消防団の充実強化

消防団員の教育に努め、必要に応じ、和歌山県消防学校への入校を促進するとともに、消防用機械器具操法訓練、分団ごとの放水演習や地区演習、年1回以上の防火訓練、救急訓練及び災害応急対策訓練を実施し、消防団の充実強化を図る。

2 消防施設の拡充強化

消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、消防施設・設備及び人員の確保を図り、装備の近代化を促進する。また、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）を充足するように消防水利施設の整備を図るとともに、その適切な配置に努める。

3 火災予防の普及・啓発

村は、広報誌への関連資料の掲載、防災行政無線による広報や秋・春2回の火災予防運動等を通じて住民に対する防火知識の普及・啓発、住民全体の連帯的防火意識の向上を図る。

4 初期消火体制の整備

家庭や職場等で地域住民が行う初期消火の実効性を高め、火災に伴う被害を最小限に軽減するため、家庭、地域及び職場における自主防災体制の充実を図るとともに、新宮市消防本部と連携して、次の活動を実施する。

(1) 家庭、地域における初期消火体制の整備

- ① 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平常時から出火初期段階における初期消火等の訓練を実施する。
- ② 消火器、消火バケツ等の設置の普及に努める。
- ③ 法律で設置が義務づけられた住宅用火災警報器の普及啓発を実施する。

(2) 事業所等における初期消火体制の整備

- ① 火災時に事業所単独で行動できるよう、事業所における自衛消防組織等の育成強化を促進する。
- ② 従業員及び周辺住民の安全確保のために、平常時から出火初期段階における初期消火等について具体的な対策の検討を促進する。

(3) 地域ぐるみの防災訓練等の実施

- ① 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

- ② 計画的かつ効果的に防災教育を行い、住民の防災活動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

5 予防査察

村は、新宮市消防本部と連携して防火対象物の予防査察を計画的に行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行う。

6 防火対象物の防火管理者への指導

村は、学校、事業場等の消防法第8条に規定する防火対象物の管理者等に対し、必ず防火管理者を選任するように指導するとともに、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用施設等の整備点検並びに火気の使用等の防火管理を徹底するよう指導する。

また、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図るとともに、消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着工の届出、防火対象物使用開始の届出及び防火対象物における用途変更の際の指導を的確に行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

7 消防機械器具の整備点検と水利の確保

村及び消防団は、火災が発生した場合、迅速に消防活動が実施できるよう、平常時から消防機械器具の点検と水利の確保に努める。

(1) 消防機械器具の整備点検

円滑に消火活動を行うため、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等の消防機械器具の整備点検に努める。

① 通常点検

毎月1回以上、消防機械器具の手入れ及び放水試験等を行う。

② 特別点検

毎年1回以上、分団ごとの点検を行う。

③ 現場点検

火災警報等の発令下において、消防機械器具、人員の配置及び防火等の対策が適正に行われているかを点検する。

(2) 水利の確保

災害時の消火栓の使用不能等に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、河川、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

8 救急・救助体制の整備

(1) 村は、消防団員の資質の向上を図るとともに、新宮市消防本部との連携体制の強化に努める。

(2) 村は、住民に対して心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進

する。

- (3) 村は、自らが保有する救助資機材だけでは不足する場合に備えて、民間団体等の重機等の提供が受けられるよう協力体制の整備に努める。

第2 林野火災予防計画

1 林野火災予防思想の普及徹底

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など、人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護及び予防思想の普及徹底を図る。

- (1) 村は、県、消防機関、森林管理事務所その他林野関係各機関等と連携して広域的な林野火災防止運動を展開するとともに、要所に防火標語を掲示し、登山、観光、保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。
- (2) 村教育委員会は、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

2 活動体制の確立

村は、消防機関等と連携し、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

- (1) 村及び消防機関は、消防区域に関係ある森林管理署、森林組合、開拓関係団体、隣接市町村等と消防計画に必要な事項について協議し、村内林野の地勢、植生及び気象条件等を考慮して、林野火災に即応できる組織の確立や出動計画を含む林野火災消防計画を樹立するものとする。
- (2) 村及び消防機関は、県と連携し、隣接市町村の消防機関との広域的な応援体制並びに県警察及び自衛隊その他の機関の関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるように努める。また、林野火災の予防、警戒、鎮圧活動は、森林関係行政機関、山林所有者、山林作業従事者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが大きく、特に鎮圧活動には消防地域の接する消防機関の相互援助協力によって目的を達することが多いことから、これらの関係機関及び団体等と共助協力体制の整備充実留意する。
- (3) 村、消防機関及び林野関係者は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材（鋸、鋏、鎌、トランシーバー等を含む。）の整備・充実を図るものとする。
- (4) 林道管理者は、消防用車両の通行に支障のないよう、林道の適正な維持管理に努めるものとする。
- (5) 村は、防火水槽等を整備するほか、川、池等の自然水利を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。
- (6) 村は、大規模林野火災に対処するため、県防災ヘリコプター・自衛隊ヘリコプター等による空中消火作業が円滑に実施できるよう受入体制を確立する。

3 監視体制の強化

村は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

- (1) 気象情報等が、火災予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。
- (2) 火災警報の住民、入山者への周知徹底は、防災行政無線及び広報車による巡回広報等により行う。

4 林野所有（管理）者等への指導

- (1) 村は、北山村森林組合等の関係機関の協力を得て、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行う。
- (2) 村は、北山村森林組合等の関係機関の協力を得て、林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。
- (3) 森林への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条及び北山村火入れに関する条例（昭和59年北山村条例第13号）の定めるところにより、村長の許可がなければ行ってはならない。火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、事前にその市町村に通知する。
- (4) 村は、気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時において特に必要と認めるときは、一定区域内のたき火、喫煙など、火の使用制限を徹底する。
- (5) 消防機関は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

第18節 建造物等災害予防計画

災害に対し、建築物の安全性を確保し、人身事故を防止するため、各種災害に対応し、被害の未然防止及び円滑な復旧を図り、関係機関との協力等を図る総合的な防災対策を推進するとともに、宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊、調整池の堤防決壊等の災害を未然に防止するため、安全かつ良好な宅地の確保を図る。

第1 建造物災害予防計画

1 建築物の防災対策

村は、住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関と連携の上、次の対策を講ずる。

(1) 建築物の耐震改修の促進

建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の普及啓発を図るとともに、関係団体に対する法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努め、建築確認申請時等において防火上及び耐震上等の指導を行う。また、地震により倒壊した建築物等が避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、避難路沿いの建築物等の耐震化を図る。特に大地震時に多大な被害が予測される古い住宅については、耐震改修に取り組む負担を軽減するために、県と連携し、耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を助成するなどして耐震改修を支援する。

(2) 建築物に関する指導

適切な維持保全により建築物の安全性を確保するため、年2回の建築物防災週間を中心に防災査察や必要な指導を行い、防災改修を促進するとともに、現行の耐震基準を満たしていない建築物に対して、耐震診断と必要な耐震改修を実施するよう指導を行う。また、建築物の窓ガラス・外壁等の落下物の点検・改修指導及びコンクリートブロック塀の安全対策についても点検改修指導を行う。

(3) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

震災後は直ちに地震活動等による災害の拡大を未然に防止するため建築物の危険度を判定し、居住者に注意喚起する応急危険度判定を実施する必要があるため、県と連携して、応急危険度判定士として登録した者についての連絡体制、出動依頼及び命令系統等の出動体制を整備する。

(4) ポスター掲示及びパンフレット配布

建築物防災週間を中心に、公共施設、公民館その他人目につきやすい場所へのポスター掲示やパンフレット配布を行う。

(5) 県事業等の活用・啓発

県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業や各種まちづくり事業等の活用と啓発に努める。

(6) 耐震相談窓口の活用

建築物の耐震に関する相談に応じるため、県が関係団体(建築士会、建築士事務

所協会等) と連携して設置する相談のための窓口の活用を図る。

2 公共建築物の耐震対策

村は、公共建築物の耐震改修対象建築物の把握や耐震対策市町村連絡会議への参加等により、公共建築物の耐震に関する知識を深めるとともに、耐震対策の推進及び技術の向上を図る。

3 計画的なまちづくり

村は、災害時における人命の保護、災害拡散防止のため、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築を促進し、及び公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備を行う。

- (1) 老朽建築物や木造住宅密集地域の解消
密集市街地整備等により、震災時における危険度の高い地域の解消を促進する。
- (2) 地域の要望に合ったまちづくりの誘導
地域のまちづくりを支援し、建築物の共同化や建築協定、総合設計制度等による安全な市街地の整備を誘導する。
- (3) 高齢者や障害者に障壁のない市街地の整備
建築物の耐震性の向上に加えて、建築物内から避難地等まで安全で障壁のない避難路の確保のため、高齢者、障害者にも安全な高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）及び和歌山県福祉のまちづくり条例（平成8年和歌山県条例第41号）に適合した建築物等の整備促進を図る。
- (4) 公共建築物の耐震化
災害時の拠点や避難場所となる公共建築物の耐震化、災害時用の倉庫や耐震型貯水槽の整備を促進する。
- (5) 民間建築物の耐震化
多数の者が使用する建築物に対する耐震性能の強化を促進する。

第2 宅地災害予防計画

1 宅地防災月間の活用

村は、梅雨期及び台風期の宅地災害に備え、住民及び関係業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるために県の定める6月及び9月の2期の宅地防災月間中に、県と連携して規制区域内の巡視や現地指導を行う。また、広報活動を実施して住民へのPRに努める。

2 宅地防災工事の貸付金制度の活用

村は、改善を必要とする宅地について、住宅金融支援機構による貸付制度のPR及び指導を行う。

3 被災宅地危険度判定体制の整備

村は、大地震等（地震又は降雨）により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、

二次災害を防止、軽減し、住民の安全確保を目的として、和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱に基づく被災宅地の危険度判定を実施する必要があるため、県と連携して、被災宅地危険度判定士に関する担当窓口及び連絡体制を整備し、判定活動の円滑な実施を図る。

第19節 風水害予防計画

台風等による災害は、しばしば村内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。また、本村は、自然的要因から土砂災害やがけ崩れ等の可能性もあることから、被害を最小限にとどめるための体制整備等の予防対策に努める。

1 河川等防災計画

(1) 河川管理施設等の災害予防

河川管理者等は、次により河川施設及び災害危険箇所の点検、調査等の災害予防対策を講ずる。

- ① 各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。
- ② 災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

(2) 洪水浸水想定区域内の警戒避難体制の整備

洪水浸水想定区域の指定があった場合、水防法第15条に基づき、村防災計画に、洪水予報・氾濫危険水位情報・避難判断水位情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）がある場合は、当該施設の名称及び所在地並びに施設の所有者等に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。また、これらの事項を住民等に周知させるため、洪水ハザードマップ等を作成して配布するとともに、必要に応じて洪水ハザードマップ等の見直しを行う。

第20節 道路関係災害予防計画

村は、管理する道路施設等の防災点検等を実施するとともに、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努め、ネットワークの充実を含む災害等に対する安全性の確保を図る。

1 道路災害予防計画

(1) 防災点検等の実施

防災点検を定期的の実施し、補修等対策工事の必要な箇所への把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

(2) 道路施設の防災対策及び改良整備

防災点検等で補修等の対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間において、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から、順次防災対策や改良整備を実施する。

(3) 道路通行規制等の実施

異常気象等によりあらかじめ道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

また、山岳地帯を縦断する本村の道路事情により、落石の危険が指摘されている箇所もあることを踏まえ、道路利用者への周知に努める。

(4) 復旧用資機材等の確保

災害発生時における道路及び橋りょうの破損・崩壊箇所を迅速に補修するために、復旧用資機材等の確保について工事業者の協力の約束をあらかじめ取り付けておくなどの対策を講ずる。

(5) 道路施設の被害情報収集体制の確立

道路や橋りょう等、交通施設の被害状況を迅速に把握できる体制を構築し、初動期の被害情報収集に備える。

(6) 大う回路や局地う回路の選定

道路や橋りょう等の交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大う回路や局地う回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。

(7) 他機関との情報交換体制の確立

道路や橋りょう等の交通施設の被害が発生した場合の被害情報、通行の禁止又は制限等の規制情報等、他機関との情報交換体制の確立を目指し、各種事前協議及び協定を行うとともに、通信手段の多ルート化に努める。

2 雪害予防計画

(1) 凍結防止剤の確保

村内の冬期道路交通を確保するため、凍結防止剤の確保を図り、地形又は道路構造上から路面凍結が起りやすいと考えられる区間、場所等に対応可能な配置等に努める。

第21節 土砂災害予防計画

土石流、地すべり、がけ崩れ等による災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、村は、関係機関と連絡をとり、危険地域の現況を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

1 山地防災計画

村は、国及び県の協力を得て、次の山地災害予防対策を講ずる。

(1) 森林整備の推進

- ① 国又は県の作成した保安林整備計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。
- ② 林業生産活動の一環として行われる造林、保育、間伐等の森林施業を促すとともに、間伐等の遅れにより森林が荒廃して山地災害が発生するおそれのある箇所について、本数調整伐等を積極的に実施し、森林の持つ防災機能の強化を図る。

(2) 治山事業等の推進

山地災害危険地区やその他の危険度の高いものについて、県が計画的に実施する治山事業を促進するとともに、既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。また、新生の荒廃危険箇所等についても、詳細な現地調査や巡視を続け、治山事業が必要であると判断される場合は、順次治山事業実施のための措置を講ずる。

(3) 林道施設の整備

災害時に孤立のおそれのある集落の避難・う回路として、連絡線形となるような林道を森林整備事業計画に基づいて整備するよう努める。

(4) 防災知識の普及

防災知識の普及のため、山地災害防止キャンペーン等の機会を通じ、パンフレットの配布や情報提供等を実施する。

※資料編「2-3 山地災害危険箇所（山腹崩壊危険地区）」参照

※資料編「2-4 山地災害危険箇所（崩壊土砂流出危険地区）」参照

2 土砂災害予防計画

村は、災害の発生が予想される地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域等について、防災施設の整備等の土砂災害対策の実施を県に対して促進するとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備を図る。

また、ハザードマップ等の作成や研修会等の機会を通じて住民に対して災害危険箇所等の周知を図り、要配慮者利用施設や自治会等と連携して、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

※資料編「2-2 土石流危険渓流」参照

※資料編「2-5 急傾斜地崩壊危険箇所」参照

※資料編「2-6 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」参照

(1) 地すべり対策事業の推進等

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設等に被害を与える直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想されることから、県に対して、地すべりが発生するおそれのある区域の地すべり防止区域としての指定を促進するとともに、地すべり防止区域内における切土・盛土等の地すべりを助長・誘発するおそれのある行為の制限等を行う。

また、避難場所、地域防災拠点及び要配慮者利用施設の重点的な保全などをはじめ、計画的な地すべり対策事業の実施に努める。

(2) 砂防事業の推進等

県に対して、土砂の生産等に伴い流域に被害を及ぼす区域の指定を促進するとともに、区域内における立木の伐採、土石の採取等の一定行為の禁止・制限等を行う。

また、避難場所、地域防災拠点及び要配慮者利用施設の重点的な保全などのほか、砂防施設の整備については、土石流危険渓流を対象に砂防えん堤工、渓流保全工などの防止施設を重点的に整備し、土石流等による災害の防止工事を促進する。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業の推進

県に対して、急傾斜地の崩壊により人命被害の発生するおそれのある区域の指定を促進するとともに、区域内における急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないよう一定行為の制限等を行い、防災体制の確立を図る。また、避難場所、地域防災拠点及び要配慮者利用施設の重点的な保全などをはじめ、危険度の高い箇所から積極的に急傾斜地崩壊防止工事を促進する。

(4) 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

土砂災害警戒情報及び気象情報等の情報、土石流の前兆現象（山鳴り、溪流の水位激減、濁りや流木など）等に基づき、土砂災害警戒区域や土石流危険渓流等の必要と認める地域の住民に対し、次のように警報、避難指示等を伝達するとともに、土石流等に対して安全な避難場所の情報を明示する。

なお、土砂災害警戒区域等においては、防災パトロールを行い、実態の把握と災害の未然防止に努める。

また、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布により住民に周知する。さらに、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても村防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

① 警報の発令時（警戒体制）

住民に対して、防災行政無線又は広報車等による広報を行うとともに、土砂災害警戒情報及び気象情報等の情報、土石流の前兆現象等の連絡を受けた消防団員又は関係職員が危険箇所等の巡視を行う。

② 避難指示等の発令時（避難体制）

住民に対して、防災行政無線、電話及び広報車により伝達するとともに、公共機関や事業所に対し、防災行政無線及び電話により伝達する。

避難誘導は、消防団を中心に行うこととし、消防団本部が村内全域を、第1分団が七色及び竹原、第2分団が大沼、第3分団が下尾井の各地区を、それぞれ担当する。

(5) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における防災体制の確立

村防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。また、作成した計画を村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施する。村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

また、従来から要配慮者は自力で避難することが一般的に困難であることに鑑み、近隣住居者等の協力を得て早めの避難誘導を行うよう努める。

※資料編「3-3 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」参照

(6) 緊急用の資機材の確保

各施設の管理者は、緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

第22節 危険物等災害予防計画

危険物、火薬類、高圧ガス等による災害の発生・拡大を防止するため、関係機関と連携して、保安意識の高揚及び自主保安体制の整備を図るなど、災害予防対策を推進する。

第1 危険物等災害予防計画

1 村内における危険物等施設（令和3年12月1日現在）

- (1) 北山村大沼北山振興株式会社

2 保安教育等

村は、県及び消防機関等と連携して、危険物、火薬類、高圧ガス等を取り扱っている施設の管理者等に対して保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、事業所等における自主保安意識の高揚を図る。また、消防法、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）等の規定に基づき消防機関等が行う保安指導に協力し、自主保安体制の確立を図る。

さらに、施設の管理者等による保安教育計画の作成を促進し、これに基づく従事者への教育の徹底を指導する。

第2 有害物質流出等災害予防計画

1 石綿飛散防止対策

- (1) 村は、県と連携した体制を構築し、県の作成したアスベスト台帳を共有して、著しく飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている可能性がある建築物の情報を把握する。
- (2) 村は、吹付け石綿（レベル1）の廃棄物処理等について、災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。
- (3) 村は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。

2 有害物質流出防止対策

- (1) 村は、有害物質貯蔵事業所敷地外の土壌汚染等の対策について、県及び事業者と連携した体制を構築し、有害物質貯蔵事業所の情報を把握する。
- (2) 村は、県、関係市町村及び事業者と連携し、定期的に災害に備えた予防措置や災害時の対策について情報交換を行う。

第23節 ライフライン施設災害予防計画

水道、電力、公衆電気通信等のライフライン施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、各ライフライン事業者等は、災害予防対策を実施する。

1 簡易水道施設

- (1) 村は、老朽化した簡易水道施設の更新に努める。
- (2) 村は、災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- (3) 村は、簡易水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備を図る。
- (4) 村は、他の市町村と災害時応援協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。
- (5) 村は、応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行うための体制を整備する。

2 電力施設

事業者（関西電力送配電株式会社 和歌山支社）は、事業者の防災業務計画に基づき、災害予防対策を実施する。

村は、事業者による災害に強い電気供給システムの整備を促進するとともに、災害時を想定した早期復旧体制の整備等の予防対策に協力する。

3 公衆電気通信施設

事業者（西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）は、各事業者の防災業務計画に基づき、災害予防対策を講ずる。

村は、災害時の被害状況等の早期把握のため、事業者との連絡体制をあらかじめ整備する。

第2章 災害応急対策計画

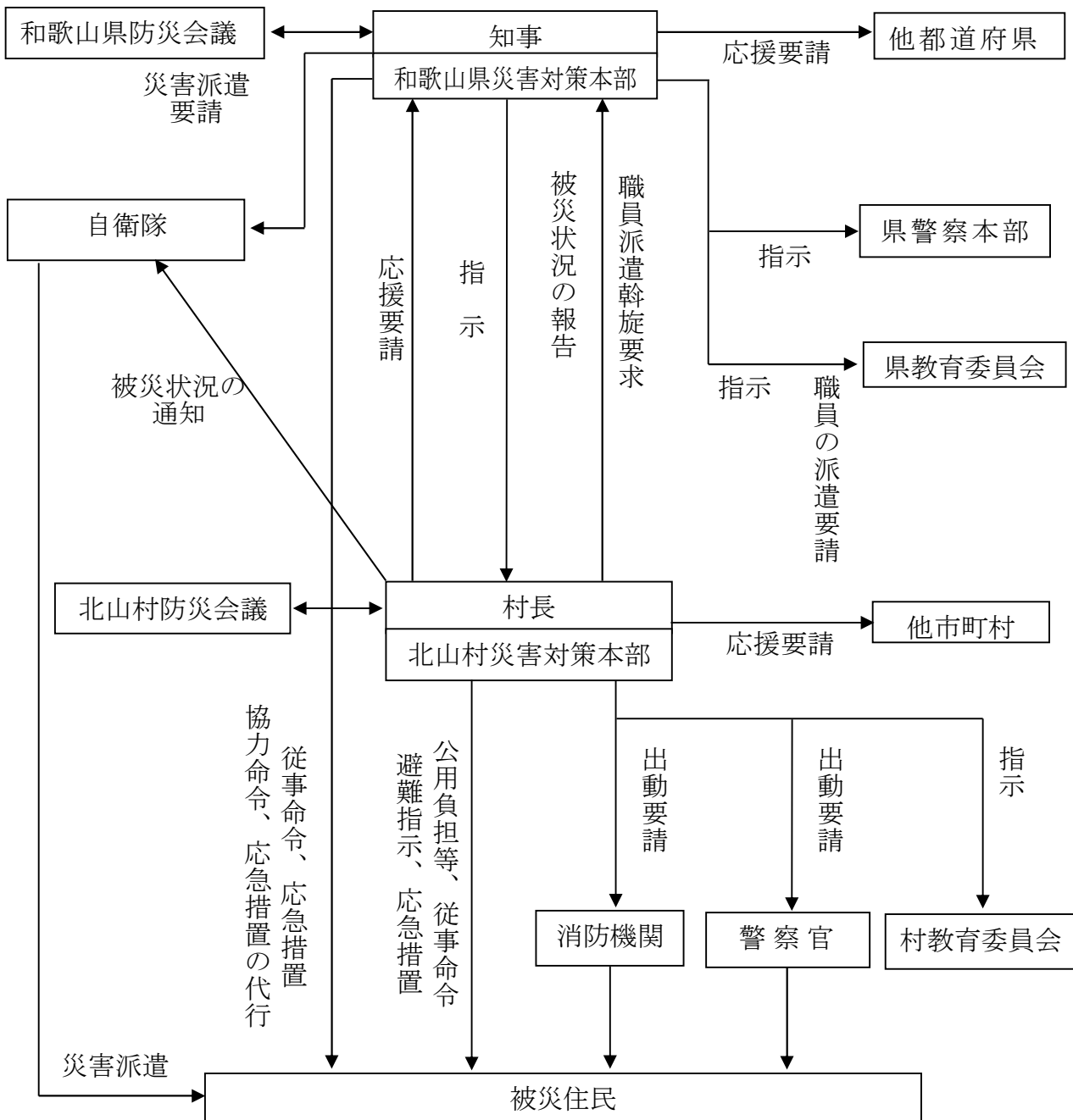
第1節 防災組織計画

第1 組織計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、村は、必要に応じて災害本部等を設置し、緊密な連絡、協力の下に災害応急対策活動を実施する。

1 防災活動体制

防災活動のための体制は、おおむね次のとおりである。



2 風水害等警備体制

村は、気象状況等に留意し、災害の発生が予想される場合、災害対策本部設置以前の体制として、次の基準による警戒配備体制を敷き、気象や水防等の情報収集及びその通報並びに被害状況等の取りまとめ、その他災害対策に関する連絡調整の万全を期する。ただし、水防関係の体制については、村水防計画の定めるところによる。

(1) 配備の基準（地震に対する基準は、第3編 震災対策計画編に記載）

職員の配備基準は、次表のとおりとする。ただし、配備人員の数は、災害の状況、規模等により適宜増減することができる。

区分	基準	配備内容
1号警戒配備	① 大雨又は洪水注意報等が発表され、被害の発生するおそれがあり、警戒を必要とするときで、七色ダムの放流量が1,500トンに達し増加の見込みであるとき。 ② 大雨、洪水、暴風、暴風雪又は大雪のいずれかの警報が発表されたとき。 ③ 水防指令第1号が発令されたとき。	各課等の必要最小限の所要人員をもって災害に対する警戒体制をとり、併せて災害が発生した場合に対処し得る体制とする。
2号警戒配備	① 大雨又は洪水警報等が発表され、被害の発生するおそれが強くなったときで、七色ダムの放流量が3,000トンに達したとき。 ② 水防指令第2号が発令されたとき。 ③ 総務課長が必要と認めたとき（台風接近のため、厳重な警戒が必要な場合等）。	村内全部に中規模災害が、又は一部の地域において、大規模災害が発生した場合に対処し得る相当規模な配備体制とする。
3号警戒配備	① 七色ダムの放流量が4,000トンに達し、増加の見込みであるとき。 ② 本村が台風の暴風圏内に入り、大規模な災害が発生すると認められるとき。 ③ 水防指令第3号が発令されたとき。 ④ 総務課長が必要と認めたとき（災害により被害があった場合等）。	全職員をもって、大災害が発生した場合直ちに完全な活動を行うことができる体制とする。

(2) 配備の決定

風水害等警戒体制の配備については、総務課長が気象等の状況を判断し、決定する。

(3) 配備人員

担当課 配備基準	総務課	住民 福祉課	産業 建設課	地域 事業課	観光課	教育 委員会	消防団
1号警戒配備	課長 防災担当	課長	課長	課長	課長	次長	
2号警戒配備	全職員						消防団長
3号警戒配備	全職員及び全消防団員						

(注) この配備基準を基準として、状況に応じ対応する。

(4) 事務分掌

各課等における要員は、各所属で執務し、おおむね災害対策本部設置時の所掌事務（主として情報の収集・伝達）に当たる。

3 被害状況による防災体制の区分

大規模災害が起こった場合、国道169号が土砂崩れ等により通行できなくなり、また、電話等の通信機器が使えないなど、地区の寸断が予想される。

また、発生時間等によっては、役場が行政機関として機能できず、災害対策本部をすぐに立ち上げられないことが予想される。

そのため、被害発生から、(1) 各地区が分断された状況、(2) 隣接地区までの道路が復旧後、(3) 災害対策本部を設置した段階の3段階に分けて、次に示すとおり防災体制を計画する。

また、(1)・(2)の段階では、災害対策本部が設置できないため、各自治会長の責任において、救助、避難誘導等の指示を行うものとする。

(1) 地区が分断され、孤立した段階（大規模災害発生直後）

① 自治会の役割

ア 区長が指揮をとり、消防団分団長以下の団員が人命救助及び避難誘導を行い、区民が手伝う（避難経路の確認）。

イ 火災発生の場合は、消防団分団長の指揮により、消防活動を行うこととする。

ウ 区長の指示により、行方不明者、建物、家具等の下敷きになっている人がいないかの確認や倒壊のおそれのある建物を判断し、住民を近づけないようにする。

エ 医師の確保、移動ができない状況にあるので、地区内において、医療救護班を組織し、区民同士で軽症者への応急の治療を行う（看護師経験者の把握、消毒薬、常備薬の確保点検）。

オ 食料と生活必需品は地域で協力して分け合い、区長が計画的に避難所で配布するなど、水、食料が区民全員にいきわたるようにする。

② 村役場

(勤務時間外)

ア 参集可能な職員、消防団員は、役場に登庁して災害対策本部の設置を行うとともに、各地区・関係施設への無線連絡を行い、怪我人・被害状況等の把握を行う。

イ 地域の被害状況を踏まえつつ、できるだけ登庁するように努める。

(勤務時間内)

ア 余震や二次災害に備え、避難するとともに、周辺住民を避難させる。また、速やかに災害対策本部を設置し、できる限り被害状況を把握する。

イ 観光課においては、観光客を安全な場所に避難させる。怪我人、行方不明者等、被害状況を把握する。発生時期によっては、多くの観光客が帰宅できないことが予想されるので、避難所への誘導を行う。

③ 高齢者生活福祉センター（診療所）

ア 社会福祉協議会職員による入居者、その他の高齢者の安全確認を行う。

④ 保育園

ア 保育士による園児の安全確認、園児を帰宅させるかどうかの検討を行う。

⑤ 小中学校

ア 教育委員会は、児童・生徒の安全対策計画を作成し、在校中の生徒の安全を確保する。

イ 学校長は、児童・生徒の安全を確保した上で、教育委員会と協議し、帰宅させるかどうか判断する。

⑥ 小松地区

ア 区民会館に、無線を整備し、区民が無線を使えるようにして、災害対策本部と連絡がとれるようにしておく。

(2) 隣接地区まで通行が可能な段階

① 自治会の役割

ア 隣接地区への応援体制、協力体制をとる。

イ 隣接地区への道路が復旧され、通行が可能になり、食料・物資等の援助要請があった場合は、援助を行う。

(3) 災害対策本部の設置

ア 各地区から役場まで道路が通行可能になった場合、全職員は直ちに役場に登庁し、災害対策本部の指示の下に行動する。

4 災害対策本部の組織及び事務分掌

(1) 災害対策本部の設置

村長は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合で、必要と認めたときは、災害対策本部を設置する。

また、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、県及び各防災関係機関等と連携をとって活動を推進することができる。

① 設置及び廃止基準

ア 設置基準

災害対策本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要な時。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要な時。
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要な時。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要な時。
大事故等 (道路災害、 危険物等災害、 林野火災等)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模な時。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。 ・林野火災が広範囲にわたり、消火活動の難航が予想される時。

イ 廃止基準

- (ア) 災害発生のおそれが解消したとき。
- (イ) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (ウ) その他本部長が必要なしと認めたとき。

② 公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、関係機関及び住民に対し、防災行政無線、電話、文書その他の方法で通知するとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各課	庁内放送	総務課長
住民	防災行政無線	総務課長
県本部	県防災無線又は西日本電信電話株式会社FAX	総務課長

③ 設置場所

災害対策本部の設置場所は、役場庁舎とする。なお、災害により本部設置が使用不能となった場合は、被災を免れた最寄りの公共施設内に設置する。

また、必要に応じてプレスルームを災害対策本部に近接する場所に設置し、報道機関との連携強化に努める。

(2) 組織編成及び指揮命令系統の確立

北山村災害対策本部の組織編成は、北山村災害対策本部条例及び本計画に定めるところによる。

なお、本部長（村長）不在時は、教育長、総務課長の順位により指揮をとる。

※資料編「1-2 北山村災害対策本部条例」参照

(3) 本部会議の開催

災害応急対策の基本方針の決定、その他必要な事項を協議するため、本部会議を開催するものとし、本部会議の会議内容はおおむね次のとおりとする。

① 報告事項

- ア 気象情報及び災害情報
- イ 配備体制について
- ウ 各部措置事項について
- エ 被害状況について
- オ その他

② 協議事項

- ア 県との調整事項
- イ 応急対策への指示
- ウ 各部間調整事項
- エ 自衛隊災害派遣要請の要否
- オ 県及び他市町村等への応援要請の要否
- カ 被災者に対する見舞金品給付の決定
- キ 次回本部会議開催予定日時の決定
- ク その他

(4) 現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、局地的に相当規模の被害が生じた場合又は発生のおそれがあると予想される場合において応急対策を推進する上で必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

- ① 現地災害対策本部長は、災害対策本部長が、災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員の中から指名する。
- ② 現地災害対策本部は、災害現場又は災害現場近くの公共施設に設ける。
- ③ 現地災害対策本部の所掌事務は、次の事項とする。
 - ア 被害状況等の情報収集、調査及び災害対策本部への報告に関すること。
 - イ 応急対策の実施に関すること。
 - ウ 現地における関係機関との連絡調整に関すること。なお、現地災害対策本部の編成は、その都度定める。

(5) 北山村災害対策本部組織図

※資料編「1-3 北山村災害対策本部組織図」参照

(6) 北山村災害対策本部の所掌事務

※資料編「1-4 北山村災害対策本部の所掌事務」参照

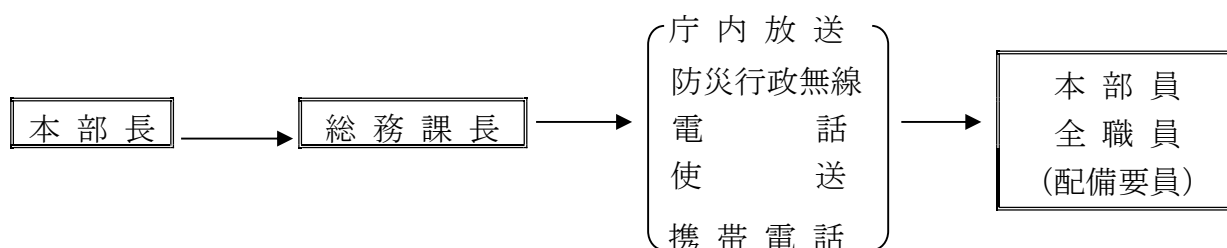
第2 動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、村は、職員を動員し、災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ適確に実施する。

1 職員の動員

(1) 動員系統

職員の動員は、本部長の配備決定に基づき次の系統で実施する。



(2) 伝達の方法

- ① 本部長が配備を決定した場合、総務課長は副本部長及び本部員に連絡するとともに、在庁時にあっては庁内電話又は放送で全職員に伝達する。庁外にいる配備要員に対しては、防災行政無線又は電話により伝達する。
- ② 防災行政無線又は電話が不通のときは、別に定める方法により伝達するものとし、各課等は、あらかじめ動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について具体的に計画しておくものとする。

(3) 職員の参集

① 動員伝達による参集

職員は、休日及び勤務時間外であっても動員の指令があったときは、速やかに所属の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集する。ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により出動できない場合は、その旨災害対策本部に連絡するとともに、最寄りの関係の機関に参集し、救急活動に従事する。

② 職員の自主参集

職員は、参集基準となる気象警報等が発表された場合及び災害の発生を知った場合は、動員の指令を待つことなく所属の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集する。

(4) 参集状況の報告と安否確認

各課長等は、職員の参集状況を記録するとともに、職員や家族の安否確認を併せて行い、速やかに総務課に報告する。

2 職員の応援

(1) 災害対策本部における応援の調整

各部における災害応急対策等の実施に当たって職員が不足するときは、災対総務部に職員の応援を要請する。

応援要請を受けた災対総務部は、本部内で余裕のある部から応援職員の調整を行

う。

(2) 応援協定、災害対策基本法等に基づく応援又は職員派遣要請等

上記(1)に基づく職員の応援によってもなお職員が不足する場合は、応援協定又は災害対策基本法第67条、同法第68条等に基づき、他市町村、県に対して応援を要請する。

また、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関の長等に対して職員の派遣を要請し、又は同法第30条の規定に基づき、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求める。

第2節 気象警報等の伝達計画

気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、洪水、火災に関する注意報及び警報等の周知徹底は、本計画の定めるところによる。

1 警戒レベルを用いた防災気象情報

(1) 5段階の警戒レベル

警戒レベルは、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動を5段階に分け、住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報（避難情報等）とを関連づけるものである。

(2) 警戒レベル相当情報

避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報は、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分され、その提供に当たって、参考となる警戒レベルも併せて提供される。

2 特別警報、警報及び注意報（地震に関するものは第3編震災対策計画編に記載）

(1) 特別警報

和歌山地方気象台が気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、暴風、大雨、等の予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の発生するおそれが著しく高まっている場合、最大限の警戒を呼びかけるために発表するもので、その種類、発表基準は、下記(5)「① 気象等に関する特別警報の発表基準」のとおりである。

なお、大雨特別警報は災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。

(2) 警報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、洪水等により重大な災害の発生が予想される場合、厳重な警戒を促すために発表するもので、その種類、発表の基準は、下記(5)「② 和歌山地方気象台が発表する警報、注意報の種類及び発表基準」のとおりである。

なお、大雨特別警報は災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当する。

(3) 注意報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、気象現象等により災害の発生が予想される場合、注意を喚起するために発表するもので、その種類、発表の基準は、下記(5)「② 和歌山地方気象台が発表する警報、注意報の種類及び発表基準」のとおりである。

なお、大雨、洪水注意報は避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当するが、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い大雨注意報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。

(4) 細分区分

和歌山地方気象台が特別警報・警報・注意報を発表する場合は、二次細分区域単位で発表する。

【気象警報等の細分区域】

区分	名称
府県予報区名	和歌山県
一次細分区域名 ^{※1}	南部
市町村等をまとめた地域 ^{※2}	新宮・東牟婁
二次細分区域名	北山村

※1 一次細分区域：府県天気予報を定常的に細分して行う区域で、気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。

※2 市町村等をまとめた地域：二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域

(5) 種類及び発表基準

① 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断を行う。

② 和歌山地方気象台が発表する警報、注意報の種類及び発表基準

区分	種類	発表基準
警報	大雨※ ¹	(浸水害) 表面雨量指数基準が21に到達することが予想される場合
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準が254に到達することが予想される場合
	洪水※ ²	次の基準に到達することが予想される場合 ・流域雨量指数基準：北山川流域=66.7以上 ・複合基準：北山川流域=(12, 60) ・指定河川洪水予報に係る基準：－
	暴風	平均風速が20m/s以上と予想される場合
	暴風雪	雪を伴い、平均風速が20m/s以上と予想される場合
	大雪	12時間の降雪の深さが30cm以上と予想される場合
注意報	大雨※ ¹	次の基準に到達することが予想される場合 ・表面雨量指数基準：16 ・土壌雨量指数基準：195
	洪水※ ²	次の基準に到達することが予想される場合 ・流域雨量指数基準：北山川流域=53.3以上 ・複合基準：北山川流域=(12, 53.3) ・指定河川洪水予報に係る基準：－
	暴風	平均風速が12m/s以上と予想される場合
	暴風雪	雪を伴い、平均風速が12m/s以上と予想される場合
	大雪	12時間の降雪の深さが15cm以上と予想される場合
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	融雪	
	濃霧	視程が100m以下になると予想される場合
	乾燥	最小湿度35%以下で、実効湿度60%以下になると予想される場合
	なだれ	積雪の深さ50cm以上あり高野山(アメダス)の最高気温10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
	低温	沿岸部で最低気温-4℃以下になると予想される場合
	霜	3月20日以降最低気温3℃以下で、晩霜によって、農作物に著しい被害が予想される場合
	着氷	
	着雪	24時間降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上で気温が-2℃から+2℃の範囲であると予想される場合

※1 大雨警報・注意報

- ・大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。
- ・大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、村域内において単一の値をとる。
- ・大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、土壌雨量指数基準には村域内における基準の最低値を示している。

※2 洪水警報・注意報

- ・洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- ・複合基準は、(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。
- ・洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がないため、“－”で示している。

注1) 令和3年6月8日現在

注2) 現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で示している。

注3) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

3 気象情報等

(1) 和歌山県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表される。

(2) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、和歌山県気象情報の一種として発表される。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、一時細分区域を対象に発表される。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域（北部、南部）を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一時細分区域を対象に発表される。この情報の有効期間は、発表から約1時間である。

(4) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

① 大雨警報（土砂災害）の危険度分布

大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報で、2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新されており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

なお、危険度の色分けで、「非常に危険」（うす紫）と「極めて危険」（濃い紫）は避難が必要とされる警戒レベル4に、「警戒」（赤）は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に、「注意」（黄）は避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に、それぞれ相当する。

② 大雨警報（浸水害）の危険度分布

大雨警報（浸水害）を補足する情報で、短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を示しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。1時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報（浸水害）等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示が行われる。

③ 洪水警報の危険度分布

洪水警報を補足する情報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認すること

ができる。3時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示が行われる。

なお、危険度の色分けで、「非常に危険」（うす紫）は避難が必要とされる警戒レベル4に、「警戒」（赤）は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に、「注意」（黄）は避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に、それぞれ相当する。

④ 流域雨量指数の予測値

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報で、6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(5) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が、[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては、時間帯を区切って和歌山県北部と南部を対象に発表される。2日先から5日先にかけては、日単位で和歌山県全域を対象に発表される。

なお、大雨に関して[高]又は[中]が予想されている場合、災害への心構えを高める必要がある警戒レベル1に相当する。

(6) 土砂災害警戒情報等

① 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、気象業務法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、和歌山県と和歌山地方気象台が共同で発表するもので、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生危険度がさらに高まり、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に、村の防災活動や避難行動を支援するために市町村単位で発表される。

また、土砂災害警戒避難基準について、震度5強以上の地震を観測した場合に暫定基準が適用され、その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される事象が発生した場合に暫定基準が適用される場合がある。

なお、土砂災害警戒情報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

② 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

4 火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

消防法第22条に基づき和歌山地方気象台が、気象の状況から火災の危険があると

きに、その状況を知事に通報する。

【火災気象通報の発表基準】

「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準に該当すると予想された場合。
ただし、降雨、降雪が予想される場合は通報しない。

(2) 火災警報

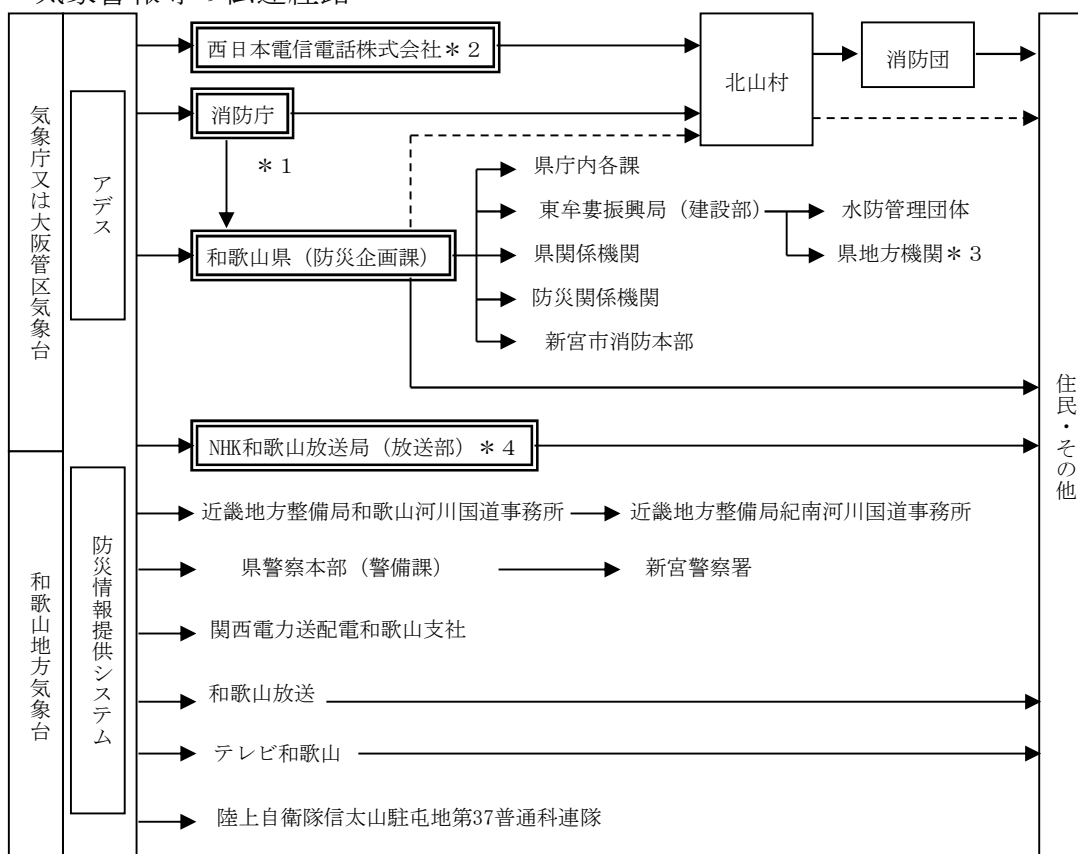
村長は、県から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたととき、消防法第22条第3項の規定に基づき発令する。

火災警報が発せられたときは、村の区域にある者は、村の条例で定める火の使用の制限（山林や原野への火入れ、花火の打ち上げ、屋外におけるたき火等の禁止）に従わなければならない。

村は、火災警報を発令し、又は解除したときは、防災行政無線、広報車・消防車等により、住民及び区域内の事業所等に伝達するとともに、県に通報する。

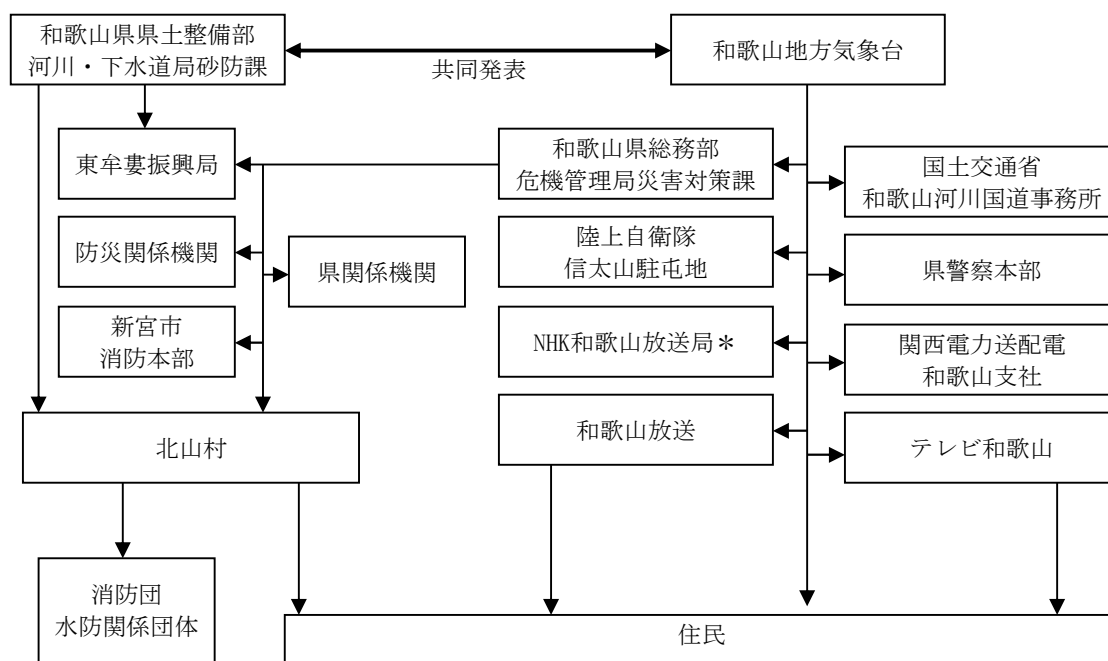
5 情報の受理、伝達

(1) 気象警報等の伝達経路



- ※ *1は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。
- ※ *2は、特別警報、警報のみ伝達する。
- ※ *3は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールにより伝達する（エリアメール、緊急速報メールについては、土砂災害緊急情報等で緊急を要するとき。）。
- ※ *4は、夜間等の代行によりNHK大阪放送局へ伝達する場合がある。
- ※ 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
- ※ 点線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

(2) 土砂災害警戒情報伝達経路



※ *は、夜間等の代行によりNHK大阪放送局へ伝達する場合がある。

(3) 村の措置

県の機関又は警察の機関から警報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、村内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。

なお、県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努める。

また、災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、警報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対して必要な情報を通報する。

① 伝達手段

- ア 電話
- イ 防災行政無線（戸別受信機を含む。）
- ウ 伝達組織
- エ 広報車、サイレン、警鐘等

② 周知方法

警報等の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において警報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。

ア 勤務時間内

勤務時間内において警報等の発表、解除を受けた場合は、直ちに気象情報処理簿に所定の事項を記入して総務課長を経て、村長、参事、消防団正副団長等に別に定める連絡要領により伝達するとともに、住民へは、防災行政無線等によって伝達する。

イ 勤務時間外

勤務時間外においては当直の職員は必ず村長、参事、消防団正副団長等に、別に定める連絡要領により伝達するとともに、防災行政無線により住民に伝達する。

ウ 非常時の伝達体制

災害における警報等の連絡、伝達についても、上記のとおり措置するが、通信網の途絶等のため伝達が困難な場合は、警報等の緊急の度合に応じて、使用又はその他適当な方法をもって伝達を行う。

6 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、村長又は警察官に通報する。

(2) 警察官等の通報

異常現象を発見し、又は通報を受けた警察官は、村長及び所轄警察署長に通報する。

(3) 村長の通報

上記(1)、(2)によって異常現象を承知した村長は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村長及び関係のある県の地方機関に対して通報する。なお、和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示すものとする。

① 気象に関する事項、竜巻、強い降ひょう、豪雨等、著しく異常な気象現象

② 水象に関する事項

③ 地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感じるような地震）と災害を伴う大地震

(4) 周知徹底

異常現象を発見し、また、通報を受けた場合、各関係機関は、その現象による災害が予想される地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

第3節 被害情報等の収集計画

災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、村及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生が予想される場合は、速やかに管内の状況を把握して県総合防災情報システムに入力し、知事に報告する。

1 早期被害情報収集

村は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報や119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集する。

また、職員が参集途上において把握できた被災状況については、参集途上又は参集後に、速やかに所属長に報告する。

2 被害の収集及び調査要領

- (1) 被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の応援を求めて実施する。初期の状況については、区長が各地区の被害状況を取りまとめて村長に報告するなど、住民組織を通じて直ちに村本部に通報されるよう、体制を整えておく。
- (2) 災害が発生したときは、各部の担当が直ちに被害状況等を調査する。日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については、特に配慮する。
- (3) 被害調査に当たっては、県の定める「被害状況認定及び報告書記入の基準」に基づき判定する。被害世帯数や人数の調査については、現地調査に加えて住民登録と照合するなど、正確を期するよう努める。
- (4) 被害が甚大なため村における被害状況等の収集及び調査が不可能なとき又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- (5) 状況の収集、調査に当たっては、警察、県機関及びその他の関係機関と十分連絡をとる。
- (6) 最終的には、おおむね被害状況報告に準じた総括表にまとめておく。

3 災害報告責任者

災害時の被害状況の把握は、災害対策業務執行上極めて重要なものであることから、村は、災害報告責任者をあらかじめ定めておく。

4 災害報告の取扱要領

(1) 報告すべき災害

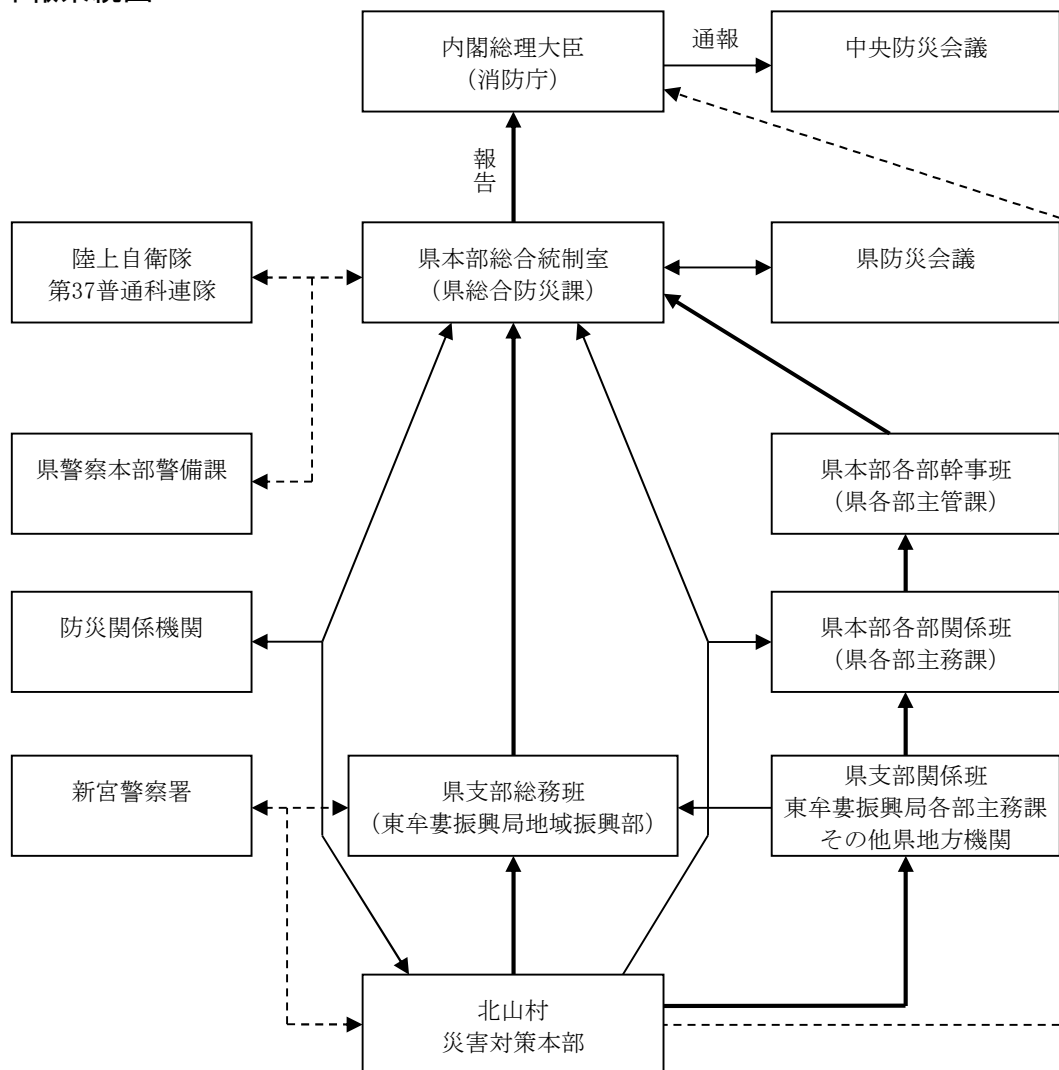
暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な現象、大規模な火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等、基本法第2条第1号に規定する原因により生じる被害とする。

(2) 報告の基準

- ① 救助法の適用基準に合致する場合
 - ② 村本部を設置した場合
 - ③ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要する場合
 - ④ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～③の要件に該当する災害に発展するおそれがある場合
 - ⑤ 地震が発生し、震度4以上を記録した場合
 - ⑥ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる場合
- (3) 災害報告の種類
- ① 災害即報（消防庁指定第4号様式）
 - ② 被害状況報告（被害状況報告及び附表・明細表）
- (4) 災害即報及び被害状況報告要領
- ① 災害即報
 - ア 災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告する。
 - イ 災害即報は、次の系統によって迅速に行うものとする。ただし、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、基本法第53条第1項に基づき、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行う。
 - ウ 119番殺到状況については、県の他、直接国へも報告する。
 - エ 村及び県機関並びに防災関係機関は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告する。
 - オ 報告に当たっては、県総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークシステム、消防防災無線、加入電話等によって即報するもので、即報が二報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにする。
 - カ 災害即報事項は、新宮警察署（北山駐在所）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行う。特に、村においては、防災担当課と被害区分に応じた関係課の連絡を密にする。

※資料編「6-1 災害即報」（様式）参照

災害即報系統図



※ 通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、基本法第53条第1項に基づき、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものとする。

通常時 (消防庁応急対策室)	地域衛星通信 ネットワーク	防災電話番号：7-048-500-90-49013 防災FAX番号：7-048-500-90-49033
	NTT回線	電話番号：03-5253-7527 FAX番号：03-5253-7537
夜間・休日等 (消防庁宿直室)	地域衛星通信 ネットワーク	防災電話番号：7-048-500-90-49102 防災FAX番号：7-048-500-90-49036
	NTT回線	電話番号：03-5253-7777 FAX番号：03-5253-7553

※ 消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告する。

※ 県支部総務班を通じて県本部総統制室に被害状況等を報告するほか、状況によって県本部総統制室に直接報告する。

和歌山県危機管理局災害対策課（県本部）への連絡先		
代表電話	073-432-4111（内線2262）	
直通電話	073-441-2262	
県防災電話（災害対策課）	300-403（有線回線）	県防災電話（衛星回線）は、有線回線に【7】を付ける。 【7】-300-403
県防災電話（県本部）	300-487（有線回線）	県防災電話（衛星回線）は、有線回線に【7】を付ける。 【7】-300-487

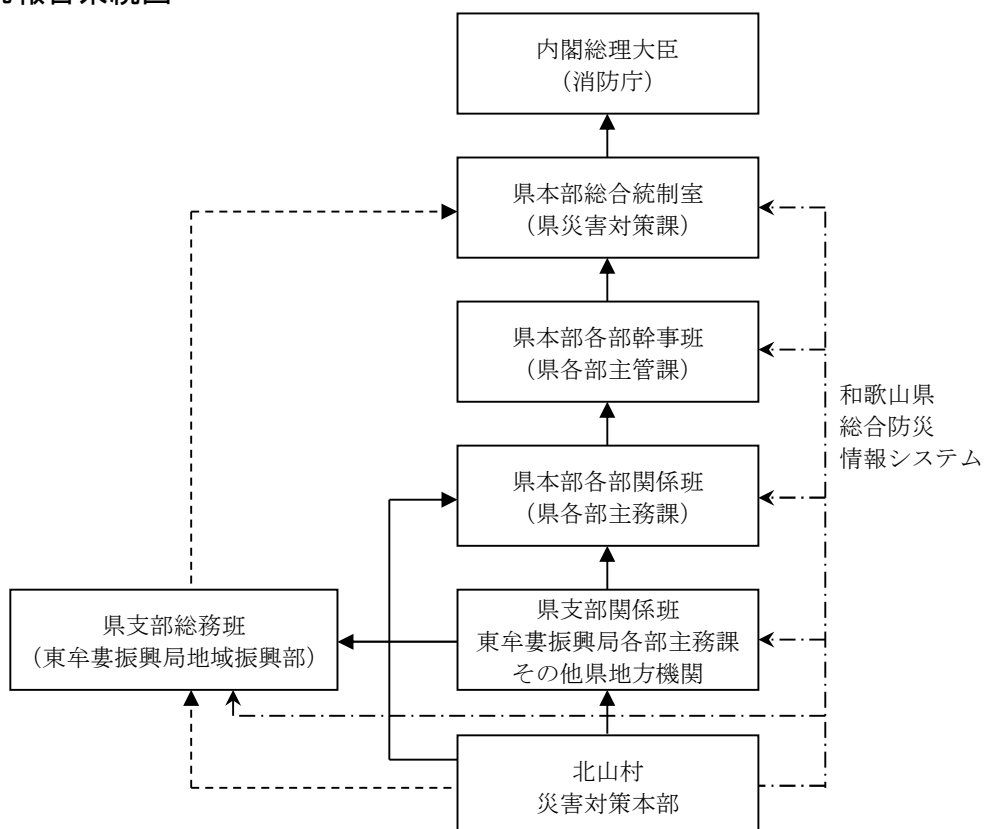
※ 県本部が設置されない場合も上図に準ずる。

※ 点線は、連絡調整をする関係機関である。

② 被害状況報告

- ア 被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を要するものだが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行う。
- イ 被害状況報告事項は、次の系統によって行う。
- ウ 被害確定報告は、災害応急対策を終了した後速やかに行う。なお、通信途絶等により県に報告できない場合、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。

被害状況報告系統図



- ※ 県本部が設置されない場合も上図に準ずる。
- ※ 点線は、連絡調整をする関係機関である。

③ 被害種別系統

被害区分	村からの報告先	県本庁主務課
人的被害及び住宅等一般	東牟婁振興局健康福祉部	福祉保健総務課
土木関係	東牟婁振興局新宮建設部	県土整備部各課
農業関係	東牟婁振興局農業水産振興課	農林水産部各課
耕地関係	東牟婁振興局農業水産振興課	農業農村整備課
林業関係	東牟婁振興局林務課	林業振興課 森林整備課
水産関係	東牟婁振興局農業水産振興課	水産振興課
公共施設関係	東牟婁振興局地域振興部・健康福祉部各課	各部関係各課
商工業関係	東牟婁振興局企画産業課	商工観光労働部各課
観光関係	東牟婁振興局企画産業課	観光振興課
自然公園関係	東牟婁振興局健康福祉部	環境生活総務課
衛生関係	新宮保健所	環境生活部 福祉保健部 関係各課

被害区分	村からの報告先	県本庁主務課
その他	東牟婁振興局地域振興部	関係各課（室） 災害対策課
災害に対してとられた措置の概要	同上	同上

④ 被害状況認定及び報告書記入の基準

被害の種類		報告番号	基準
人的被害	死者	1	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は、死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明	2	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	3	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は、受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	4	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は、受ける必要のある者のうち1月未満で治癒できる見込みの者とする。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	住家全壊（全壊・流失）	5～7	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達したものの、又は、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊（半壊）	8～10	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	11～13	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	14～16	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	17～19	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
り災者	り災世帯	20	災害により被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯で、全壊・半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災人員	21	り災世帯の構成人員をいう。
非住家	非住家		住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は、住家とする。
	公共建物	22～26	公用又は公共の用に供する建物。
	その他	27～29	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物（全壊・半壊したもののみ）をいう。
文教施設	文教施設	30～33	小、中、高校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園における教育の用に供する施設。全壊・半壊は、住家の全壊・半壊に準じるものとする。
農地	田畑の流失埋没	34～37	田の耕土が流失し、又は、砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	田畑の冠水	34～37	田については、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。畑については、田の例に準じて取り扱うものとする。
	畦畔	38	田及び畑の畦畔をいう。
一般林地		39	41林業用施設、44～50の土木施設に含まれるもの、87林産施設以外のものとする。

被害の種類		報告番号	基準
農 林 水 産 施 設		40～43	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の補助対象施設（農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設）とする。
土 木 施 設		44～50	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設（河川、海岸、砂防設備、林地、荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道）とする。
衛 生 関 係 施 設	病 院	51	公衆又は特定多数人のため、医業又は歯科医業をなす場所であって患者20人以上の収容施設を有するものをいう。
	水 道	52	水道とは、上水道、簡易水道、飲料水供給施設であって公共のものをいう。
	清 掃 関 係 施 設	53	し尿処理施設、ごみ処理施設（焼却、破碎、圧縮等を含む。）であって公共のものをいう。
商 工 関 係		54	建築以外の商工被害（工業原材料、商品、生産機械器具等）をいう。
交 通 通 信	が け く ず れ	55	崩土等により、通行止になった箇所（道路のみ）をいう。
	鉄 道 不 通	56	汽車、電車等の運行が不能となったもの（異常気象による運休を含む。）をいう。
	船 舶 被 害	57	ろ、かいのみをもって運転する以外の船をいう。
	通 信 被 害	58	通信不能となった電話回線数をいう。
公 立 文 教 施 設		61	公立の文教施設をいう。
農 林 水 産 業 施 設		62～67	34～38、40～43に該当するものの被害額をいう。
土 木 施 設		68～75	44～50に該当するものの被害額をいう。
そ の 他 の 公 共 施 設	病 院	76	51に該当するもののうち公立病院の被害額をいう。
	水 道	77	52に該当するものの被害額をいう。
	清 掃 施 設	78	53に該当するものの被害額をいう。
	県（一般、公営企業、公社）・市町村	79～81	文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設の被害額をいう。
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		85	公共施設に被害のあった市町村の数をいう。
そ の 他	農 産 被 害	86	農林水産業施設以外の農産（ビニールハウス、農作物等）の被害額をいう。
	林 産 被 害	87	農林水産業施設以外の林産（立木、苗木等）の被害をいう。
	畜 産 被 害	88	農林水産業施設以外の畜産（家畜、畜舎等）の被害をいう。
	水 産 被 害	89	農林水産業施設以外の水産（のり、魚介、漁船等）の被害額をいう。
	商 工 被 害	90	54に該当するものの被害をいう。
	そ の 他	91	61～90の各項に該当しないものをいう。

第4節 県防災ヘリコプター派遣要請及び受入計画

ヘリコプターを有効に活用するため、村は、関係機関と連携して災害に応じたヘリコプターの派遣要請を行い、派遣された機体等が迅速に活動できるよう体制整備に努める。

1 県防災ヘリコプターの派遣要請

(1) 県防災ヘリコプターの運航体制

県防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、原則として市町村等の要請に基づき運航するが、情報収集等の活動の必要があると認められる場合は、総括管理者（県危機管理監）の指示により出動することになっている。

村長の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請の詳細は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は(2)から(5)までのとおりとする。

(2) 応援要請の原則

村内で災害が発生した場合で次のいずれかに該当するときに応援要請を行う。

- ① 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ② 村の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- ③ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、県防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、県防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(3) 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- ⑤ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他の必要事項

(4) 緊急時応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター	TEL 0739-45-8211 FAX 0739-45-8213 県防災電話 364-451、364-400 県防災FAX 364-499
--------------	---

(5) 県防災ヘリコプターの活動内容

県防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用す

ることができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- ① 被災状況等の調査及び情報収集活動
- ② 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- ③ 消防隊員、消防資機材等の搬送
- ④ 被災者等の救出
- ⑤ 救援物資、人員等の搬送
- ⑥ 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動
- ⑦ その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

2 受入体制

(1) 村の受入体制

緊急運航を要請した場合、村長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、消防機関等と連携して、次の受入体制を整える。

- ① 離着陸場所の確保及び安全対策
- ② 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ③ 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- ④ その他必要な事項

(2) 受入準備

村は、県防災ヘリコプター出動の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

- ① ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- ② 離着陸地点には、「離着陸地点等の基準」のH記号を石灰等を用いて表示する。
- ③ ヘリポート周辺への一般の立入りを禁止し、事故防止に努める。
- ④ ヘリコプターの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
- ⑤ 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- ⑥ 離着陸の際には砂じんが発生するので、その防止対策として散水を行う。

また、村及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者は、ヘリポートの被災状況を調査し、県本部に報告する。

※資料編「4-5 災害活動用緊急ヘリポート」参照

(3) 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件は、おおむね次のとおりである。

- ① 雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合
- ② 前線通過等のために突風や乱気流のある場合
- ③ 日没後
- ④ 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第5節 災害通信計画

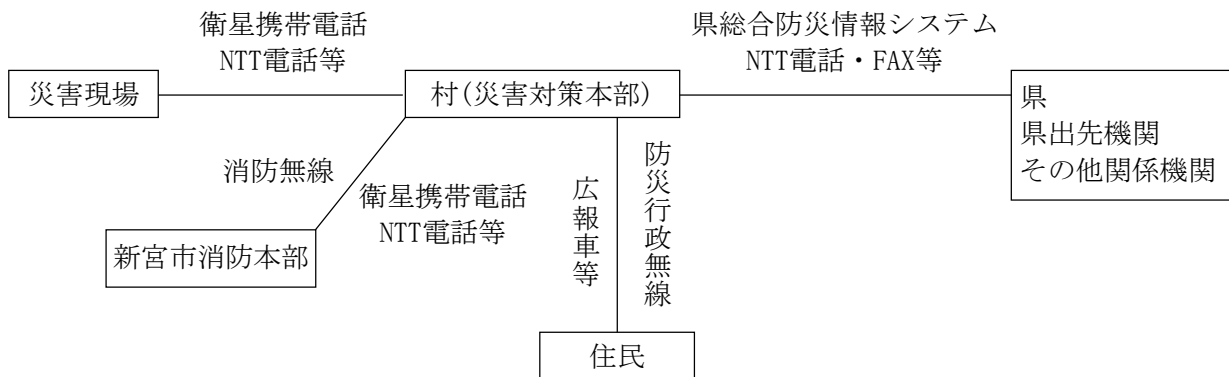
災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び住民との間における気象等に関する予警報及び情報並びに災害応急対策に必要な指示等の伝達の迅速確実を図ることはもとより、村の地勢から災害時の孤立地域の発生も予想されるため、山間集落の過疎化や高齢化を踏まえた対策も念頭に通信施設を適切に利用して、通信連絡体制の万全を期する。

1 通信連絡手段の活用

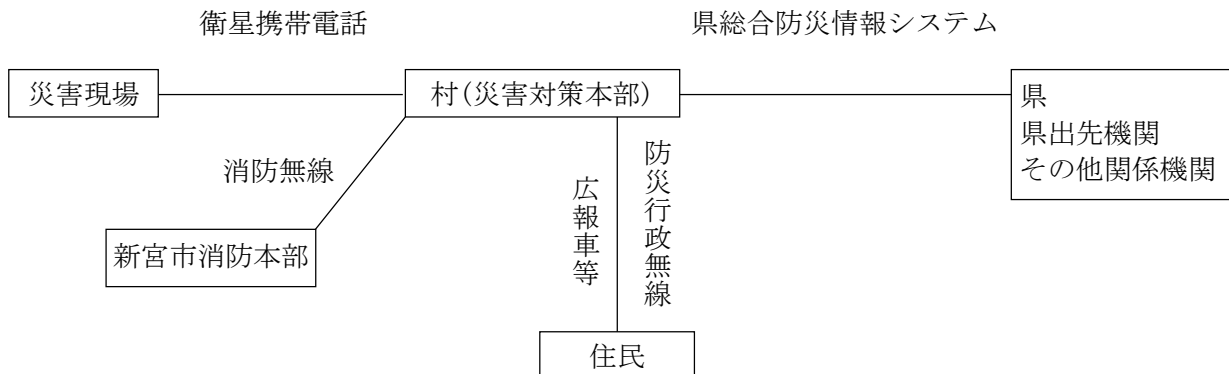
災害情報の伝達、報告等の災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、一般加入電話によるもののほか、緊急の場合は、おおむね次の手段により速やかに行う。

連絡系統図

※ 公衆電気通信設備が使用できる場合



※ 公衆電気通信設備が使用できない場合



(1) 専用通信設備

- ① 県総合防災情報システム
- ② 村防災行政無線
- ③ 衛星携帯電話

(2) 公衆電気通信設備の優先利用

① 災害時優先電話

災害時優先電話とは、電話回線が異常に輻輳した場合においても電気通信事業者が行う発信規制の対象とされない加入回線であり、村が指定している電話回線は、次のとおりである。

設置場所	所在地	電話番号（市外局番0735）
北山村役場（総務課）	北山村大字大沼	49-2331

② 非常電報・緊急電報

災害時における緊急連絡のため、一般の電報に優先して伝送及び配達される非常電報又は緊急電報を利用する場合、電報サービス取扱所の窓口又は115番に非常電報又は緊急電報であることを告げて申し込む。非常電報又は緊急電報を発信する場合で取扱者の請求があるときは、発信人はその電報が非常電報又は緊急電報に該当するものであることを証明しなければならない。

③ 特設公衆電話の設置

公衆電気通信設備の被災により通信手段が途絶した地域、エリア内の通信確保のために、移動無線車及びポータブル衛星通信システム等による特設公衆電話を設置し、活用する。

④ 災害用伝言ダイヤル（171）等の周知

災害が発生した被災地等への安否確認等の通話が増加するため、災害用伝言ダイヤル（171）又はインターネットを利用した災害用伝言版（web171）を活用することを住民に周知し、通信の輻輳の回避に努める。

災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法

録音：171+1+被災者の電話番号+メッセージの録音

再生：171+2+被災者の電話番号

(3) 非常通信等の利用

非常災害等により、有線通信の利用が不能となった場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づき、通常は許可を受けた目的にのみ使用できるすべての無線局において、非常通信を行うことができる。

この場合、警察無線や消防無線等のほか、必要のあるときは、近畿地方非常通信協議会構成員（電機、放送等の事業者等）の保有する無線局やその他の無線（アマチュア無線等）の協力を求めて通信の確保を図る。

2 放送局の利用

村は、放送局とあらかじめ定めた手続により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等の放送を行うことを求めるものとする。

各放送局は、災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求められた場合、最も効果的な時間、放送系統及び局所によって、有効、適切な放送を行う。

(1) 放送要請事項

- ① 村の大半にわたる災害に関するもの
- ② その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

- ① 放送を求める理由
- ② 放送内容
- ③ 放送範囲
- ④ 放送希望時間
- ⑤ その他必要な事項

(3) 要請責任者

村において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

3 通信施設の応急復旧

村は、災害により通信施設が被災した場合、関係機関との協力の下、早期復旧に努める。

第6節 広報計画

村は、防災関係機関と連携を図り、住民のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。広報活動は、原則として村長（村本部長）が承認した内容について、広報担当者が実施する。

1 広報事項

- (1) 村本部設置に関する事項
- (2) 気象予警報に関する状況
- (3) 避難場所、避難方法及び携行品
- (4) 電気、水道、電話等（ライフライン）の被害及び復旧見通し状況
- (5) 救護所及び避難所の開設状況
- (6) 被災者等の安否に関する情報
- (7) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (8) 主要道路状況、交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- (9) 救助活動、災害応急対策活動の状況
- (10) 緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難の発令状況
- (11) 二次災害に関する情報
- (12) その他必要な事項

2 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、救助活動の資料及び記録の保存のために重要であるので、広報担当者は各部と緊密な連携を図り、資料作成を行う。また、必要に応じて「災害写真」、「北山村広報災害特集号」、「災害DVD」等を作成し、関係機関に配布する。

- (1) 広報担当者の撮影した災害写真
- (2) 防災関係機関及び住民等が撮影した災害写真
- (3) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (4) その他災害応急対策活動を撮影した写真等

3 一般住民に対する広報手段

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報活動を行う。

- (1) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- (2) 自治会等に対する緊急避難情報の伝達
- (3) 住民相談窓口の開設
- (4) 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
- (5) 防災行政無線による放送
- (6) インターネットを利用した広報

4 報道機関に対する放送要請等

(1) 緊急警報放送の放送要請

村が緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として、振興局を經由して知事あてに放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請する。ただし、県との通信途絶等特別の事情がある場合は、村から直接放送局に対し要請できる。

(2) 災害情報の提供

収集した災害情報については、基本法第53条に基づく県への報告を行ったのち、適宜報道機関へ発表する。発表に当たっては、次の項目を整理するとともに、個人情報等の保護に十分配慮する。

- ① 災害の種別、発生の場所及び発生日時
- ② 被害状況
- ③ 応急対策の状況
- ④ 住民に対する避難指示等の状況
- ⑤ 住民又は被災者に対する協力及び注意事項

※資料編「5-2 報道機関一覧」参照

5 災害時の公聴活動

災害により甚大な被害が生じた場合には、情報の途絶や民心の混乱、社会不安も発生しやすいため、被災者の生活相談や援助業務等の公聴活動を実施し、民生の安定を図り、併せて災害応急対策活動、災害復旧活動に住民の要望等を反映させる。

(1) 実施体制

村は、災害の態様により公聴活動が必要と認めたときは、避難場所に職員及び相談員を派遣し、被災相談窓口を開設する。

(2) 通信回線の確保

村は、被災地からの情報を迅速に処理するため、公聴用電話回線、ファクシミリ回線等を確保する。

(3) 要望等の処理

住民の要望等を災害応急対策活動及び災害復旧活動に反映させるため、被災地に派遣された職員は、聴取内容を迅速に整理し、村本部に報告する。

第7節 各機関への派遣要請計画

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の生命、財産の保護のために必要な応急対策の実施が村のみでは困難な場合も予想される。このような場合には、関係法令及び応援協定等に基づき、県、自衛隊等に対し災害派遣の要請を知事に求め、効率的かつ迅速な応急活動を実施する。

第1 自衛隊派遣要請等の計画

1 自衛隊への災害派遣要請手続

(1) 派遣要請依頼手続

- ① 自衛隊の災害派遣要請は、村長から知事に対して派遣要請を依頼する。
- ② 村長から知事への災害派遣要請の依頼は、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって振興局を経由して県（災害対策課）に依頼するものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。
- ③ 通信途絶等により知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び村の地域に係る災害の状況を村長が自衛隊に通知することができる。

派遣要請先

陸上自衛隊第37普通科連隊
連絡先 0725-41-0090（代表）
（昼間） 第3科（内236～239）
（夜間） 当直指令室（内302）
県防災電話
第3科 392-400
FAX 392-499

(2) 派遣要請を依頼する事項

- ① 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

2 派遣部隊等の活動内容

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要と認めるときは、避難者の誘導、輸送を行い、避難を援助する。

- (3) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
- (5) 消火活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。）。
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援護物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- (9) 炊飯及び給水
被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
- (11) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- (12) その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3 派遣部隊の自衛官の権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、村長又は村長から委任を受けて村長の職権を行う村の職員が現場にいない場合に限り、次の職務を執行することができる。

- (1) 警戒区域の設定及び同区域への立入り制限、禁止又は退去の命令（基本法第63条第3項）
- (2) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収容（基本法第64条第8項）
- (3) 応急措置の実施の支障となる工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

- (4) 住民又は現場にある者の応急業務への従事命令（基本法第65条第3項）

4 派遣部隊の受入措置

- (1) 受入総括責任者は村長とする。
- (2) 連絡責任者は総務課長とし、県連絡員を通じて部隊の活動等の要請を行い、また、その活動を援助する。
- (3) 村は、派遣部隊の到着に備え、おおむね次のような準備を実施する。
- ① 宿泊施設（場所）並びに車両及び資機材等の保管場所を準備する。
 - ② 派遣部隊との連絡調整に当たる現場責任者を定め、派遣する。
 - ③ 派遣の状況により、自衛隊の作業に必要な資機材を確保し、到着後直ちに活動できるよう準備する。
 - ④ ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、緊急ヘリポート、風向き表示などの必要な準備事項を行う。
 - ⑤ 作業計画の策定
災害の状況、他の機関の応援対策実施状況等を十分勘案し、自衛隊の部隊が迅速かつ円滑に作業を実施できるよう次の事項について作業計画を策定し、各防災関係機関との連絡調整に努める。
ア 作業箇所及び作業内容
イ 作業箇所別必要人員及び資機材
ウ 作業箇所別優先順位
エ 作業に要する資材の種類別保管場所及び調達場所
オ 部隊との連絡方法及び連絡場所
- (4) 新宮警察署長に連絡し、交通の整理、確保を依頼し、部隊のスムーズな移動が行えるよう配慮する。
- (5) 部隊の集結場所や宿泊施設（場所）、部隊の活動に要する車両、資機材等の保管場所は、事前に想定しておく。

5 派遣部隊の撤収要請依頼

村長は、派遣要請の目的を達成するなど、部隊の活動の必要がなくなつたと認めた場合は、派遣部隊の長等と協議の上、知事に撤収要請依頼書を提出し、派遣部隊の撤収要請を依頼する。

6 費用負担

自衛隊の救護活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として村が負担し、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機（器）材（自衛隊の装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営並びに救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (3) 派遣部隊の宿営に必要な土地及び建物等の使用料及び借上料
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた損害（自衛隊の装備に係るものを除く。）

く。)の補償

- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と村が協議して決定する。

第2 広域防災体制の計画

1 県及び他市町村に対する応援要請

(1) 県への応援要請

村長は、県の応援を受けようとするときは、基本法第68条に基づき、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他市町村への応援要請

他の市町村の応援を受けようとするときは、基本法第67条に基づき、当該市町村長に対して応援を要請する。

(3) 応援要請の方法

応援要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出する。

- ① 災害の状況及び応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする物資、資機材等の品目及び数量
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他応援に関し必要な事項

2 職員の派遣要請等

(1) 職員の派遣要請

① 指定地方行政機関又は指定公共機関に対する職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条に基づき、指定地方行政機関又は指定公共機関の長に対して職員の派遣を要請することができる。

② 県又は他市町村に対する職員の派遣要請

事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第257条の17に基づき、知事又は他市町村長に対して職員の派遣を要請することができる。

③ 派遣要請の方法

職員派遣要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

(2) 職員の派遣の斡旋要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第30条に基づき、内閣総理大臣又は知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣の斡旋を求めることができる。職員派遣の斡旋要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- ① 派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- ⑤ その他必要な事項

3 協定に基づく応援要請

災害が発生し、村単独では十分な応急対策が実施できないときは、あらかじめ締結した協定等に基づき、他市町村や関係機関、関係団体等に応援を要請する。

4 消防の応援体制

(1) 消防の相互応援

県下で大規模又は特殊な災害が発生した場合、「和歌山県下消防広域相互応援協定」に基づき、村は、他市町村及び消防の一部事務組合との消防の相互応援に努める。

(2) 緊急消防援助隊の応援の要請依頼

大規模な災害又は特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、村長は、知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。なお、知事と連絡をとることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請を行うものとし、事後速やかに知事に報告する。

5 受入体制

(1) 村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に県や他市町村、防災関係機関等から応援を受けられるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、村本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

(2) 村は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用に努める。

第8節 医療助産計画

村は、県、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、薬剤師会その他医療機関の協力を得て、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

1 実施体制

(1) 実施責任者

村長の要請により、知事が医療班を現地に派遣して実施する。ただし、医療班が現地に到着するまでの間及び知事が実施しない小災害にあつては、村長において実施する。なお、知事が必要があると認めるとき、その職権の一部を村長に委任し、村長がこれを行う。

(2) 実施の方法

① 知事は、村長から要請があつたとき又は自ら必要があると認めるときは、次の機関に要請し、医療班を現地に派遣する。

ア 災害拠点病院・災害支援病院

イ 日本赤十字社和歌山県支部医療救護班

ウ 県医師会救急医療班

エ 県看護協会救急医療班

オ 労働福祉事業団医療救護班

カ 柔道整復救助班

キ 県薬剤師会薬剤師班及びモバイルファーマシー（災害対応医薬品供給車両）

ク 県歯科医師会医療救護班

② 救助法を適用する場合については、同法により、また、同法によらない場合は同法に準じて行う。

(3) 医療・助産の範囲

① 医療の範囲

ア 診察

イ 医薬品、衛生材料等の支給

ウ 処置、手術、その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

② 助産の範囲

ア 分べんの介助

イ 分べん前、分べん後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(4) 医療班の編成基準

医師1名、看護師2名、事務員1名、薬剤師1名、自動車運転手1名（計6名）を原則とし、災害の規模・現地の状況等により編成を組み替えるものとする。

2 医療救護活動

村は、村内の医療機関及び地区医師会等を通じて近隣の医療機関に協力を求め、応急医療活動を実施する。また、村の対応能力のみでは十分でないとき、県に医療班の派遣を要請する。

(1) 医療班の活動場所等

医療班は、村の設置する救護所等において医療救護活動を行う。救護所の設置場所は、原則として次のとおりとする。

- ① 負傷者が多数発生した災害現場
- ② 避難所
- ③ 負傷者が殺到する病院

(2) 医療班の活動内容

- ① 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
- ② 傷病者に対する応急措置
- ③ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ④ 転送困難な患者及び避難所等における軽傷患者に対する医療
- ⑤ 助産活動
- ⑥ 死亡の確認
- ⑦ 遺体検案等への協力（状況に応じて）

3 傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送体制

災害時の搬送体制は、道路交通状況に制約されるが、道路や交通機関の不通時又は遠隔地については、ヘリコプター等により空輸するほか、状況に応じた輸送を行う。

4 後方医療体制

災害拠点病院及び被災を免れた医療機関は、救護所等からの傷病者等を可能な限り受け入れ、治療に当たるものとする。

※資料編「4-6 医療機関」参照

5 医薬品等の確保

(1) 医薬品、衛生材料等の確保

村は、医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料等については、医療機関の所持品や医療班が携行するもののほか、地区薬剤師会との協力、主要販売業者等からの調達又は斡旋により確保に努める。不足が生じた場合は、県に対して供給を依頼する。

(2) 血液製剤の供給

村は、血液製剤の調達が必要と認めるときは、県下における輸血用血液製剤の保管場所である和歌山県赤十字血液センターに供給を要請する。

名称 和歌山県赤十字血液センター

所在地 和歌山市和佐関戸118-5

TEL073-499-7724

FAX073-499-7754

6 被災者の健康維持

(1) 被災者の健康状態の把握

村は、避難所においての生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

- ① 必要に応じて避難所に救護所を設置する。
- ② 高齢者、障害者、難病患者等の要配慮者に対しては、社会福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等、特段の配慮を行う。
- ③ 保健師等による巡回相談、訪問指導等を行う。

(2) メンタルヘルス対策

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせるため、新宮保健所等と連携して被災者に対する情報提供・相談体制の整備に努め、メンタルヘルス対策の実施に努める。

第9節 罹災者救出計画

村は、消防機関、県警察、自衛隊、消防団及び奉仕団体等と協力し、災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の捜索又は救出保護を行う。

1 実施者

罹災者の救出は、村本部長が消防機関、県警察、自衛隊、消防団及び奉仕団体等の協力により、舟艇その他必要な器具を借り上げて実施する。

2 対象者

- (1) 罹災者の救出は、災害のため現に救出を要する状態におかれている者で、おおむね次のような状態にある者
 - ① 火災の際に火中に取り残された場合
 - ② 災害の際、倒壊家屋等の下敷きになった場合
 - ③ 水害等により流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合又は山津波により生き埋めになった場合
 - ④ 登山者の遭難の場合
- (2) 災害のため、生死不明の状態にある者で社会通念上、生死のいまだ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

3 救助法による罹災者救出の実施基準等

- (1) 費用の範囲
 - ① 救出のための必要な機械器具の借上費
 - ② 救出のため必要とした機械器具の購入費
 - ③ 救出のため必要とした機械器具の修繕費
 - ④ 機械器具の使用に必要な燃料費
- (2) 救助の期間
災害の発生した日から3日以内とする。

4 書類の整備保管

整備しなければならない書類は次のとおりである。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- (3) 被災者救出状況記録簿
- (4) 被災者救出関係支払証拠書類

第10節 ボランティア活動支援計画

村は、被災者や被災地のニーズに最大限に応えられるよう、ボランティア活動が効果的に行われるための受入体制の構築に努める。

1 受入体制

村は、大規模災害発生時において、県内外からのボランティアによる災害救援活動が円滑に実施できるようにするために、平常時から地域の社会福祉協議会、日本赤十字社和歌山県支部、青年会議所等やNPO・ボランティア団体等と連携を密にして、村との役割分担を明確にしつつ、効果的に対応できる体制を整備する。

(1) ボランティアの受付

災害の状況に応じて、社会福祉協議会に協力して、災害発生時における災害救援活動を申し出たボランティアの受付及びコーディネーター等の業務を行う村災害ボランティアセンターを開設する。

(2) ボランティアに対する情報提供

村災害ボランティアセンターで調整し、被災地の状況やボランティアに対するニーズ等の情報をボランティアに対して的確に提供する。

(3) ボランティアの活動拠点及び必要な資機材の提供

必要に応じ、ボランティアに対して庁舎、公民館、学校等の活動拠点及び必要な資機材を提供し、被災地のニーズに応える活動が行えるよう努める。

2 専門職ボランティアとの連携体制の整備

(1) 専門職ボランティア（個人・組織）との効果的な連携による迅速かつ的確な応急対応の実施体制を整備していくため、アマチュア無線技士、医師等の資格等の保有者、災害時の消火・救出・応急手当等の専門的な訓練・研修を受けている村内のボランティアに協力を依頼していく。

(2) 村外の専門職ボランティアについては、県に協力要請を行い、県と十分な連携を図りながら受入れを行う。

想定される専門職ボランティアの種類と活動内容

活動内容	専門職ボランティアの種類
消火救助	消防職・団体OB
情報の伝達	アマチュア無線技士
安否確認	民生・児童委員
医療救護	医療機関、薬局（問屋を含む。）、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等、救急救命士
二次災害の防止	建築物の応急危険度判定士、斜面判定士 民間防災エキスパート、危険物取扱者、消防設備士
重要道路の確保	土木建設業者
交通整理	警備業者

活動内容	専門職ボランティアの種類
緊急輸送	バス、タクシー、運送業者、特殊車両等の操縦 運転の資格者
食料、生活必需品等の確保	関係業者
要配慮者の生活支援	介護福祉士、社会福祉士、保育士 ホームヘルパー、ソーシャルワーカー
清掃・し尿処理・防疫	関係業者
遺体の処理・搬送・埋葬	関係業者

第11節 要配慮者支援計画

災害時には、高齢者や乳幼児、障害者、外国人等の要配慮者が、迅速・的確な避難等の行動がとりにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要となる。

このため、要配慮者に対する避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

1 情報伝達等の方法

村は、気象情報、災害情報、避難指示等の情報伝達等を行うときは、要配慮者の状況や地域実態を考慮し、おおむね次の方法に留意する。また、地域の要配慮者への情報伝達に際しては、消防団、民生・児童委員及び地域住民等の協力を得て迅速かつ確実に行えるよう配慮する。

- (1) 視覚機能に障害のある場合
 - ① 音声情報による伝達
 - ② 拡大文字による伝達
 - ③ その他効果的な方法の併用による伝達
- (2) 聴覚機能に障害のある場合
 - ① 文字情報による伝達
 - ② 映像による伝達（テレビ、ビデオ、パソコン等）
 - ③ 手話による伝達
 - ④ その他効果的な方法の併用による伝達
- (3) 日本語理解に障害のある場合
 - ① 外国語による伝達
 - ② その他効果的な方法の併用による伝達
- (4) 地理的理解に障害のある場合
 - ① 地図情報による伝達
 - ② その他効果的な方法の併用による伝達

2 避難誘導

避難所等に避難していない要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、次の措置をとる。

- (1) 地域住民等の協力を得て避難所へ移送する。
- (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行う。
- (3) 居宅における生活が可能な場合にあつては、在宅福祉ニーズの把握を行う。

3 安否確認及び被災状況の把握

村は、災害が発生したときは、要配慮者の安否確認及び被災状況の調査を行い、次の事項の把握に努める。

- (1) 避難所等に避難している者
避難所ごとに、氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉サービスのニーズ

及び提供状況、その他特記事項

- (2) その他親戚、知人宅等に避難している者（医療施設に収容された者は除く。）
氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉サービスのニーズ及び提供状況、避難先への連絡方法
- (3) 被災地域の在宅者
大字ごとに、氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉サービスのニーズ及び提供状況、介護者の有無、その他特記事項
- (4) 被災地域の施設入所者及び施設等
施設ごとの施設種別、施設・設備の被災状況、入所者の氏名、性別、年齢及び被災の程度

4 被災状況の取りまとめ

村は、要配慮者の被災状況等の情報を取りまとめて、必要に応じて関係機関と共有し、要配慮者への支援に活用する。

5 被災者に対する応急的処置

村は、被災した要配慮者で福祉サービス等を必要とする者に対して、おおむね次の応急的処置を講ずる。

- (1) 補装具・福祉用具等の確保に努め、被災者に適した用具等の供給又は貸し出しを行う。
- (2) 必要に応じて、福祉サービスを提供する主体及び福祉用具等の確保等の支援を県に要請する。
- (3) 緊急に施設で保護する必要がある場合、一時的な社会福祉施設への避難保護に努め、一時的に受け入れることができる社会福祉施設の情報を提供するとともに、当該施設への移送支援を県に要請する。
- (4) 避難所等における社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー、手話通訳者、保健師等の確保に努め、身体的・精神的ケアや生活相談等の巡回相談・指導・援助を行う。

6 食料の供給

村は、避難所等での要配慮者への食料供給に際し、おおむね次の事項に留意する。

- (1) 乳児・幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努める。
- (2) 代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。
- (3) 必要に応じて要配慮者の代替食料の確保、加水加熱処理に必要な器具及び原材料の確保等に対する支援を県に要請する。

7 日常生活用品等の供給

村は、避難所等での要配慮者への日常生活用品等の供給に際し、おおむね次の事項に留意する。

- (1) 救援物資として日常生活用品等を確保・備蓄する際、紙おむつ、介護用衣類、スプーン、ほ乳ビン等の確保に努めるが、村のみの確保では不足する場合、県に対して提供を要請する。
- (2) 県から提供された日常生活用品等は速やかに各避難所に配置し、要配慮者に優先的に配布するなどの配慮に努める。
- (3) 日常生活用品等の配布に際し、要配慮者による利用を十分考慮する。

8 応急仮設住宅

村は、災害により住宅を失い、又は破損のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障害者等の単身世帯、高齢者や障害者等を含む世帯に対する住宅対策として、応急仮設住宅の建設を図る。応急仮設住宅の入居者の決定等に際して、次の事項に留意する。

- (1) 高齢者や障害者等の優先入居
- (2) 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
- (3) 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認等を行う。

9 社会福祉施設及び要配慮者施設等に係る対策

(1) 村の措置

- ① 村は、施設機能を低下させない範囲内で、支援の必要性の高い要配慮者から優先的に、被災地域の近隣の社会福祉施設に移送する。
- ② 村は、社会福祉施設及び要配慮者施設等に対して、次の支援を行う。
 - ア ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。
 - イ ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
 - ウ ボランティアへの情報提供等を含め、支援のための人員を確保する。

(2) 施設の管理者等の措置

- ① 入所者・利用者の安全確保
あらかじめ避難確保計画に定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保するものとする。
- ② 応援要請等
 - ア 日常生活用品等及び人員が不足する場合、あらかじめ締結した協定等に基づき、他の施設からの応援の斡旋を要請するものとする。
 - イ それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行うものとする。

第12節 避難対策計画

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、村は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者については十分考慮する。

1 避難情報の発令

(1) 実施者

避難のための高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令、高所への移動、近隣の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）の指示は、次の者が行う。

区分	実施者	根拠法令
【警戒レベル3】 高齢者等避難	村長	基本法第56条
【警戒レベル4】 避難指示	村長	基本法第60条
	知事	基本法第60条
	警察官	基本法第61条、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条
	災害派遣を命じられた部隊の自衛官（その場に警察官がない場合に限る。）	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条
	知事又はその命を受けた職員	基本法第60条（村長がその事務を行うことができないと認めたときの事務の代行） →直ちにその旨を公示する。 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条 →直ちに当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。
	水防管理者	水防法第29条 →直ちに当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	村長	基本法第60条

(2) 避難情報と住民等がとるべき行動

「行動を促す情報」である避難指示等と住民や滞在者等がとるべき行動を次のとおり整理する。

避難情報等	住民等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●住民者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の住民等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●住民者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない。） ●住民者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(3) 避難情報の発令基準

- ① 災害が発生するおそれがある場合においては、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令することとする。
- ② 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める住民等に対し、避難のための立退きを指示することとする。
- ③ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める住民者等に対し、緊急安全確保措置を指示することとする。
- ④ 避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは、県総合防災情報システムにより、速やかにその旨を知事に報告することとする。避難指示等を解除する場合も同様に報告するとともに、その旨を公示する。
- ⑤ 避難のための立退きを指示し、又は緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることが

できる。

- ⑥ 災害種別ごとの避難情報の具体的な発令基準は、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定めるところによる。

(4) 避難情報の伝達内容

避難情報の伝達は、次の事項を明示して行う。

- ① 避難情報の発令者
- ② 避難対象地域
- ③ 避難場所と避難経路
- ④ 避難の理由
- ⑤ 避難時の注意事項
- ⑥ その他の必要事項

(5) 避難情報の伝達方法

村は、避難情報を発令する場合、村防災行政無線や広報車等により、速やかに住民等に伝達する。その他の住民等や各防災関係機関への避難情報の伝達方法については、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定めるところによる。

2 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への撤去命令

(1) 実施者

警戒区域の設定権者は、次のとおりである。

区分	実施者	備考	
基本法	第63条第1項	村長	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の一般的な警戒区域設定権 ・住民等の生命・身体の保護を目的とする。 ・警察官又は自衛官が、村長に代わって警戒区域の設定を行った場合には、直ちにその旨を村長に通知しなければならない。
	第63条第2項	警察官（村長若しくはその委任を受けてその職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。）	
	第63条第3項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（村長若しくはその委任を受けてその職権を行う職員がいない場合に限る。）	
	第73条第1項	知事（災害の発生により村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。）	
水防法	第21条第1項	水防団長、水防団員、消防機関に属する者	<ul style="list-style-type: none"> ●水防上緊急の必要がある場所での警戒区域の設定権 ・水防活動関係者以外の者を現場から排除し水防活動の便宜を図ることを主目的とする。
	第21条第2項	警察官（水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。）	
消防法	第28条第1項、第36条第8号	消防吏員又は消防団員	<ul style="list-style-type: none"> ●火災の現場及び水災を除く他の災害の現場における警戒区域の設定権 ・消防活動関係者以外の者を現場から排除し消防活動の便宜を図ることを主目的とする。
	第28条第2項、第36条第8号	警察官（消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。）	

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープを設置し行う。また、警戒区域内への立入の制限・禁止及び区域内からの撤去につい

て、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

(3) 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、村長は、必要に応じて避難所を開設してその受入れ及び必要なサービスの提供を図る。

3 避難の方法

(1) 第1次避難（事前避難）

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ高齢者、乳幼児、障害者等の要配慮者を避難させるものとする。

(2) 第2次避難（緊急避難）

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行うものとする。緊急避難は、避難指示等の発せられたとき又は自主的な判断により行うものとする。

(3) 避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難所に避難するよう周知しておく。

4 避難の誘導・移送

(1) 避難誘導の方法

① 避難誘導は、村職員、消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、避難の誘導に当たっては、要配慮者を優先させる。

② 村長及びその他の避難の指示等の実施者は、避難所及び避難経路等を明示する案内標識を設置するなど、迅速に避難できるよう措置する。その際、要配慮者に配慮する。

(2) 誘導時の留意事項

① 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害の発生するおそれのある場所を避け、安全な経路を設定する。

② 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

③ 浸水の著しい地域にあつては、ボート又はロープ等を使用し、安全を期する。

④ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(3) 移送の方法

① 小規模の移送

避難者が自力で立ち退くことが不可能な場合、村は、車両等により移送する。

② 大規模の移送

災害が広範囲に及ぶために大規模な移送を必要とし、村のみで対応できないときは、近隣市町村の応援を求めて実施する。また、近隣市町村の応援だけでは対応できない場合、県に要請する。

(4) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難に支障をきたさない必要最小限のもの（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とする。

5 避難所の開設

(1) 避難所の設定

村が設定した緊急避難場所、避難所及び福祉避難所は、別表のとおりである。

(2) 避難所の開設

避難所の開設及び収容並びに罹災者の保護は、救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき村本部長が実施する。同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、村独自の応急対策として村本部長が開設し実施する。なお、本計画は救助法を適用する災害時の基準であるが、村単独の場合についても本計画に準ずるものとする。

① 開設の目的

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難のための立退きを行った者を一時的に収容し、保護するために開設する。

② 開設の方法

ア 指定避難所の施設管理者等に連絡し、指定避難所を開設する。指定避難所のみでの収容が難しい場合は、寺社等既存建物の利用や野外へのテント等の仮設により開設する。

イ 村長は、避難所を開設したときは、その旨を公示するとともに、収容すべき者を誘導し保護する。

ウ 村長は、避難所を開設したときは、直ちに次の避難所開設状況を県本部（総合統制室）に報告する。

（ア）避難所開設の日時及び場所

（イ）箇所数及び収容人員（避難所別）

（ウ）開設期間の見込み

③ 収容期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害が落ち着くに従い収容人員が次第に減少するときは、村本部長は避難所を逐次整備縮小し、その都度その旨を県本部長に連絡する。なお、大災害の場合等で、どうしても期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は、村本部長は県支部（振興局）を經由して事前に県本部長に開設期間の延長を要請し、県本部長が延長の必要を認めた場合は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。協議は次の事項を明示して行う（救助法に基づく救助に関する期間延長については、すべての項目について共通する。）。

ア 実施期間内により難い理由

イ 必要とする救助の実施期間

ウ 期間延長を必要とする地域、救助対策者数

エ その他

(3) 運営

① 避難所の運営

避難所ごとに村職員を管理責任者として定めるとともに、避難所の運営は、村

本部等の関係機関の協力の下、自主防災組織が適切に行う。

この際、避難所における情報の伝達、食料・水等の配布、清掃等については、区長の指示の下、避難所運営マニュアルにより行うものとし、区民・ボランティア等の協力が得られるように努める。

自主防災組織からの情報を受け、村は、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、避難所ごとに収容されている避難者の状況を速やかに把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。

NPO・ボランティア団体等は、避難所の運営に関して自主防災組織に協力するとともに、役割分担を明確にし、自主的に秩序ある避難生活を送れるよう努めるものとする。

② 情報提供等

村は、避難者に対する生活情報の提供や他の避難所等との情報共有に努める。

③ 応急住宅の提供等

村は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。また、村及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等を把握し、災害時に迅速に斡旋できるように努める。

④ 要配慮者への配慮

避難所では、冷暖房器具等をはじめとして要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、要配慮者の心身双方の健康状態には十分配慮し、必要に応じ保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等での受入れ、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施する。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するとともに、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向け仮設住宅の設置等に努める。

⑤ 感染症対策

村は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制や換気の徹底など感染症対策を推進する。平常時から新宮保健所と連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者が避難所に避難する場合などの対応について協議し、適切な避難所運営に努める。

(4) 職員等の役割

避難所の管理責任者となった職員は、自治会・自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。

① 被災者の収容

② 被災者に対する食料、飲料水の配給

③ 被災者に対する生活必需品の供給

④ 負傷者に対する医療救護

(5) 避難所となる施設の所有者又は管理者

避難所となる施設の所有者又は管理者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力するものとする。

6 広域的な対応

(1) 広域避難

村長は、災害の規模、被災者数等から、村外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 広域一時滞在

村長は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等から、村外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

7 学校、保育所、医療機関等における避難対策

学校、保育所、医療機関等の管理者は、災害時に円滑な避難対策が実施できるよう、次に掲げる事項について計画をしておく。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位
- (3) 避難責任者及び補助者
- (4) 避難要領の要領
- (5) 避難者の確認方法
- (6) 家族等への引き渡し方法

8 避難地区の警戒警備

村長は、関係機関と協議して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

9 撤収期の避難所

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。そのため、避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

一方で、避難所に残る自立が困難な避難者を踏まえ、運営組織である自主防災組織のリーダーは、地域の世話役として最後まで適切な対処に努めるものとする。

別表

〔指定緊急避難場所及び指定避難所〕

番号	施設名	所在地	収容可能人数 (展開期)	電話番号 市外局番(0735)
1	七色区民会館	北山村大字七色	25人	
2	竹原区民会館	北山村大字竹原	25人	
3	北山村民会館	北山村大字大沼	50人	49-2115
4	下尾井区民会館	北山村大字下尾井	30人	
5	大沼区民会館	北山村大字大沼	30人	
6	小松集会所	北山村大字小松	15人	

〔福祉避難所〕

番号	施設名	所在地	収容可能人数	電話番号 市外局番(0735)
1	高齢者生活福祉センター	北山村大字大沼	20人	49-2090
2	北山村民会館	北山村大字大沼66	5人	49-2115

第13節 交通輸送計画

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速かつ的確に行う。

1 基本方針

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次の事項に配慮して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

① 第1段階

ア 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医療品等の人命救助に要する人員及び物資

イ 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資

ウ 情報通信、電力、ガス、水道施設等の保安要員等の初動体制に必要な人員及び災害対策要員並びに物資等

エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

カ 被災者に対して供給する食料及び水等生命維持に必要な物資

キ 被災者に対して供給する生活必需品等の物資

② 第2段階

ア 上記①の続行

イ 要配慮者の保護にかかる二次的避難所への移送

ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階

ア 上記②の続行

イ 災害復旧に必要な人員及び物資

2 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

① 輸送路の確保

道路管理者として、緊急輸送道路やそれにアクセスする道路について、平常時

より整備や耐震補強等に努めるとともに、災害発生時に被災した場合は、関係機関と連携して迅速な復旧に努める。

② 車両の確保

ア 災害時の輸送に使用する車両は、村保有車両を運用するものとし、総務課長が調整・配分を行う。

イ 村保有車両が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、村内の自家用及び営業用車両を保有する民間事業者等に協力を依頼し、災害の程度に応じて借上げを行う。

北山村建設業組合は、災害発生時に被災者の移送及び物資、復旧用資機材等の輸送の必要が生じた場合、村の要請に基づき、乗合乗用車や貨物自動車及び車両等の供給に協力するものとする。

ウ 村内では調達が不可能な場合は、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対して調達の協力を要請する。

(ア) 輸送区間及び借上期間

(イ) 輸送人員又は輸送量

(ウ) 車両等の種類及び台数

(エ) 集結場所及び日時

(オ) 車両用燃料の給油場所及び給油予定量

(カ) その他必要事項

※資料編「4-8 村保有車両」参照

(2) ヘリコプターによる輸送

ア 緊急輸送及び陸上交通の途絶等のための孤立地帯への輸送は、ヘリコプターによる。

そのため、村は、県に対して県防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプター等の派遣要請を行う。

派遣されたヘリコプターは、災害活動用緊急ヘリポートを活用し、航空輸送の任に当たるものとする。

イ 災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者及び村は、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県等に報告する。

第14節 災害警備、交通規制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、県警察等が実施する災害警備に協力するとともに、交通規制や道路の応急復旧等を実施し、住民の生命、身体、財産の保護及び災害時における社会秩序の維持に努める。

1 災害警備

村は、県警察等が実施する災害警備計画に協力し、住民の安全を守るため、住民が避難した地域等について地域安全活動を強化し、犯罪の予防、財産の保護等に努める。

2 交通規制

災害時における交通の安全を確保し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

(1) 各管理者が交通規制を実施する場合

① 道路管理者

ア 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合

イ 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

② 公安委員会等

ア 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるとき。

イ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要と認めるとき。

ウ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生じるおそれがある場合

(2) 交通規制の実施

① 交通規制の実施要領

ア 災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報等により承知した場合、村は、他の道路管理者、警察機関及び公安委員会と連携を図り、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要所において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。この場合、当該区域内にある者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとる。

イ 村が管理者に該当しない道路、橋りょう施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど、応急措置を行う。この場合、速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を行うものとする。

② 交通規制時の車両の運転者の義務

ア 速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所に移動させる。

イ 速やかな移動が困難な場合は、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、

緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車しなければならない。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従い車両の移動又は駐車を行わなければならない。

③ 公安委員会から道路管理者への車両移動等の措置要請

公安委員会は、基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、基本法第76条の6に規定する車両移動等の措置を要請するものとする。

(3) 道路交通確保の措置

① 道路交通確保の実施体制

村は、他の道路管理者及び公安委員会との連携の下、防災関係機関及び自治会等の協力を得て道路交通の確保を行う。

② 道路施設の応急復旧

ア 村は、他の道路管理者と連携を図り、北山村建設業組合の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な応急復旧を行う。なお、この場合、緊急輸送道路やそれにアクセスする道路を優先して行う。

イ 管内の国道、県道等他の管理者に属する道路ががけ崩れ等で道路、橋りょう等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請する。

ウ 事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、緊急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行う。

エ 自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請する。

③ 交通安全施設の応急復旧

公安委員会は、緊急輸送に必要な施設を最優先に交通安全施設の応急復旧を行うものとする。

④ 障害物等の除去

路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、村は他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

(4) 緊急通行車両の通行確認等

① 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

車両の使用者は、警察署長に申出手続を行い、当該車両が緊急通行車両の確認を受け、災害対策基本法施行規則第3条に規定する標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

※資料編「6-3 緊急通行車両確認証明書」(様式)参照

② 緊急通行車両の通行の確保

ア 道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定(以下「指定道路区間」とい

う。) し、直ちに当該指定道路区間内にある者に対し、周知させる措置をとる。
イ 道路管理者は、指定道路区間内の車両等の運転者等に移動を命じることができる。

ウ 運転者等が当該措置をとらない場合や運転者等が現場にいないため移動を命じることができない場合、道路管理者は、自ら車両等の移動を行うことができる。

エ 道路管理者は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

(5) 交通規制実施後の広報

公安委員会及び道路管理者は、交通規制を実施した場合、う回路の明示、代替交通手段についての案内、う回路についての交通状況に関する情報の提供等を、管区警察局、日本道路交通センター、交通管制センター、報道機関等を通じて、車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努める。

第15節 食料、生活必需品の供給計画

大規模災害時に対処するため、村は、関係機関と連携を図り、被害者を保護するため食料及び生活必需品等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

第1 食料供給計画

1 食料の供給

災害時における食料の応急供給は、村の備蓄食料を供給して実施する。また、救助法が適用されたときは、知事の委任により、村長が応急供給を実施する。

(1) 供給の対象

食料の供給は、次の場合に実施する。

- ① 炊き出しにより、被災者に対し配給を行う必要がある場合
- ② 災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- ③ 被災地において救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に対して給食を行う必要がある場合

(2) 供給食料

原則として米穀とするが、消費の実情によっては、乾パン及び麦製品とする。

(3) 供給数量

供給数量は、次の1人当たりの基本（目安）供給量に基づき、人数及び供給の日数に相当する数量とする。

- ① (1)の①の場合、1食当たり精米換算200g
乳児1日当たりの粉乳150g（1回30gで5回分）
幼児1日当たりの粉乳90g（1回45gで2回分）
- ② (1)の②の場合、1日当たり精米400g
- ③ (1)の③の場合、1食当たり精米換算300g

2 炊き出しの実施方法

- (1) 炊き出しに関する事務の責任者は、村長とする。
- (2) 炊き出しは原則として、指定避難所において行うが、必要に応じ災害現場で行う。
このほか、学校給食共同調理場等へ状況に応じ依頼する。
- (3) 炊き出し施設、機材は、指定避難所備え付けのもの等を使用する。
また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して県に調達の斡旋を要請する。
住民及び自治会等は、地域内の販売業者等の協力を得て、必要な器具及び燃料の備蓄に努める。
- (4) 記録等
炊き出しの状況（場所数及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分））を県に報告するとともに次の帳簿、書類を整備保存しておく。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 炊き出し給与状況
- ③ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿
- ④ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- ⑤ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

3 食料の調達

- (1) 炊き出しその他食品給与のため必要な原材料等の調達は、村本部において行う。村本部は、災害時の米穀及びその他の食料の確保について、備蓄に努めるとともに、事前に販売業者等との災害時における協力体制を構築しておく。

※資料編「4-10 副食物販売店」参照

- (2) (1)による方法で炊き出しのために必要な米穀の供給が不可能な場合、村本部長は、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）の数量を知事に申請する。

また、救助法が発動された場合は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、農林水産省農産局長に要請を行い、災害救助用米穀の緊急引渡しを受けることができる。やむを得ない理由により村本部長が農林水産省農産局長に直接要請した場合は、必ず知事に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

- (3) 食料の調達や輸送等については、国、県、他市町村の災害対策本部との間で必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。
- (4) 住民等は、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水等の備蓄に努める。

4 救助法の救助基準

- (1) 炊き出し及び食品給与対象者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ③ 旅館等の宿泊人、一般家庭の来訪者等

- (2) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合はこの期間内に3日以内を現物により支給することができる。

- (3) 費用の基準

- ① 主食、副食、燃料、雑費一切の費用を含む。
- ② 1人1日とは、大人、小人にかかわらず3食分とする。

第2 生活必需品供給計画

1 生活必需品の供給

- (1) 実施者

被災者に対する生活必需物資の給与又は貸与は、村長が、職員、消防団、日本赤十字社和歌山県支部及び自治会等の協力を得て実施する。ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任により、村長が応急給与等を実施する。

- ① 被災者等に対し物資を迅速かつ円滑に供給するため、その一次的な役割を担う村は、単独又は共同で緊急に必要な物資を備蓄しておく。
 - ② 公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分については、NPO・ボランティア団体とも連携して計画を作成する。
 - ③ 住民、自治会等が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。
住民等は、7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備するものとする。
- (2) 生活必需品等の物資の供給又は貸与の対象者
対象者は、災害により住家の全焼、全壊、流失、埋没、半焼、半壊又は床上浸水以上の被害を受け、被服、寝具、その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに最小限の日常生活を営むことが困難な者とする。
- (3) 支給品目
被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物を支給する。
- ① 寝具、被服（肌着を含む。）、身の回り品
 - ② 日用品
 - ③ 炊事用具及び食器
 - ④ 光熱材料
- (4) 給与又は貸与の限度（救助法適用の場合）
被服、寝具、その他生活必需品の給付又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。なお、夏季又は冬季の季別は、災害発生の日をもって決定する。

2 給与又は貸与の方法

- (1) 物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者
 - ① 生活必需品の給与又は貸与の支給責任者は、村長とする。
 - ② 支給責任者は、消防団・自治会等の団体及び被災者自身の協力を得て、被災者への公平な給与又は貸与を行う。
- (2) 物資の調達
調達先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を立てるとともに、生活必需品の備蓄に努める。
災害時に生活必需品が不足する場合は、被災状態、物資の種類、数量等を勘案の上、村内又は近隣市町村の事業者から購入する。
- (3) 物資の供給
村長は、避難所等からの報告をとりまとめ、必要品目、必要数量の把握を行い、配分計画を作成して生活必需品の供給を行う。
- (4) 記録等
物資を供給する場合は、次の記録及び受領書等を次のとおり整備する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 物資受払簿
- ③ 物資の給与状況表
- ④ 物資購入関係支払証拠書類
- ⑤ 備蓄物資払出し証拠書類

3 物資の調達先

生活必需品の給貸与は、次に掲げるもののうちから各人の被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

※資料編「4-11 物資の調達先」参照

調達物資品目

毛布	地下タビ・ゴム長靴	皿	茶わん
布団	運動靴	割ばし	マッチ
作業服（男女）	カップ	石けん	ローソク
子供服	なべ	歯ブラシ	ちり紙
肌着	包丁	歯みがき粉	ごぎ
タオル、手ぬぐい	コンロ	バケツ	プロパンガス

4 救援物資への対応

村は、救援物資の集積場所が混乱したり不要物蓄積による弊害を防ぐため、受入・管理体制及び事務処理環境を整える。村のみでの管理が困難な場合は、県に援助を要請する。

- (1) 村は、救援物資の集積場所を下記のとおり指定する。
- (2) 村は、集積場所における要員を確保し、救援物資の受入れ、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施し、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。

※資料編「4-9 救援物資の集積場所」参照

第16節 給水計画

災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

1 実施責任者

飲料水の供給は原則として村が行うものとし、1人1日最低必要量3リットルの水の確保、さらに風呂、便所及び炊事等に必要な生活用水の確保に努める。ただし、村において実施できないときは、日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定により、隣接市町村の応援又は協力を得て実施する。

2 拠点給水等

- (1) 村は、各簡易水道施設（浄水場・配水場）等による拠点給水の可能性を点検し、給水配水図等により医療機関、福祉施設等の所在を配慮した給水体系を検討する。
- (2) 給水車等の搬送が可能な状況下においては、拠点配水を起点にして給水車及びトラック等による給水を実施する。

3 飲料水の確保

- (1) 水源の確保
 - ① 水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、谷水、河川水又は防火水槽（プール等）の飲用に適するものを水源とする。
 - ② 給水車、給水容器、容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（塩素・晒し粉・次亜塩素酸ソーダ等）は必要量を確保し、交通途絶状態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。
 - ③ 応急用飲料水の備蓄及び水道施設の確保に努める。
- (2) 水源の水質検査・保全

確保された水源は、ろ過器によりろ過し、又は化学処理を加えて飲用に適するか検査を行う。

また、あらかじめ水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努める。

4 給水体制の確立、資機材の調達

- (1) 村は、災害に備え、飲料水の確保に必要な人員の配備、応急給水及び応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、村内指定事業者との連絡を密にして、災害時の緊急体制を整える。

なお、災害の規模等により村のみで応急対策又は飲料水の供給ができないときは、次の事項を示し、隣接市町村等へ応援又は協力を要請する。要請を行った場合、新宮保健所経由で県食品・生活衛生課へ報告する。

 - ① 給水池
 - ② 必要水量（何人分・何立方メートル）

- ③ 給水方法（ろ過器・給水車・その他）
 - ④ 給水期間
 - ⑤ 水道又は井戸の名称
 - ⑥ その他
- (2) 各家庭及び住民に対して10～20リットル入りのポリ容器を常備しておくように指導を図る。
- (3) 住民は、1人1日3リットルを基準に、世帯人数の3日分を目標として、飲料水の備蓄に努める。

5 給水目標及び順位

- (1) 給水目標
災害発生時に飲料水を得られない者に対して、災害発生から3日以内は1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。
- (2) 給水順位
医療機関、給食施設、社会福祉施設等の緊急性の高いところから優先的に給水を行うように配慮する。

6 給水方法

- (1) 給水の実施は、消防団の協力を得て村が行う。
- (2) 給水に際しては、その場所・時間等について被災地の住民に周知措置を講ずる。
- (3) 給水タンク車による場合は、近くの簡易水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。
- (4) 災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。
- (5) 要配慮者に配慮した給水方法を採用する。

7 簡易水道施設の応急復旧

- (1) 被害状況の把握
災害により簡易水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、職員を派遣し、被害状況の把握に努める。
- (2) 施設の応急復旧
- ① 応急復旧工事は、指定水道工事業者等の協力を得て災害後直ちに応急復旧を行う。
 - ② 災害の規模によっては、隣接する市町村に応援を要請するとともに、村長が知事を通じて応援の業者の斡旋を求める。
 - ③ 応急復旧順位
 - ア 取水・導水・浄配水施設

イ 送配水施設

ウ 給水装置

(3) 送配水管路の応急復旧

① 被災状況の把握をするとともに、指定水道工事業者等の協力を得て応急復旧を行う。

② 応急復旧順位

ア 配水場及び給水拠点までの送配水管

イ 医療機関等の緊急利水施設への配水管

ウ その他の配水管

※資料編「4-12 簡易水道施設」参照

8 記録等

飲料水の供給等を行うときは、次の帳簿等を作成し、整理保管する。

(1) 救助実施記録日計票

(2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

(3) 飲料水供給簿

(4) 飲料水供給のための支払証拠書類

9 救助法による基準

(1) 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内

(2) 飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費

① 水の購入費

② 給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費

③ 浄水用の薬品及び資材費

第17節 防疫、保健衛生計画

災害時における防疫措置を県の指導、指示に基づいて実施し、感染症の発生及びまん延の未然防止に万全を期するとともに、被災者の衛生的で安全な生活を支援する。

第1 防疫計画

1 実施主体

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この節において「法」という。）に基づく知事（新宮保健所長）の指示により村が実施する。

2 防疫組織

村は、住民福祉部を中心に、災害に即応した対策を樹立するとともに、おおむね事務職員1人、作業員数人をもって編成する防疫班の編成を図り、適切な措置を講ずる。

3 災害防疫の活動

(1) 情報の収集

村は、被災地における感染症等の発生に係る情報を収集し、状況の把握を図る。

(2) 広報活動の実施

村は、パンフレット、リーフレット等の方法により地区組織を通じて広報活動の強化に努めるとともに、地区住民の社会不安の防止に留意する。

(3) 防疫活動に必要な資機材の確保

村は、消毒用噴霧器や薬剤等を備蓄保管し、防疫活動を行うとともに、調達が困難な資機材については、県に斡旋を依頼するほか、関係機関、業者等の入手先を確保しておく。

(4) 薬品及び資機材による消毒の実施

法第27条第2項の規定による消毒は、知事（新宮保健所長）の指示に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条に定めるところによって実施する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により知事が定めた地域内で知事（新宮保健所長）の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(6) 臨時の予防接種

予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による知事（新宮保健所長）の指示に基づき、臨時予防接種による予防措置を講ずる。

(7) 物件に係る措置

法第29条第2項の規定による知事（新宮保健所長）の指示に基づき、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具、その他の物件についての消毒を実施する。

(8) 生活の用に供される水の供給

法第31条第1項の規定により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用等の制限又は禁止を知事が命じた場合、法第31条第2項の規定による知事（新宮保健所長）の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給をする。

(9) 避難所の衛生確保

村は、避難所を開設したときは、新宮保健所等の防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を期する。

(10) 報告

村は、県警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力の下、次の事項について、所定の様式（災害防疫事務要領）により新宮保健所を経由して知事に報告（電話、書類）する。

- ① 被害の状況
- ② 防疫活動状況
- ③ 災害防疫所要見込額
- ④ その他

(11) 記録等

村は、防疫活動について、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- ① 災害状況報告書
- ② 防疫活動の状況報告書
- ③ 消毒に関する書類
- ④ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- ⑤ 生活の用に供される水の供給に関する書類
- ⑥ 患者台帳
- ⑦ 防疫作業日誌
- ⑧ 防疫経費所要額調及び関係書類

(12) 住民の措置

防疫活動について、正しい知識を入手するよう努め、避難所等においては、良好な衛生状態を保つよう注意するものとする。

第2 食品衛生計画

1 食品衛生管理

村は、被災地における食品の衛生確保を図るため、新宮保健所や関係機関の協力を得て、食品衛生の監視指導を実施する。

(1) 被災者に対する安全で衛生的な食品の供給

炊き出し現場及び避難所等において、食品の衛生的取扱い・加熱調理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒、給食従事者の健康、手洗い消毒の励行等について、必要に応じ指導する。

(2) 食品関係営業施設への指導

食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水につい

て、次の改善指導を行う。

- ① 浸水期間中の営業自粛
 - ② 浸水を受けた施設・設備の清掃、消毒
 - ③ 使用水の衛生管理
 - ④ 汚水により汚染された食品の廃棄
 - ⑤ 停電により腐敗、変質した食品の廃棄
- (3) 住民の食品衛生に対する啓発指導
被災地域の住民に対し、次の啓発活動を行う。
- ① 手洗い消毒の励行
 - ② 食器器具の消毒使用
 - ③ 原材料、食品の衛生保持
 - ④ 台所、冷蔵庫の衛生保持

第3 動物保護管理計画

1 避難所等における被災した動物の飼養者への支援

村は、県と連携し、市町村が避難所運営マニュアルに基づき確保する避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。

- (1) 避難所での動物の飼養状況の把握
- (2) 飼養されている動物に対する資材及び餌の提供
- (3) 動物愛護関係ボランティアの派遣
- (4) 飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預かり施設を一定の期間設置）
- (5) 動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供
- (6) 家庭動物に関する相談の実施等
- (7) 動物に関する寄付金の管理・配分

2 被災地域における飼養者不明の動物の保護

村は、飼養者不明の負傷動物、放し飼いの動物について、県、関係団体、ボランティアと協力して保護や飼養者への返還等に努める。

3 死亡動物の処理

災害の発生に伴って死亡した動物の処理は、原則として飼養者等が行うものとし、飼養者が不明の場合又は飼養者が被災して自力での処理が困難な場合、村は、協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

- (1) 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導する。死亡動物の発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集し、消毒その他の衛生処理を実施する。ただし、移動し難いものについては、その場で衛生的に処理する。
- (2) 処理場所の確保その他の対応について、村のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

第18節 遺体搜索処理計画

村は、関係機関と連携を図り、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推測される者の搜索、災害の際に死亡した者の遺体処理、災害の混乱期に死亡し埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬等を的確かつ迅速に実施する。

1 遺体の搜索

- (1) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推測される者に対して、村本部長が、警察官、消防団等の協力を得て遺体の搜索を行う。
- (2) 村長は、遺体の搜索、処理、火葬等について、村のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - ① 搜索、処理、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
 - ② 搜索地域
 - ③ 火葬施設等の使用許可
 - ④ 必要な輸送車両の数
 - ⑤ 遺体処理に必要な器材、資材の品目別数量
- (3) 住民及び自治会は、行方不明者についての情報を村に提供するよう努める。
- (4) 救助法による遺体の搜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- (5) 村本部は、搜索を実施した場合、次の書類を整備し保存しておかなければならない。
 - ① 救助実施記録日計票
 - ② 搜索用機械器具燃料受払簿
 - ③ 遺体搜索状況記録簿
 - ④ 遺体搜索用関係支出証拠書類

2 遺体の処理

- (1) 災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処理（埋葬を除く。）を行うことができない場合において、村本部長が遺族等に代わって処理を行う。
 - ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
 - ② 遺体の一時保存
 - ③ 検案
 - ④ 処理に必要な物資の調達
- (2) 発見した遺体その他の事故遺体は、新宮警察署と相談した上で、必要に応じて、村長が開設した遺体収容所へ収容する。村長は、遺体収容所を開設できるように、寺院等とあらかじめ連携しておく。
- (3) 遺体の関係記録及び遺留品の調査票を作成するとともに、新宮警察署や地域住民と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等から身元の確認に努める。

- (4) 遺体の氏名、住所、性別、発見場所、身長、特徴等の判明した限りの情報について遺体処理台帳に記載するとともに、必要に応じ、1体ごとに表示する。
- (5) 遺族等による遺体引取りの申し出があった場合は、十分調査・確認の上、遺体を引き渡す。
- (6) 身元が判明しない者については、一定期間経過後、行旅死亡人として取り扱う。
- (7) 救助法による遺体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- (8) 書類の整備保管
 - ① 救助実施記録日計票
 - ② 遺体処理台帳
 - ③ 遺体処理関係支出証拠書類

3 埋葬

災害の際死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって遺族自らが埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合、村本部長が実施する。なお、村本部長は、火葬場、棺等の関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとし、必要に応じ、新宮保健所を經由して県食品・生活衛生課に連絡し、葬祭業者等との災害時応援協定に基づく支援を要請するほか、他市町村等による広域的な火葬を要請し、速やかな埋葬に努める。

- (1) 埋葬は、原則遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すことにより実施する。
- (2) 救助法による救援の内容は、棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務提供とする。
- (3) 相当期間引取り人が判明しない場合は、所持品等を保管の上、火葬する。
- (4) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、当該引取り人に引き継ぐ。
- (5) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
- (6) 火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。
- (7) 救助法による遺体の埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

※資料編「4-13 火葬場」参照

第19節 廃棄物の処理及び清掃計画

被災地域の環境衛生の万全を図るため、災害廃棄物処理計画等に基づき、ごみの収集処理、し尿のくみ取り処分を適切に行う。

1 し尿処理

- (1) 村は、避難所等の場所及び避難人員の確認を行い、仮設トイレの必要数やし尿の収集処理の見込みを把握する。また、倒壊家屋、焼失家屋の便槽及び仮設トイレからのし尿の発生量を予測する。
- (2) 処理作業
 - ① 村は、必要に応じて仮設トイレの設置を行うとともに、便槽が冠水等により汚物が流失しないような場所に設置し、消毒等衛生上の配慮を行う。
 - ② 村は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽及び仮設トイレのし尿を、し尿くみ取り業者に委託して収集処理するほか、必要に応じ生活環境に支障のない方法で処理する。
 - ③ 村は、村のみでの応急対策の実施が不可能な場合、他市町村からの人員、機材等の応援を求めて収集運搬体制を確立する。
 - ④ 村は、し尿処理等の収集運搬の協力支援が必要であると判断したときは、県と一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ両法人に協力を要請する。
- (3) 住民の措置
各家庭の合併処理浄化槽等が被災したときは、村の指示に従って水洗トイレは使用しないで、仮設トイレ等を使用する。

2 生活ごみの処理

- (1) 村は、避難所等の場所及び避難人員の確認を行い、生活ごみの処理の必要性や収集・処分見込みを把握するとともに、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理を計画的に実施するため、発生量を予測する。
- (2) 処理作業
 - ① 村は、ごみの早期収集処理を行うため、被災住民に対し集積場所及び収集日時の周知を行う。収集場所については、冠水等による流失又は飛散等により生活環境に影響を及ぼさない場所を選定する。
 - ② 村は、ごみの収集処理を行うために必要な人員・車両等を確保する。不足する場合には、近隣市町村及び県に対して支援を要請する。
 - ③ 村は、上下北山クリーンセンターのごみ処理施設が使用不能等により処理できない場合は、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場を設置し、住民等に周知する。
- (3) 住民の措置
可燃物等自分で処理するものは努めて処理し、自分で処理できないものは、分別

の上、指定された日時に集積場所へ搬出する。

※資料編「4-14 ごみ処理施設等」参照

3 がれきの処理

- (1) 村は、倒壊家屋・焼失家屋の数及びがれきの状況の把握等情報を収集し、処理を計画的に実施するため、全体の発生量を把握する。
- (2) 処理作業
 - ① 村は、がれきが大量に排出された場合、処理施設への搬入が困難となる場合が考えられるため、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場を確保し、危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去・処理する。
 - ② 村は、がれきの処理を行うとともに、必要な人員・運搬車両の確保を行い、不足する場合には、近隣市町村及び県に対して支援を要請する。
 - ③ 村は、がれきの処理に当たり木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行い極力リサイクルに努める。
- (3) 大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会、一般社団法人和歌山県清掃連合会、一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「大規模災害における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じ同法人に協力を要請するものとする。

4 事務処理

- (1) 災害時により廃棄物が発生したとき及び廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があったときは、速やかに、その発生量、被害状況等を、保健所を経由して、県循環型社会推進課へ報告する。
- (2) 報告は、「災害関係業務事務処理マニュアル（平成26年6月環境省）」において定められた「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」により行うものとし、必要に応じて事前に電話等で被害の概況等を報告したのち、被災状況の写真等を添付して報告する。

第20節 文教対策計画

災害時における学校施設の被災及び児童・生徒の被災により、通常の教育を行うことができない場合、村教育委員会は、県教育委員会と連携し、応急教育を実施する。

1 児童・生徒等の安全確保

村立の小学校、中学校及び保育所（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、災害時における児童、生徒、幼児（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保について次の対策を講ずる。

- (1) 校長等及び教育長は、学校等の立地条件等を考慮して、災害時における応急対策計画を樹立するとともに、児童・生徒等の災害発生時における登下校時の措置を講じておく。
- (2) 校長等は、児童・生徒等に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立しておく。
- (3) 授業開始後に災害が発生し、又は発生が予測される気象条件となった場合、校長等は、必要に応じ臨時休校の措置をとる。下校に際しては、児童・生徒等の生命・身体の安全確保を図る。
- (4) 校長等は、事前に災害が予知される場合や児童・生徒等に危険が及ぶ心配があるときなどは、現状を的確に判断し、臨時休校、学校行事の中止等適切な措置を講ずる。
- (5) 校長等は、上記(3)、(4)により臨時休校等の措置を決定した場合は、村教育委員会に報告するとともに、防災行政無線、電話その他の連絡方法により、保護者及び児童・生徒等に連絡し、住民に周知する。

2 応急措置

- (1) 校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、応急措置を行う。
 - ① 在校時間中に災害が発生した場合、児童・生徒等及び教職員の安全確保を最優先し、児童・生徒等の安否、施設・設備等の被災状況等を把握するとともに、状況に応じ、臨時下校や集団避難等を行う。
 - ② 登下校時に災害が発生した場合、施設・設備等及び通学路の安全を確認し、登下校中の児童・生徒等の安否確認及び保護者への情報提供を行う。
 - ③ 校外の学校行事の際に災害が発生した場合、現場の責任者との連絡を確保し、児童・生徒等及び教職員の安全確保を最優先し、児童・生徒等の安否等を把握するとともに、必要に応じて現場に応援の職員を派遣する。
- (2) 校長等は、児童・生徒等、教職員、施設・設備等の被害状況を速やかに把握するとともに、村教育委員会に報告する。
- (3) 校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、村教育委員会と連絡の上、被害の状況に応じ、休校又は短縮授業の措置を実施する。

3 応急教育の実施

(1) 教育施設の確保

村教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次の方法により応急教育実施の予定場所を確保する。

- ① 応急修理で使用できる場合、修理を行った当該施設の利用
- ② 校舎等の一部が使用できない場合、特別教室、講堂等の利用
- ③ 校舎等の大部分が使用できない場合、公民館その他公共施設又は最寄りの学校、寺院等の利用、仮校舎の建築
- ④ 地区が全体的被害を受けた場合、避難先の学校施設等

(2) 教職員の確保

校長等は、できるだけ当該学校の教職員をもってその処理に当たるものとするが、その実施が不可能な場合、村教育委員会は、臨時に教職員を動員配備し、教育に支障をきたさないように努める。

4 児童・生徒等に対する援助

(1) 学用品の給与

① 給与方法

ア 校長等は、災害発生後速やかに給与対象となる児童・生徒等の被害別、学年別の人員を正確に把握し、村教育委員会に報告する。

イ 学用品の給与に当たっては、原則として県において一括購入し、校長等を通じて配分する。

② 救助法による学用品の給与基準

ア 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して行う。

イ 被害の実情に応じ、教科書等、文房具及び通学用品について、現物をもって行われる。

ウ 教科書については災害発生の日から1か月以内、その他の学用品については災害発生の日から15日以内に終了しなければならない。

③ 書類等整備

学用品の給与を行った場合、次の書類等を整備する。

ア 救助実施記録日計票

イ 学用品の給与状況

ウ 学用品購入関係支払証拠書類

エ 備蓄物資払出証拠書類

(2) 転出・転入の手続

村教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。

また、転入学に関する他府県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け問い合わせに対応する。

(3) 児童・生徒等に対する心のケア

村教育委員会は、児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動の推進等、心的外傷後ストレス障害等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

5 学校給食関係

(1) 村は、学校等の給食施設を利用して応急給食を実施する。

(2) 村は、できる限り学校給食の継続実施に努め、給食施設及び原材料が被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施する。

(3) 災害時において、学校等が避難所として使用される場合、学校給食が再開した時には、その業務に支障が及ぶことのないよう一般の被災者との調整を図るよう留意する。

(4) 応急給食の実施及び学校給食再開時には、食中毒・感染症等発生を防ぐため、衛生管理等に、特に留意する。

(5) 村教育委員会は、速やかに県へ被害状況報告を行う。その際、県より被害物資の掌握、処分等について指示、指導・助言を受けるものとする。

6 社会教育施設関係

災害発生時には、公民館等社会教育施設は、災害応急対策のため、特に避難所等に利用される場合も少なくないので、村は、その被害状況の掌握に努めるとともに、その応急処理等適宜の処置を速やかに実施する。

第21節 文化財災害応急対策計画

文化財の応急対策は、文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は、文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわぬよう、被害の拡大を防がなければならない。復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等をも視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

1 被害状況の報告

災害が発生したときには、国、県指定の文化財の所有者又は管理者（以下この節において「所有者等」という。）は村教育委員会を通して県教育委員会に、また、村指定の文化財の所有者等は村教育委員会に、それぞれ被害状況を直ちに報告するとともに、二次災害等、災害の拡大防止に努める。

2 復旧対策

村教育委員会は、別表「文化財災害応急処置」により、被害状況の把握結果をもとに、所有者等とともに今後の復旧計画の策定を行う。ただし、国、県指定文化財については、県教育委員会の指導を受ける。

3 大規模災害における応急対策

災害の規模が大きく、村単独で応急対策がとれない場合は、県に支援を要請する。

別表

文化財災害応急処置

災害別	種別・応急対策
1 火災	(1) 焼損 素材がもろくなっている場合が多いので、取扱いは専門家の指示に従う。 (2) すず、消火剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、専門家の指示に従う。 (3) 水損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ、専門家の指示に従う。
2 風水害	(1) 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、廃棄や散逸のないよう注意する。 (2) 水損 火災の水損に準ずる。 (3) がけ崩れ等による建造物の傾斜 二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。
3 全般	被害状況を写真等で記録する。美術工芸品・有形民俗文化財においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、取扱いに慎重を期し、安全な場所に移動する。

第22節 住宅応急対策計画

災害により住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者に対する応急仮設住宅の設置及び応急修理の実施並びに既存公営住宅等の活用等の住宅対策を実施する。なお、応急仮設住宅については、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、要配慮者に配慮する。

1 応急仮設住宅の供与

(1) 実施者

村が、応急仮設住宅の建設の計画の樹立と実施を行うものとするが、実施が困難な場合は、県が行うことができる。救助法が適用された場合、県が応急仮設住宅の建築を行うものとし、県から委任された場合は、村が実施する。

(2) 救助法が適用された場合

① 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。

② 入居基準

ア 住家が全焼、全壊又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない者であること。

③ 入居者選定の留意事項

入居者の選定に当たっては、民生・児童委員等の意見を参考としながら、高齢者や障害者等を優先的に入居させる。

④ 供与期間

完成の日から2年以内とする。

⑤ 村の措置

ア 応急仮設住宅の建設場所は、県と協議し、原則として村公有地を選定する。ただし、私有地を提供する場合、村長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。

イ 被災者の状況を調査し、入居者の決定の協力を行う。

ウ 知事の委任を受けて、村長は、応急仮設住宅の維持管理を行う。家賃は無料とし、維持修理や地代が必要な場合は、入居者の負担とする。

エ 入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写しを提出する。

(3) 救助法が適用されない場合

村は、次の事項に留意し、応急仮設住宅の建設及び管理を行う。

① 被災者の状況を調査し、応急仮設住宅の設置戸数を決定する。

② 原則として村公有地を中心に、応急仮設住宅の建設場所を確保する。ただし、私有地を提供する場合、村長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有

者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。

- ③ 応急仮設住宅の設計を行う。
- ④ 建設業者との請負契約を行う。
- ⑤ 工事監理、竣工検査を行う。
- ⑥ 入居者の決定を行う。
- ⑦ 応急仮設住宅の維持管理を行う。

(4) 書類整備等

応急仮設住宅の供与を行った場合、次の書類等を整備する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 応急仮設住宅台帳
- ③ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- ④ 応急仮設住宅使用貸借契約書
- ⑤ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- ⑥ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払い証拠書類
- ⑦ 直営工事によって建築した場合においては、この他に工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等

2 住宅の応急修理

(1) 実施者

村が、住宅の応急修理の計画の樹立と実施を行うものとするが、実施が困難な場合は、県が行うことができる。救助法が適用された場合は県が実施し、県から委任された場合は、村が実施する。

(2) 救助法による住宅の応急修理の基準

① 規模

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

② 応急修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了する。

③ 対象者

居住者が自己の資力をもって応急修理ができない者とする。

(3) 書類整備等

住宅の応急修理を行った場合、次の書類等を整備する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 住宅応急修理記録簿
- ③ 工事契約書、仕様書等
- ④ 応急修理支払い証拠書類

3 住居等の障害物の除去

- (1) 実施者
被災地の障害物の除去の計画樹立及び実施は、村が行う。
- (2) 救助法による住居等の障害物の除去の基準
 - ① 除去の期間
災害発生の日から10日以内とする。
 - ② 対象者
 - ア 自己の資力では障害物の除去ができない者
 - イ 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所、また、玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にある者
- (3) 書類整備等
住宅の応急修理を行った場合、次の書類等を整備する。
 - ① 救助実施記録日計票
 - ② 障害物の除去の状況記録簿
 - ③ 障害物除去費関係支払証拠書類

4 公営住宅法（昭和26年法律第193号）による災害公営住宅

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1つ以上に達した場合に低所得者被災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて建設し、入居させる。原則として村が建設し、管理するが、村の財政事情等から建設が著しく困難な場合は、県が村に代わって建設管理するものとする。

- (1) 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合
 - ① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
 - ② 村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
 - ③ 滅失戸数がその区域内住宅戸数の10%以上のとき
- (2) 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）
 - ① 被災地域の滅失戸数が500戸以上のとき
 - ② 滅失戸数が村の区域内の住宅戸数の10%以上のとき

5 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧するものとする。

第23節 公共土木施設被害の初動応急対策計画

災害時には、道路・橋りょうや河川管理施設等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で、大変重要な施設である。

このため、二次災害の防止に配慮しつつ速やかに被災状況の情報収集を行い、北山村建設業組合の協力を得て迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

1 道路・橋りょうの応急対策

(1) 災害時の応急措置

村は、道路・橋りょうの被災状況を速やかに把握するため、関係機関や地域住民等からの情報収集に努めるとともに、パトロールを実施する。これらの情報により二次災害の防止にも配慮して通行の制限又は禁止等の応急措置を講じ、必要に応じて迂回路の選定を行うとともに、関係機関への連絡や住民への周知を図る。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路等は、北山村建設業組合の協力を得て速やかに復旧し、道路の確保に努める。特に、緊急輸送道路やそれにアクセスする道路等を最優先に復旧作業を実施し、道路等の機能確保に努める。

2 河川・砂防施設等の応急対策

(1) 河川管理施設

村は、洪水等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

村は、土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係住民及び関係機関への連絡・通報を行い、巡回パトロールや二次災害防止のための監視など、必要な応急措置を行う。

第24節 労務計画

災害応急対策の実施が村本部の職員及びボランティア等では労力的に不足し、又は特別な作業のため技術的な労力が必要なときには、労働者の雇上げ等により確保に努める。

1 実施責任者

村は、災害の状況により労働者等の雇用を必要とする場合は、新宮公共職業安定所長に斡旋を要請し、確保に努める。

2 労働者雇用の範囲

労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とするが、救助法に基づく救助の実施に必要な労働者の雇上げの範囲は、次のとおりである。

(1) 罹災者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導人員を必要とするときの要員

(2) 医療及び助産のための移送要員

① 救護班では処理できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者がおり、病院・診療所への移送を必要とするときの要員

② 救護班によって医療助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う要員

③ 傷病が軽傷のため、引き続き療養が必要であるがやむを得ず自宅待機することとなった患者を輸送するための要員

(3) 罹災者の救出要員

罹災者の身体の安全を保護するため、罹災者を救出するための要員

(4) 飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員及び飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する人員並びに飲料水を供給するために必要とする人員

(5) 救済用物資の整理、輸送及び配分要員

被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊き出し用の食料品・調味料・燃料、医薬品、衛生材料を整理し、輸送及び配分するための要員

(6) 遺体捜索要員

遺体捜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する人員

(7) 遺体の処理（埋葬を除く。）要員

遺体の洗浄消毒等の処置をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員

3 労働者雇用の方法

(1) 必要な要員の把握、斡旋の要請

村は、必要な労働者の種別と人数を把握し、労務内容、必要人員、労務期間、集合場所、賃金等を書類に記載して、新宮公共職業安定所長に労働者の斡旋を要請する。

(2) 労働者の受入体制

村は、労働者斡旋の要請後、速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において労働者を迎える。

4 労働者雇用の期間

労働者雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく要員の雇用期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間である。

5 労働者の賃金

労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労働者を雇用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

賃金は、就労現場において作業終了後、直ちに支払う。なお、作業終了後、直ちに賃金の支払ができない場合は、就労証明書を発行するとともに支給日を労働者本人に通知しなければならない。

第25節 災害救助法の適用計画

大規模災害が発生した場合、救助法の適用による応急的かつ一時的な救助を行い、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るための基準等について定める。この場合、救助法では、救助の実施は知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性から、その一部については村長に委任し、村長が行うものとする。

1 救助法による救助の種類

救助の種類
1 避難所の設置
2 応急仮設住宅の供与
3 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
5 医療及び助産
6 被災者の救出
7 住宅の応急修理
8 学用品の給与
9 埋葬
10 遺体の捜索
11 遺体の処理
12 障害物の除去

2 救助法の適用手続

村は、村における災害の程度が、適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、直ちに、その旨を知事に報告する。

3 適用基準

- (1) 救助法による救助は、市町村単位でその適用地域を指定して実施される。同一災害による村内の被害が次の基準のいずれかに該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われる。
- ① 全壊、全焼、流出等により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が30世帯以上に達したとき（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号）。
 - ② 被害が相当広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,000世帯以上の場合で、村内の被害世帯数が15世帯以上に達したとき（災害救助法施行令第1条第1項第2号）。
 - ③ 被害が広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が5,000世帯以上に達したとき（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）。
 - ④ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（「特別の事情」とは、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の

補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。) (災害救助法施行令第1条第1項第3号後段)。

⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、次の基準に該当したとき (災害救助法施行令第1条第1項第4号)。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。

イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 住家が滅失した世帯 (全壊、全焼、流出) の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼するなど著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

4 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則 (昭和61年和歌山県規則第29号) の定めるところによるが、災害の種別、地域、条件、その他の状況によって知事が必要と認める範囲において実施される。

※資料編「5-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」参照

第26節 義援金品の募集・配分計画

災害時に寄せられた義援金品を公正・適正に被災者に配分するために、村は、県、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会及び社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら、募集、管理、配分等の公正かつ円滑な実施に努める。

1 義援金品の募集

村は、県、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会及び社会福祉協議会等の関係機関と相互に連携して義援金の募集方法、送り先、募集期間等を定めるとともに、報道機関等や各関係機関と協力して募集を行う。ただし、日本赤十字社和歌山県支部や和歌山県共同募金会は、原則として義援品の受付を行わないことに留意する。

2 義援金の管理

村が募集した義援金は、県、市町村、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会の募集機関、被災地関係者、学識経験者等により組織される配分委員会に速やかに管理換する。配分委員会に管理換するまで、現金は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納帳を備えて出納の状況を記録し、経理する。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。

3 義援金の配分

配分委員会は、協議の上、公平かつ適切な義援金の配分基準を設定し、義援金の配分を行う。

4 義援品の配分

(1) 配分の基準

配分の基準は特に定めず、そのときの実情を十分考慮して、それぞれの目的に沿い、効果的な配分を個々に検討して行う。県における配分の方法を参考に、民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分するものとする。

(2) 配分の時期

配分は、できる限り受付又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援品が少量時は、世帯別の配分が困難で、輸送・労力等の経費の浪費となるので、一定量に達したとき行うなど、配分の時期に十分留意して行う。ただし、腐敗変質のおそれがある物資については、速やかに適宜の処理をするよう配慮するものとする。

(3) 配分の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分する。

5 費用

村が行う義援金品の募集・配分に係る経費は、できるだけ村において負担するが、募集・配分の規模により、配分委員会にて費用負担の協議を行うことができる。

第27節 火災等応急対策計画

火災がいったん大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、村はもとより、住民、事業所等も出火防止と初期消火に努めるとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

1 火災応急対策

(1) 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要がある。火災による被害を最小限に食い止めるため、消防機関は、その全機能をあげて、消防活動を行う。また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

村は、消防団組織の充実強化に努め、消防本部に協力し、消防活動を行う。

(2) 警報等の取扱い

村は、火災気象通報を県より受けた場合は、速やかに住民に周知徹底を図るとともに、その地域の条件を考慮し、必要に応じて火災警報を発令する。

(3) 消防活動

① 消防活動

火災が発生した場合、村は、消防本部に連絡するとともに、消防団に出動を要請する。

消防団は、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集するとともに、消防本部に協力して消防及び救急救助活動を行う。

ア 火災発生状況等の把握

村は、村内の消防活動等に関する情報を収集し、消防本部、消防団及び新宮警察署と相互に連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 消防団の活動状況

(ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

(エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況

(オ) 要救助者の状況

(カ) 医療機関の被災状況

イ 消防活動

消防本部を中心に、次の事項に留意しながら、各機関は消防活動を行う。

(ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等人命の安全を最優先させた消防活動を行う。

(イ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住

民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

(ウ) 住宅地及びその地域に面する部分の消火活動を優先させた消防活動を行う。

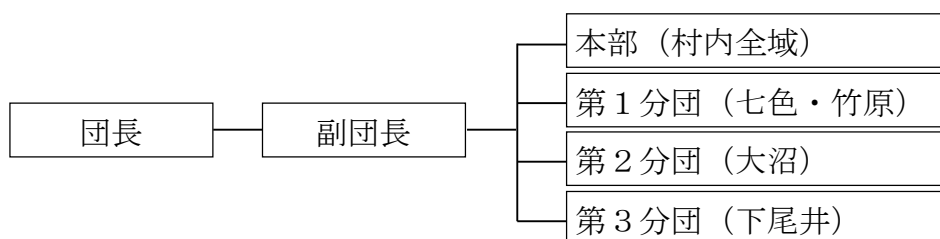
(エ) 救助活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を行う。

(オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

(カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動と連携した活動を行う。

(4) 消防団

① 消防団の組織



※資料編「4-4 消防団の装備」参照

② 消防団の消防活動

消防団は、火災が発生した場合、消防本部と連携し、消防団長の指揮の下、消防活動を行う。

ア 消火活動

避難路確保のための消火活動等を人命の安全確保を最優先に行う。

イ 避難誘導

避難の指示等が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

ウ 救急救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(5) 住民及び事業所等の消防活動

住民及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努めるとともに、必要に応じ、消防機関に協力して消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に、危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

また、可能な限り、自主的な救急救助活動に努めるものとする。

① 住民

ア 家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火を行う。

イ 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な範囲で心肺蘇生等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

② 事業所

ア 火災予防措置

危険物等を取り扱う事業所においては、火気又は危険物、火薬類、高圧ガス等の流出等の異常発生の有無を点検し、必要な防火措置を講ずる。

イ 火災拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

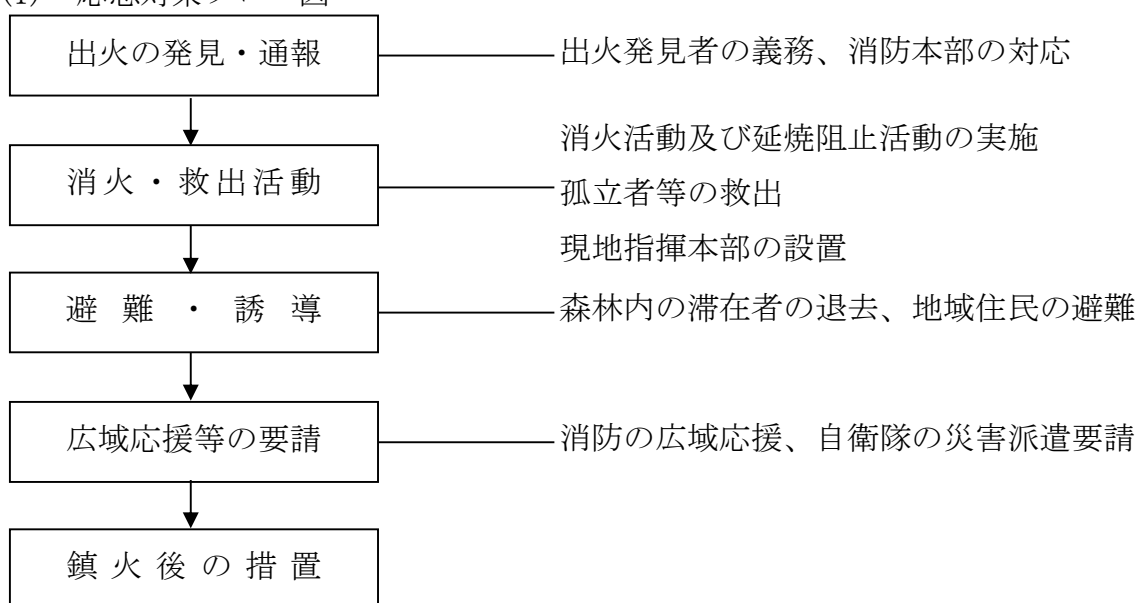
(ア) 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を提供する。

(イ) 村、新宮警察署及び関係機関に対して、直ちに通報する。

(ウ) 立入禁止、避難誘導等の必要な防災措置を講ずる。

2 林野火災応急対策

(1) 応急対策フロー図



(2) 出火の発見・通報

① 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微少な場合に限り、消防本部の消防隊が到着するまでの間、地域住民等と協力して、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たる。

② 消防本部の対応

通報を受けた消防機関は、直ちに発火位置を確認し、消防本部の消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所用の措置を要請する。

ア 北山村消防団

消火活動、飛び火による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動

イ 森林の管理者（森林組合等）

森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

ウ 県災害対策課

県防災ヘリコプターの緊急運航

エ 新宮警察署

消防車両の通行確保のための交通規制

オ 村

地域住民及び一時滞在者（登山者等）の安全確保

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

(3) 消火・救出活動

① 消火活動及び延焼阻止活動の実施

現場に出動した消防本部の消防隊は、消防団、森林管理者、県防災ヘリコプター等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

ア 情報収集

消防本部の消防隊は、消防団とともに、火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した県防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防本部の消防隊に情報を提供するとともに、飛び火の警戒に当たる。

イ 消防水利の確保

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、最寄りの水源からの送水ルート of 早期確保に努める。

ウ 消火活動の実施

消防本部の消防隊は、消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、県防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有（管理）者等と調整の上、林業関係者等と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

② 孤立者等の救出

現地に出動した県防災航空隊は、県防災ヘリコプターにより火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救出活動を行う。

③ 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防署長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮に当たる。

(4) 避難・誘導

① 森林内の滞在者の退去

村・新宮警察署・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに、広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者、林内作業者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

県防災ヘリコプターは、空中より避難の呼びかけを行う。

② 地域住民の避難

村長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、住民に対し避難指示等を行い、新宮警察署等と協力して住民を安全に避難させる。

(5) 広域応援等の要請

① 消防の広域応援

消防長は、消防本部単独での対処が困難であると判断される場合には、県内の消防広域相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

知事は、県内の消防力での対処が困難であると判断される場合には、関連法令の規定及び協定に基づき、他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請し、必要に応じて消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動要請等を行う。

② 自衛隊の災害派遣要請

村長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が困難であると判断される場合には、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは速やかに自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

(6) 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらくは警戒に当たる。

森林所有（管理）者は、消失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うものとする。

村長は、そのための指導を行う。

第28節 水防活動計画

風水害時は、河川の増水、洪水の発生等のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、村は、消防団を出動させるとともに、県をはじめ必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒体制を強化し、水防対策を実施して被害の軽減を図る。

1 水防組織

(1) 村本部の設置等

水防に関する組織及び水防に関する事務は、「第2章 第1節 防災組織計画」に定めるところに準じ、必要に応じ村本部を設置して水防に関する事務を処理するものとする。

(2) 水防協力団体

水防法第36条第1項の規定により、法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体で、次に定める業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。なお、同条第2項の規定により、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

- ① 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- ② 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- ③ 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- ④ 水防に関する調査研究を行うこと。
- ⑤ 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- ⑥ 上記①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(3) 水防団との連携

消防団が水防団を兼ね、水防活動に当たるものとする。水防協力団体は、水防法第38条の規定により、水防団との密接に連携し、水防業務を行う。

2 予警報等

予警報や水位情報等の伝達については、「第2章 第2節 気象警報等の伝達計画」による。

3 水防非常配備体制

(1) 村の非常配備体制

村は、常時勤務から水防非常配備体制への切替えを确实・迅速に行うとともに、長期間にわたる非常勤務活動への完遂を期するため、交代要員を考慮した上で、水防配備を行う。なお、職員の配備基準は、「第2章 第1節 防災組織計画」に準ずる。

(2) 水防団の非常配備

① 水防指令第1号

気象注意報又は気象警報が発表され、水防に係る事態の発生が予想される時、村は、水防指令第1号を発令し、水防団長及び副団長は役場庁舎で、各分団長、班長及び団員は各地区区民会館で、それぞれ待機する。

② 水防指令第2号

気象警報が発表され、被害の発生するおそれが強くなったとき、村は、水防指令第2号を発令し、水防団長は、巡回、点検等のため、必要に応じ一部の団員を出動させる。

③ 水防指令第3号

水防に係る事態が切迫し、水防活動の必要が予想される時、村は、水防指令第3号を発令し、水防団は、全団員が出動し、警戒配備につく。

(3) 非常配備の発令及び解除

非常配備を発令したときは、直ちに東牟婁振興局新宮建設部長に報告する。

水位が下がり洪水の危険がなくなったときは、水防非常配備体制を解除するものとし、その旨東牟婁振興局新宮建設部長を通じて県水防本部へ報告する。

4 水防活動

(1) 巡視及び警戒

① 平常時

随時村内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。上記に係る連絡を受けた管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告する。

② 出水時

非常配備を発令したときから河川等の監視及び警戒を厳重にし、過去の被害箇所、特に注意を要する箇所を中心として巡視する。また、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所定の報告を行う。

③ 地震発生時

地震により堤防、護岸、水門、樋門など、河川管理施設等に被害が生じ、又は生じるおそれがあるときで、水防活動を行う必要がある場合は、次の措置をとる。

ア 自らの判断で河川等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民などに対し安全な場所に避難するよう指示するとともに、東牟婁振興局へその旨連絡する。

イ 管理する水門等の迅速な操作及び他の水門等の管理者に対する門扉操作の応援

ウ 管内の監視・警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなどの被害を未然に防止軽減する作業や水門等管理者への連絡・通報を行う。

エ 水防活動に必要な資器材の点検整備

オ 他市町村との相互協力及び応援

(2) 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したとき、村は、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

(3) 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

(4) 避難のための立退き

① 立退きの指示

水防管理者は、洪水等によって氾濫による生命等の著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のために立ち退くべきことを指示することができる。区域住民への周知徹底については、ラジオ、テレビ、水防信号、広報車等適当な方法により行う。

避難のための立退きを指示した場合は、新宮警察署長にその旨を通知し、東牟婁振興局長にその状況を速やかに報告する。

② 避難計画

村は、新宮警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、住民に周知しておく。

(5) 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

① 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したときは、直ちに東牟婁振興局長及び氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者に通報するとともに、住民に周知する。

② 決壊等後の措置

村は、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

(6) 水防団の活動

① 各分団は、本部との連絡を密にし、特に水防指令第2号発令後はその状況を詳細に報告するとともに、複雑な水防作業については村本部に要請する。

村本部長は、直ちに担当職員を現地に派遣し、水防活動の指導に当たらせる。

② 水防団長、副団長又は分団長は、その所管内の状況判断により臨機の措置を講じて指令する場合、事前に本部に連絡協議するものとし、本部への連絡が難しい場合は、事後速やかに報告する。

- ③ 村本部との通信が途絶した場合、現場の分団長は、現場の地区の責任者と協議し、適宜の措置を講ずるものとする。

5 雨量・水位の観測・通報

村は、東牟婁振興局新宮建設部長と相互連絡を密にし、必要な降雨状況及び水位状況の情報交換に努める。また、気象状況等により洪水のおそれがあることを自ら察知したときは、その後の水位の変動を監視し、水防団待機水位に達したときから東牟婁振興局新宮建設部長に量水標等の示す水位の状況を通報する。

入手した降雨状況及び水位状況の情報については、水防団との情報共有を図り、出水、洪水のおそれのある場合は、住民を避難させるなどの措置を指示する。

6 水防上の注意箇所

重要水防箇所については、県等と連携し、現況把握に努めるとともに、水防対策を確立しておく。

洪水浸水想定区域内の警戒避難体制の整備については、「第1章 第19節 風水害予防計画」による。

※資料編「2-1 河川重要水防箇所」参照

※資料編「4-2 ダム・ポンプ場・貯留管」参照

7 水防資器材の整備

水防資器材は、水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を備えておくものとし、緊急時に備えて定期的に点検し、老朽・損傷等により不足を生じたときは直ちに補充しておく。また、長期間の保管に適さない資材については民間取扱業者等と契約するなどの方法を講ずる。

非常の際の水防要員や水防資材の輸送、県水防本部、東牟婁振興局その他関係機関との相互連絡を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、あらゆる事態を想定して具体策を立案しておく。

※資料編「4-3 水防関係備蓄資材」参照

8 水防信号

水防法第20条の規定により知事が定める水防信号は次のとおりである。

方法 区分	警鐘信号			サイレン信号				
第1 信号	○休止	○休止	○休止	○— 5秒	休 10秒	○— 5秒	休 10秒	○— 5秒
第2 信号	○—○—○	○—○—○	○—○—○	○— 5秒	休 5秒	○— 5秒	休 5秒	○— 5秒
第3 信号	○—○—○—○	○—○—○—○	○—○—○—○	○— 10秒	休 5秒	○— 10秒	休 5秒	○— 10秒
第4 信号	乱打			○— 1分	休 5秒	○— 1分		

※ 第1信号：氾濫注意水位に達したことを知らせるもの

第2信号：水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号：当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号：必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

9 協力・応援等

(1) 水防管理団体相互の協力・応援

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

(2) 警察官等の出動要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、水防法第22条に基づき、新宮警察署長に対して警察官の出動を要請する。

(3) 自衛隊の出動要請

自衛隊の派遣を必要とするときは、県災害対策課に通報し、知事から要請する。

第29節 道路災害応急対策計画

道路災害・事故の発生に伴い、道路機能の損傷及び負傷者等が発生した場合、村は、他の道路管理者及び防災関係機関と相互に連携を図りつつ、速やかな応急対策を講じ、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

また、冬季における路面凍結、降積雪時に、安全で円滑な道路交通を確保するため、連絡体制を確立するとともに、資機材等の調達を図り、迅速かつ適切な雪害対策を実施する。

1 道路災害

(1) 道路、橋りょう、トンネル

① 事故発生時における応急対策

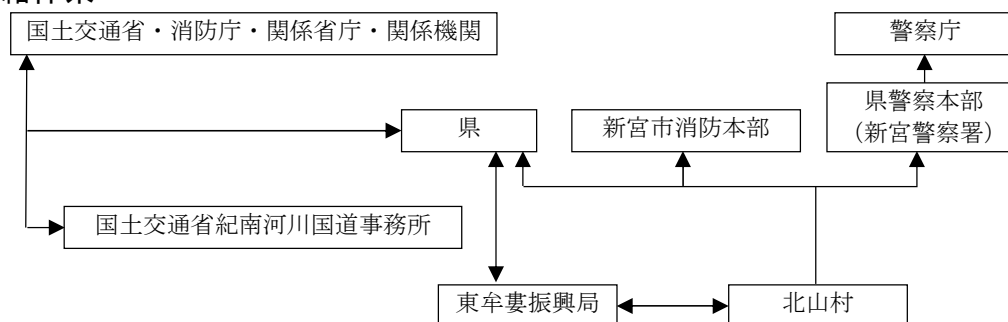
ア 緊急点検及び被害状況の把握

災害が発生した場合、村は、他の道路管理者との連携の下、パトロール等により緊急点検を実施し、被害状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

イ 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

村は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに所管する省庁及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、人的被害の状況を収集して県へ連絡し、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

通報連絡体系



東牟婁振興局新宮建設部 TEL:0735-21-9623 FAX:0735-21-9643

ウ 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

村は、道路利用者の安全確保を図るため、他の道路管理者と連携して、被害箇所・区間において、必要に応じて交通規制、う回道路の選定及びその誘導等の措

置を講じ、交通の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、関係機関と協力しながら、路上の障害物除去や簡易な応急作業により道路啓開を行う。

オ 連絡・広報

村は、他の道路管理者と連携を図り、道路啓開に当たって、防災関係機関と相互に道路啓開に関する情報を共有化し、有機的かつ迅速に道路啓開を実施する。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて住民へ広報する。

カ 二次災害の防止対策

村は、他の道路管理者との連携を図り、災害発生後の現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

② 応急復旧

ア 道路

応急復旧工事は、道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、緊急輸送道路やそれにアクセスする道路を中心に、迅速かつ的確に順次実施する。村は、他の道路管理者との連携の下、障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 道路占用施設

水道、電気、電話等の道路占用施設の被害が発生した場合は、村は、各施設管理者に直ちに応急措置を講ずるよう通報するとともに、他の道路管理者と連携を図り、各施設管理者が実施する応急対策に協力、支援等を行う。また、緊急時には、当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等、住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに、応急復旧を実施するものとする。

(2) 交通安全施設

村は、県警察本部が実施する交通安全施設の応急対策に協力する。

(3) 林道

① 応急措置

村は、県及び森林組合等と連携を図り、災害発生後速やかに所管する林道施設の被害の状況を調査し、二次的被害を防止するための対策を講ずる。

② 応急復旧

村は、森林組合等と連携を図り、所管する林道施設について、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

(4) 農道

① 応急措置

村及び農道管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況をとりまとめ、必要に応じ応急措置を行う。

② 応急復旧

村及び農道管理者は、被災した農道のうち応急復旧活動、市民生活に必要な

る道路で二次災害のおそれのあるものについて、速やかに応急復旧工事を実施する。

2 雪害対策

(1) 気象情報の把握

村は、他の道路管理者との協力の下、気象情報に十分注意し、常に状況を把握する。

(2) 資機材等の配備

村は、他の道路管理者との協力の下、路面凍結や積雪時に必要な資機材を適所に配備しておく。

(3) 維持管理上必要な措置

村は、他の道路管理者との協力の下、路面凍結や積雪の箇所において、次の措置をとる。

- ① 道路情報提供装置の点検
- ② 「冬季凍結注意」・「積雪によるスリップ注意」等の看板設置
- ③ 凍結防止剤の適所配置及び散布
- ④ 請負業者への出動要請及び指示
- ⑤ その他冬季における道路の維持管理上必要な措置

(4) 他機関との調整

村は、他の道路管理者や路面凍結や積雪による事故防止のための交通規制等に伴う他機関（新宮警察署等）との連絡調整を密にし、相互の協力体制を図る。

第30節 土砂災害等応急対策計画

土砂災害等が発生した場合、各施設の管理者は、応急措置、応急復旧に取り組む。また、崩壊やその兆候がみられる箇所については、住民等へ速やかに周知するとともに、優先的に対応し、被害の拡大防止に努める。

1 土砂災害対策

村は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、施設管理者等との連携により被害の拡大防止を図る。

(1) 応急措置

村は、施設の管理者の行う次の応急措置に協力し、被害の拡大防止を図る。

① 砂防施設

ア 砂防施設下流の人家、集落及び関係機関への情報提供

降雨による出水で土砂の異常流出等が生じた場合は、その被災程度を砂防施設下流の人家、集落及び関係機関へ情報提供し、注意を促す。

イ 被災地域の巡視等危険防止のための監視

砂防施設が被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

② 地すべり防止施設

ア 危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への情報提供

地すべりにより、下方の人家、集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、関係者及び関係機関に情報提供し、安全の確保に努める。

イ 警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、新宮警察署、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

ウ 危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し、地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

エ 被災地の巡視等危険防止のための監視

地すべりが発生した場合やその兆候がみられるときは、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

③ 急傾斜地崩壊防止施設

ア 危険箇所に存在する人家、集落及び関係機関への情報提供

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりそのおそれが生じた場合には、危険な箇所に存在する人家、集落及び道路管理者等関係機関へ情報提供し、注意を促す。

イ 警戒避難の助言

急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ、被害が拡大するおそれがある場合は、

被害の程度及び状況の推移に応じて、新宮警察署、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

ウ 被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた場合には、被災地域での二次的災害の発生を防止するため、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

(2) 応急復旧

施設の管理者等による応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

(3) 二次災害の防止活動

村は、県等と連携し、二次災害の防止のため、崩壊やその兆候が認められた箇所での点検を行う。

その結果、危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定斜面等への適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯そうして混乱状態に陥ることが予想されるため、適切な情報提供を行う。

2 山地災害

台風、集中豪雨及び林野火災等により発生した荒廃地、火災跡地について、村は、関係機関と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう土地の所有者又は管理者に適正な指導を行う。

第31節 危険物等災害応急対策計画

危険物、火薬類、高圧ガス等の火災、爆発、流出等による災害が発生するのを防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

第1 危険物等災害応急対策計画

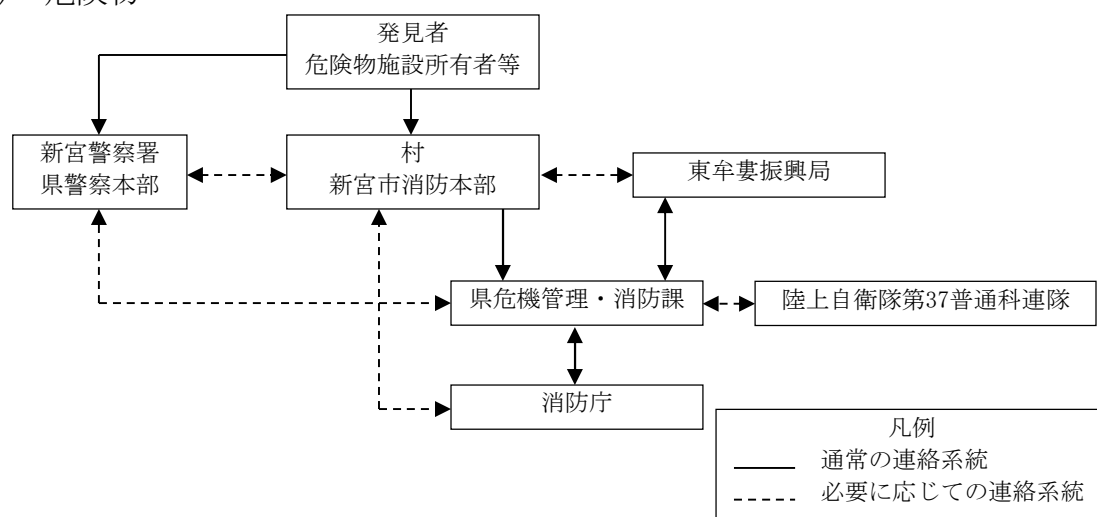
1 村及び消防機関の対策

危険物、火薬類、高圧ガス等を取り扱っている施設の管理者等と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

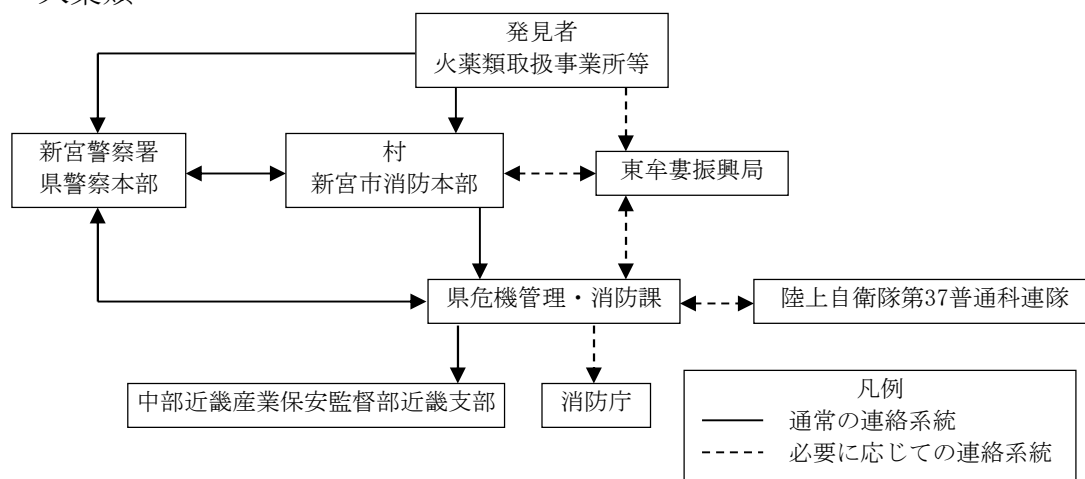
2 通報連絡系統

危険物、火薬類、高圧ガス等を取り扱っている施設において事故・災害が発生した場合、次図により関係機関に通報する。

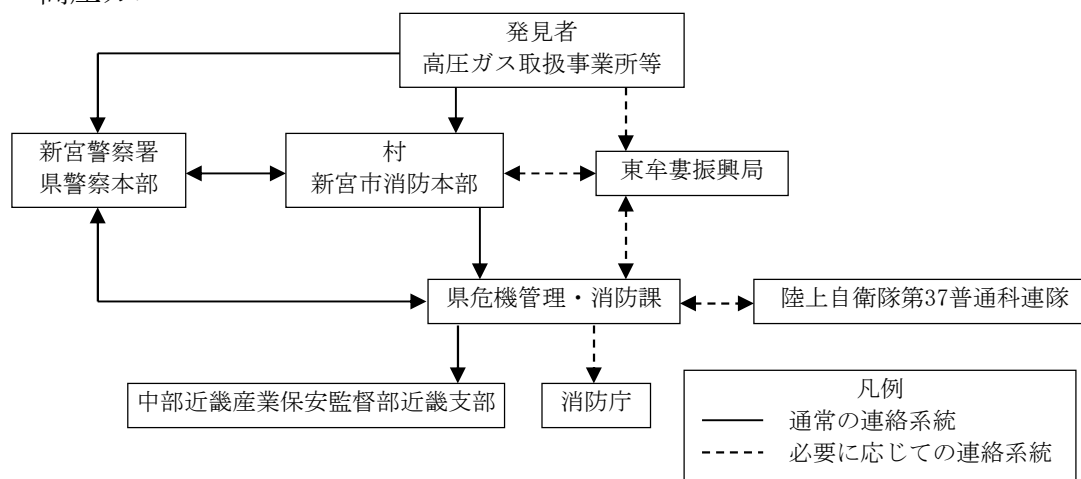
(1) 危険物



(2) 火薬類



(3) 高圧ガス



第2 有害物質流出等災害応急対策計画

1 石綿飛散応急対策

石綿飛散応急対策については、県の作成した「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき行うものとする。

- (1) 県と連携した体制を構築し、県の作成したアスベスト台帳を共有して、石綿飛散のおそれのある建築物等の損壊状況の把握を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導する。
- (2) 吹付け石綿（レベル1）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。
- (3) 県が被災状況に応じて行う石綿の大気濃度測定結果を共有し、必要に応じ、住民に健康被害防止の注意喚起を行う。
- (4) 災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。

2 有害物質流出応急対策

有害物質流出応急対策については、県が作成した「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」に準じて行うものとする。

- (1) 県、関係機関及び事業所と連絡をとり、対象有害物質流出の有無、汚染状況を迅速かつ的確に収集する。
- (2) 県と協力し、事業者が講じた応急の措置が十分でないとは判断される場合は指導を行う。

第32節 ライフライン施設災害応急対策計画

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

1 簡易水道施設

村は、あらかじめ定められた行動方針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については、「第2章 第16節 給水計画」に準ずる。

2 電力施設

- (1) 事業者（関西電力送配電株式会社 和歌山支社）は、各事業者の防災業務計画に基づき、災害応急対策を実施する。
- (2) 事業者は、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講ずる。
- (3) 事業者は、社会不安除去及び二次災害防止のために必要な広報活動を行うものとする。
- (4) 村は、事業者と連携し、被害情報の共有等に努める。

3 公衆電気通信施設

事業者（西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）は、各事業者の防災業務計画に基づき、通信の非常疎通措置や施設の応急復旧等の災害応急対策を実施する。

村は、事業者と連携し、被害情報の共有等に努める。

第3章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

村及び関係機関（指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により責任を有する者）は、それぞれが管理する公共施設について、災害復旧を実施する。

1 復旧事業の方針

(1) 災害復旧事業実施体制の確立

被災施設の災害復旧事業を迅速に行うため、村は、防災関係機関と連携を図り、実施に必要な職員の配備、また、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について検討し、必要な措置を講ずる。

(2) 災害復旧事業計画の作成と緊急査定促進

被災施設の復旧事業の計画を速やかに作成し、国、県又は村が復旧事業に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助するものについては、村又はその他の機関は復旧事業費の決定若しくは決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努めるものとする。

査定を行う必要のある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 復旧事業計画の種別

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設復旧事業計画
 - イ 砂防設備復旧事業計画
 - ウ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - エ 地すべり防止施設復旧事業計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - カ 道路公共土木施設復旧事業計画
- ② 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ③ 水道施設災害復旧事業計画
- ④ 住宅災害復旧事業計画
- ⑤ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑥ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑦ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑧ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 文化財災害復旧事業計画
- ⑩ その他の災害復旧事業計画

(4) 復旧事業計画作成に際しての留意事項

- ① 緊急事業の決定
被災施設の重要度、被災状況等を検討し、緊急事業を定め、適切な復旧を図る。
- ② 新設又は改良復旧の配慮

現状復旧を基本としつつ、再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて実施することが適切な施設の新設又は改良に関する事業が可能な限り行われるよう配慮する。

③ 復旧事業の総合化

他の機関との連携を検討し、相互に事業を実施することが適切と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。

④ 事業期間の短縮化

被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等、具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。

(5) 災害復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、迅速な実施を図り、実施効率を上げるよう努める。

第2節 被災者の生活確保計画

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、村は県及び関係機関と連携して次のとおり被災者措置を講ずる。

1 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成

村は、災害が発生して被災住民から申請がなされたときは、遅滞なく住家の被害及びその他村の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付する。被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。災害時に罹災証明書の交付を遅滞なく行うため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

※資料編「6-4 罹災証明書」(様式)参照

2 生活相談

村は、被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

3 職業の斡旋

被災者が災害のため収入のみちを失い、他に就職する必要がある場合には、関係機関と協力して、現地職業相談所を開設し、適職への早期就職の斡旋に努める。

4 援助資金の貸付等

(1) 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する（根拠法令：災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号））。

対象となる災害	実施主体等	支給対象者	支給限度額	支給方法・制限等
<p>自然災害であり、かつ、下記のいずれかに該当するものであること。</p> <p>1 村の区域内において、住家滅失世帯数が5以上であること。</p> <p>2 県内において、住家滅失世帯数5以上の市町村が3以上であること。</p> <p>3 県内において、救助法の適用された市町村が1以上であること。</p> <p>4 救助法の適用された市町村を含む都道府県が2以上であること。</p>	<p>1 実施主体 村(村条例に基づく)</p> <p>2 経費負担 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4</p>	<p>(災害弔慰金) 死亡者の配偶者 死亡者の子 死亡者の父母 死亡者の孫 死亡者の祖父母</p> <p>(災害障害見舞金) 対象の災害により負傷し、又は疾病にかかり、それが治ったとき下記に掲げる程度の障害を有する者に支給する。</p> <p>1 両眼が失明したものの</p> <p>2 咀嚼及び言語の機能を廃したものの</p> <p>3 神経系等の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</p> <p>4 両上肢をひじ関節から先を失ったもの</p> <p>5 両上肢の用を全廃したもの</p> <p>6 両下肢をひざ関節から先を失ったもの</p> <p>7 両下肢の用を全廃したもの</p> <p>8 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの</p>	<p>(災害弔慰金) 1 死亡者が災害弔慰金の支給を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500万円以内</p> <p>2 その他の場合 250万円以内</p> <p>(災害障害見舞金) 1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円以内</p> <p>2 その他の場合 125万円以内</p>	<p>1 支給方法 村が被災状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する</p> <p>2 支給制限 ① 死亡が本人の故意又は重大な過失による場合(村長の判断による) ② 下記の規則等に基づく支給がある場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規程 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 ③ その他村長が支給を不相当と認める場合</p>

(2) 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によって生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する（根拠法令：被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号））。

区分	支給の内容等																											
実施主体	県（被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に支給事務を委託）																											
対象災害	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害 (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県内にあって、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した他市町村（人口10万人未満のものに限る。）における自然災害 (5) (3)又は(4)のに該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、(1)、(2)又は(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る。）における自然災害 (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）で、5世帯（人口5万人未満の市町村にあっては2世帯）以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害																											
対象世帯	(1) 居住する住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）																											
支給額	支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額となる。 (1) 居住する住宅が全壊した世帯 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>住宅解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数（2人以上）の世帯</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>単数世帯</td> <td>75万円</td> <td>75万円</td> <td>75万円</td> <td>37万5千円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 加算支援金 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅を除く。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数（2人以上）の世帯</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>単数世帯</td> <td>150万円</td> <td>75万円</td> <td>37万5千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）まで（単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）。</p>	住宅の被害程度	全壊	住宅解体	長期避難	大規模半壊	複数（2人以上）の世帯	100万円	100万円	100万円	50万円	単数世帯	75万円	75万円	75万円	37万5千円	住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く。）	複数（2人以上）の世帯	200万円	100万円	50万円	単数世帯	150万円	75万円	37万5千円
住宅の被害程度	全壊	住宅解体	長期避難	大規模半壊																								
複数（2人以上）の世帯	100万円	100万円	100万円	50万円																								
単数世帯	75万円	75万円	75万円	37万5千円																								
住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く。）																									
複数（2人以上）の世帯	200万円	100万円	50万円																									
単数世帯	150万円	75万円	37万5千円																									
申請先	被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）（県、市町村経由）																											

(3) 災害援護資金の貸付

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い、又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける（根拠法令：災害弔慰金の支給等に関する法律）。

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
災害援護資金	災害救助法が適用された自然災害	1 実施主体 村(村条例に基づく) 2 経費負担 国 2/3 県 1/3	対象となる自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、かつその世帯の前年の所得が下記金額以内の世帯 1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人以上世帯の場合 700万円に、1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住家が滅失した場合は1,270万円	1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円以内 2 家財等の損害 (1) 家財の1/3以上の損害 150万円以内 (2) 住居の半壊 170万円以内 (3) 住居の全壊 250万円以内 (4) 住居全体の滅失又は流失 350万円以内 3 1と2が重複した場合 (1) 1と2(1)が重複 250万円以内 (2) 1と2(2)が重複 270万円以内 (3) 1と2(3)が重複 350万円以内 4 次のいずれかの事由に該当する場合で、かつ被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 (1) 2(2)の場合 250万円以内 (2) 2(3)の場合 350万円以内 (3) 3(2)の場合 350万円以内	1 申請 被害を受けた後3か月以内 2 据置期間 3年 (特別の事情のある場合5年) 3 償還期間 据置期間経過後7年 (特別の事情のある場合5年) 4 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 5 貸付利率 年3% (据置期間中は無利子) 6 延滞利息 年10.75%

(4) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉協議会が生活福祉資金の貸付を行う。

ただし、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の貸付対象とならない（生活福祉資金貸付制度要綱（令和2年4月20日厚生労働省発社援0420第2号））。

資金の種類	貸付限度	据置期間	償還期限	備考
総合支援資金				
生活支援費 ※最長1年間の生活費	(2人以上) 月20万円 (単身) 月15万円	6月以内	10年以内	
住宅入居費 ※敷金、礼金	40万円			
一時生活再建費 ※一時的な需要に対応	60万円			
福祉資金				
福祉費	580万円 ※資金の用途に応じて 目安額を別途設定	6月以内	20年以内	標準となる貸付対象経費 ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費 ・住宅の増改築等に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費 ・災害を受け臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の転居等に必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用自動車の購入に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費
緊急小口資金	10万円	2月以内	12月以内	
教育支援資金				
教育支援費	月6.5万円	卒業した後 6月以内	20年以内	
就学支度費	50万円			
不動産担保型生活資金				
(一般世帯向け)	月30万円	契約終了後 3月以内	据置期間 終了時	貸付限度は、土地の評価額に基づき定められた額を上限として、月額上限は左記のとおり
(要保護世帯向け)	生活扶助額の1.5倍			

(注) 貸付利率は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5%（不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート）。ただし、緊急小口資金及び教育支援資金は無利子。

(5) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）、父子家庭の父（配偶者のない男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）及び寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童、寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う（根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号））。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる次の特例措置がある。

事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付金であって、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害による被害を受けた日から1年以内に貸し付けられるものについては、その措置期間を、貸付の日から2年をこえない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて、期間の延長をすることができる。

5 住宅金融支援機構への斡旋等

(1) 災害復興住宅融資

村は、県と連携を図り、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築補修に必要な資金の貸付が、被災者に対し円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施する。

(2) 地すべり等関連住宅融資

村は、独立行政法人住宅金融支援機構法に該当し、地すべり等防止法又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に関わるものについては、当該融資希望者に対して円滑な手続が実施できるよう努める。

6 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失又は焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、村は、県と連携を図り、必要に応じて災害公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、村及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

第3節 被災中小企業の振興、農林業者への融資計画

被災した中小企業の再建を促進し、打撃を受けた農林業の生産力回復を図るため、村は県の指導の下に、資金対策に万全を期するよう努める。

1 中小企業への金融支援

被災した中小企業者に対する資金対策として、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫等の融資、信用保証協会による融資の保証等により、施設の復旧に必要な資金及び事業費の融資が行われるが、村は、これらの融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう支援する。

また、県による融資制度枠の拡大及び新制度創設や災害復旧高度化融資について周知し、制度の活用を促進する。

2 農林災害に対する融資制度

(1) 日本政策金融公庫による資金融通

① 農林漁業施設資金（災害復旧）

農林漁業施設の復旧、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通

② 農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用（災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む。）を融通

③ 農業基盤整備資金（災害復旧）

災害により流失、埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用を融通

④ 貸付対象者・貸付利率・償還期間等

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率（年）	償還期間	うち据置期間
農林漁業施設資金	（共同利用施設） 農協等が設置する農林産物の生産・流通・加工・販売に必要な共同利用施設等の復旧 （主務大臣指定施設） 農業用施設や農機具等の復旧、果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等	○農業協同組合・同連合会、土地改良区・同連合会、5割法人・団体、農業共済組合・同連合会、農業振興法人等 ○農林業を営む者	0.30% （令和3年10月18日現在）	15年以内 （果樹は25年以内、共同利用施設は20年以内）	3年以内 （果樹は10年以内、共同利用施設は3年以内）
農林漁業セーフティネット資金	災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林業経営の再建に必要な資金	認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織等	0.16~0.25% （令和3年10月18日現在）	10年以内	3年以内

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率（年）	償還期間	うち据置期間
農業基盤整備資金	災害により被害を受けた農業者等のかんがい排水、ほ場、農道、農地、牧野、牧道及びその他施設の復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農業協同組合・同連合会、農業振興法人等	0.16～0.30% (令和3年10月18日現在)	25年以内	10年以内

(2) 金融機関による経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）の適用を受け、被害農林業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じられる（天災資金）。

貸付対象者・貸付利率・償還期間等

資金名	資金の種類	貸付対象事業	貸付対象者	利率（年）	償還期間	貸付限度額	
天災資金	経営資金	一般天災（注1）	種苗、肥飼料、農薬、燃料費等、農林漁業経営に必要な資金	被害農林業者 ① 農業にあつては、年収量の30%以上の減収かつ年収入10%以上の損失額のある者又は30%以上の樹体損失額のある者で、村長の認定を受けた者 ② 林業にあつては、年収入10%以上の損失額のある者又は50%以上の施設損失額のある者、村長の認定を受けた者	3.0～6.5%	3～6年以内	個人200万円 法人2,000万円
		激甚災害（注1）				4～7年以内	個人 250万円 法人 2,000万円
	事業資金	一般天災（注1）	天災により被害を受けた在庫品等の補てんに必要な資金	在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合・同連合会、森林組合・同連合会	6.5%	3年以内	組合 2,500万円 連合会5,000万円
激甚災害（注1）						組合 5,000万円 連合会7,500万円	

(注) 1 一般天災とは天災融資法のみ適用を受ける天災をいい、激甚災害とは激甚法の適用も受ける天災をいう。

2 貸付利息は、天災融資法の発動の都度、上記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を考慮して設定している。

3 林業災害に対する融資制度

(1) 日本政策金融公庫からの融資

① 農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通

② 林業基盤整備資金

災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設及び林道等の復旧に要する費用を融通

③ 貸付対象者・貸付利率・償還期間等

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率（年）	償還期間	うち据置期間
農林漁業 施設資金	（共同利用施設） 造林、林産物の生産・流通・加工・販売等に必要共同利用施設の復旧	○森林組合・同連合会、農業協同組合・同連合会、中小企業等協同組合、5割法人・団体、林業振興法人等	0.95% （令和3年10月18日現在）	20年以内	3年以内
	（主務大臣指定施設） 素材等の生産施設、造林及び林産物処理加工・流通販売に必要な機械その他の施設、森林レクリエーション施設、林業生産環境施設の造成等	○林業を営む者	0.30% （令和3年10月18日現在）	15年以内	3年以内
林業基盤 整備資金	（造林） 台風、異常降雪等による被害森林の復旧（補助対象事業）	林業を営む者、森林組合・同連合会、農業協同組合	0.16～0.30% （令和3年10月18日現在）	35年以内	20年以内
	（樹苗養成施設） 樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合	0.16～0.30% （令和3年10月18日現在）	15年以内	5年以内
	（林道） 自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物搬出用機械含む。）の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合	0.16～0.30% （令和3年10月18日現在）	20年以内	3年以内

第4節 激甚災害の指定に関する計画

村は、激甚と認められる災害が発生した場合、県と連携して被害状況の調査等を行い、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を速やかに受けられるよう努める。

1 激甚災害に関する調査

村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するため、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して災害状況等を調査し、県に報告する。

県は、市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定められた必要の事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

2 特別財政援助の交付（申請）手続

村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

第5節 復興計画事前策定

大規模な災害が発生した際、災害への初動対応、復旧等の業務量が膨大となるため、行政は、災害対応で多忙な中、復興の方向性を示し、復興まちづくり計画を立案して、住民合意の形成を図ることが必要であるが、様々な課題が発生して、速やかな計画策定が困難となることが想定される。

大規模災害が発生した後、地域の復興に時間がかかりすぎると、住民や企業は疲弊し、再生する意欲を失ったり、村を離れる事態を招くなど、地域の活力が失われ、村の存続が危うくなるおそれがある。

このため、被災前から事前に復興まちづくりの基礎となる計画を準備しておくことが重要であり、大規模な災害が発生した際には、その計画を基に復興計画を速やかに作成して、より早く復興に取り組むことが可能となる。

そのため、県が示す「復興計画事前策定の手引き」を参考に事前の復興計画の策定に努める。

1 復興計画事前策定の進め方

(1) 村の現状把握と復興計画事前策定対象地区の選定

復興計画事前策定を検討するためには、人口・産業や土地利用などの町の概況や南海トラフ巨大地震の被害想定などの現状把握を行い、まちづくり上の問題を明らかにすることが不可欠であり、まちづくりに関連する各種計画を確認するとともに、現状に対する課題、住民の評価等を把握することが必要である。その上で、村の現状や被災の大きさなどにより、対象地区を選定する。

(2) 復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイント整理

復興計画事前策定対象地区について、人口・世帯数や地場産業など地区ごとの特性について現状分析を行うとともに、地区の課題を抽出・分析し、ポイントを整理する。

(3) 復興計画事前策定における基本的な方針

対象地区の現状分析や課題整理を踏まえ、復興まちづくりの達成すべき目標を明確にするため、「命を守るまちづくり」、「暮らしやすさを高めるまちづくり」、「産業を守るまちづくり」等の観点を整理し、スピード感をもって、持続可能な村が復興できるよう基本的な方針を策定する。

(4) 「復興まちづくりイメージ」の作成

復興まちづくりは、多重防御、移転、嵩上げのパターンを単独で、又は組み合わせで検討を行う。

地形図に復興まちづくりで行う土地利用計画のイメージを作成することとし、作成時には、どのような事業手法で行うかなど併せて検討しておくことが望ましい。

(5) あらかじめ取り組むべきこと

迅速でよりよい復興を実現するため、地籍調査の推進、都市計画区域の指定など次の項目について、大規模災害の発生前である現在からあらかじめ取り組むべきこ

とを検討し、復興計画事前策定に盛り込む。

- ① 地籍調査の推進
- ② 復興まちづくり利用適地の抽出
- ③ 応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の広域調整
- ④ 復興まちづくりに向けた体制の整備等
- ⑤ 復興まちづくりの事業手法の整理
- ⑥ 地域産業の強化支援
- ⑦ 計画策定における合意形成

2 復興計画事前策定の手順

事前の復興計画は、①まちの現状把握と復興計画事前策定対象地区を選定、次に、②復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイントを整理し、続いて、③復興計画事前策定における基本的な方針を策定した後、④「復興まちづくりイメージ」を作成する。そこにあらかじめ取り組むべきことを盛り込み、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた事前の復興計画とする。

第3編 震災対策計画編

第1章 災害予防計画

〈震災対策計画編の記述について〉

突発的な地震による災害には、建物倒壊、地すべり、がけ崩れ、土石流、洪水、さらには火災の多発などが考えられる。これらの災害は、風水害等とは発生要因が異なるものの、災害対策上とるべき施策としては体系的、内容的にみておおむね同様である。

そこで、「震災対策計画編」では、実施すべき対策とその基本的な方針について記述した上で、具体的な施策については「基本計画編」の各施策を準用している。

ただし、地震災害対策として独特の内容がある場合は、その対策の中に加筆している。

第1節 防災知識の普及計画

地震防災対策の円滑な実施を確立するために、職員の教育はもとより、学校教育、社会教育をはじめとしたあらゆる機会を通じた住民に対する防災知識の普及・啓発活動が重要である。

防災知識の普及・啓発活動については、「第2編 第1章 第1節 防災知識の普及計画」に準ずる。ただし、地震の場合の家庭における防災対策に関する知識の普及に当たっては、特に住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ブロック塀の倒壊防止、ガラスの飛散防止等に留意する。

第2節 自主防災組織の育成に関する計画

住民が地震災害から身を守るためには、自らが地震及び防災に関する知識を持ち、これを家庭、地域、職場等で実践しなければならない。また、このことは、住民が相互に協力し、地域や職場において自発的に防災組織をつくることによってより効果的となるため、村は、自主防災組織の育成強化を図るとともに、その活動指針を示す。

平常時及び地震発生時における住民や自主防災組織の果たすべき役割については、「第2編 第1章 第2節 自主防災組織の育成に関する計画」に準ずる。ただし、地震発生時に住民が実施する事項については以下による。

1 地震発生時の住民の実施事項

- (1) まず自分自身の安全を図る。
- (2) 素早く火の始末をする。
- (3) 慌てて戸外に飛び出さず、出口を確保する。
- (4) 狭い路地、塀の脇、がけ、川や谷には近寄らない。
- (5) 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- (6) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- (7) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (8) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (9) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (10) 電話の利用を自粛する。

また、自主防災組織の育成強化についても、基本計画編と同様に組織づくりを推進しなければならない。

第3節 防災訓練計画

地震災害に対して、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は現地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時期を工夫するなど様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

訓練計画及び訓練内容・時期等については、「第2編 第1章 第3節 防災訓練計画」に準ずる。

第4節 防災体制の整備計画

地震が発生した場合、死傷者をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、村は防災関係機関との連携を図り、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災体制の整備を推進する。

防災体制の整備に係る事項については、「第2編 第1章 第4節 防災体制の整備計画」に準ずる。

第5節 航空防災体制の整備計画

大規模地震災害により陸路が途絶えた場合など、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用するため、村は、受入体制の整備に努める。

県防災ヘリコプターの受入れについては、「第2編 第1章 第5節 航空防災体制の整備計画」に準ずる。

第6節 通信体制の整備計画

村は、防災関係機関と連携を図り、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から大規模地震災害の発生に備え、各関係機関において情報収集・連絡体制の整備を図るとともに、通信及び放送施設の耐震対策を講じておく。

通信体制の整備については、「第2編 第1章 第6節 通信体制の整備計画」に準ずる。

第7節 地震火災予防計画

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合、地震に起因して発生する火災によるところが大きい。したがって、震災被害を最小限に軽減するために、村は、消防力の強化、消防水利の整備、火災予防のための指導の徹底等に努める。

火災予防及び消防体制の整備充実については、次に定めるもののほか、「第2編 第1章 第17節 火災予防計画」に準ずる。

1 出火防止

村は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会を捉え、次の指導を徹底する。

(1) 一般家庭に対する指導

- ① ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないことなどの指導を行う。
- ② 耐震自動遮断装置付きのガス器具や石油ストーブ等の使用、管理の徹底を図る。
- ③ 家庭用消火器等の設置及びこれら器具の取扱い方法について指導する。
- ④ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。
- ⑤ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。
- ⑥ 特に、寝たきり高齢者、一人暮らしの高齢者、身体障害者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

(2) 事業所等に対する指導

- ① 消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底を図る。
- ② 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ③ 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- ④ 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- ⑤ 自衛防災組織の育成指導を行う。
- ⑥ 不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- ⑦ 化学薬品を保有する学校等においては、薬品の混合等による火災が生じないよう適正に管理し、また、出火元となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- ⑧ 危険物、火薬類、高圧ガス等を取り扱っている施設や電力施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、消防機関による立入検査等を通じて安全対策の促進を図る。

2 初期消火体制の整備

地震時においては、同時多発火災が予想され、家庭や職場などで地域住民が行う初期消火の実効性を高め、火災に伴う被害を最小限に軽減するため、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、村と消防機関等が一体となった地震火災防止対策を推進する。

(1) 事業所等における初期消火体制の整備

- ① 地震時に事業所独自で行動できるよう、事業所における自衛消防組織等の育成強化を促進する。
- ② 従業員及び周辺住民の安全確保のために、平常時から出火初期段階における初期消火等について具体的な対策の検討を促進する。

第8節 危険物施設等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等やLPガス等の漏えい、爆発等に伴う被害の発生・拡大を防止するため、各施設の耐震化を促進する。危険物等施設の災害予防については、次に定めるもののほか、「第2編 第1章 第22節 危険物等災害予防計画」に準ずる。

1 LPガスの取扱事業所等

LPガスの取扱事業所におけるガスの貯蔵施設等は、過去の震災の経験を生かし、耐震性を考慮した設計・施工が行われ、地震に対する構造上の安全対策が講じられている。

しかし、大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮されている以外の要因や地盤の液状化等によりガスの貯蔵施設や容器等が損傷を受けることがあるため、LPガスの取扱事業所及びLPガスを使用している家庭に対し、次のとおり、設備の設置を促進する。

(1) LPガス取扱事業所

容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

(2) LPガスを使用している家庭

- ① 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底
- ② ガス漏れ警報機、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置の促進

第9節 建造物等災害予防計画

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を高め、安全性の向上を図る。建造物等の災害予防については、次に定めるもののほか、「第2編 第1章 第18節 建造物等災害予防計画」に準ずる。

1 公共建築物

公共建築物は、災害発生後、避難施設や復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また、要配慮者が利用することから、特に耐震性が要求される。このため、村は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

2 民間建築物等の耐震診断・改修の促進

(1) 耐震性向上の普及・啓発

村は、既存建築物の耐震性の向上のため、広報の充実、相談窓口の設置等により、耐震知識、耐震診断・改修の必要性、補強技術等の普及・啓発を図る。

(2) 民間建築物の耐震診断・改修の推進

① 村は、民間建築物について、建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者又は管理者に、耐震診断・改修の実施を促進する。

② 村は、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び地震発生後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの建築物、救援活動の拠点となる指定地方公共機関の建築物等については、建築基準法に基づく特定建築物の定期報告制度も活用し、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

(3) 木造住宅の耐震診断・改修の促進

村は、地震による人的被害の軽減のため、住宅の耐震化を促進する。特に、古い木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、ガイドブックの作成、講演会の実施、耐震改修事例集の作成などにより、指導・啓発に努める。

3 コンピューターの安全対策

村は、自ら保有する重要な情報システムについて、耐震補強、機器の落下倒壊の防止、データの安全な場所での保管など、所要の安全対策の実施に努めるほか、データのバックアップ対策等に努める。

4 家具等転倒防止対策

地震発生時に一般家庭等にある家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対して、家具類の安全対策を広報し、知識の普及を図る。

5 被災建築物応急危険度判定対策

(1) 応急危険度判定士登録の推進

村は、県が行う被災建築物応急危険度判定士講習会の職員による受講を推進し、判定士資格を持つ職員の確保に努める。

(2) 応急危険度判定用資機材の備蓄

村は、県と協議の上、判定用資機材の備蓄に努める。

(3) 震前判定計画の策定

村は、地震発生後において、被災建築物の応急危険度判定を実施するため、平常時に被災建築物等の被害予測に基づいて必要な判定士、判定コーディネーター、本部員数及び判定区域及び判定対象とすべき建築物を把握し、判定活動の作業手順を確認しておく震前判定計画の策定を行う。

第10節 土砂災害予防計画

本村は、地震時において、斜面災害、山地災害等の土砂災害が予想されることから、これらの災害を防止するための事前対策を計画的に推進する。

施設整備や警戒避難体制の整備等の土砂災害予防対策については、「第2編 第1章 第21節 土砂災害予防計画」に準ずる。ただし、地震災害の予防上重要な以下の事項については、その対策を推進する。

1 土砂災害防止対策の推進

山崩れ等の防止対策に当たっては、構造物、施設等の耐震性に十分配慮し、斜面崩壊及び落石等の危険性のある箇所について、災害防除工事等を計画的に実施する。

2 液状化対策の推進

地盤の液状化の可能性のある地域地盤の概要を把握し、公共土木施設等の耐震点検、施設的设计・計画時において、活用に努める。

また、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図るとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止するため、必要に応じ、耐震補強の実施に努める。

第11節 公共施設等予防計画

道路・橋りょう、河川管理施設等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。このため、村は、県等と連携して地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

河川管理施設、ため池、道路・橋りょう等の災害予防については、「第2編 第1章 第19節 風水害予防計画」及び「第2編 第1章 第20節 道路関係災害予防計画」に準ずるが、施設はいずれも耐震性を考慮した設計を行う。

第12節 ライフライン施設の災害予防計画

生活に直結する水道、電力、公衆電気通信等のライフライン施設における災害を未然に防止し、大規模地震災害においても被害を最小限にとどめるための事業者等の対策については、「第2編 第1章 第23節 ライフライン施設災害予防計画」に準ずる。ただし、施設の耐震点検や耐震性の向上には、特に留意する。

第13節 文化財災害予防計画

地震災害等により、後世に伝えるべき貴重な財産である文化財が失われることのないよう、文化財の管理状況を正確に把握し、施設の整備、文化財保護思想の普及・啓発及び指導の強化を推進する。

文化財災害の予防については、「第2編 第1章 第7節 文化財災害予防計画」に準ずる。ただし、保管施設の耐震点検や耐震性の向上には、特に留意する。

第14節 避難計画

地震時には、住宅の損壊や延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震災害時における村長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者や障害者等の要配慮者の安全避難について留意するとともに、避難所や貯水槽の耐震化を推進する。

避難所等の指定及び避難所における資機材の整備等に関する事項については、「第2編 第1章 第8節 避難計画」に準ずる。

第15節 医療体制確保計画

地震時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け、混乱の発生が予想される。このため、地震発生時に備え、県、日本赤十字社、医師会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て、医療体制等の確保に努める。

医療体制等の確保については、「第2編 第1章 第9節 医療体制確保計画」に準ずる。

第16節 ボランティア活動環境整備計画

行政や住民の対応力を超える大規模地震発生時においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が、被災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。このため、県、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等と連携し、大規模地震発生時におけるボランティア活動を効果的に生かせるよう、平常時からボランティアの活動環境の整備に努める。

ボランティア、被災地生活支援NPOの募集・登録及び活動内容等については、「第2編 第1章 第10節 ボランティア活動環境整備計画」に準ずる。

第17節 要配慮者対策計画

避難行動要支援者の把握、情報伝達体制の整備や施設における避難体制の確立等については、「第2編 第1章 第11節 要配慮者対策計画」に準ずる。

第18節 緊急輸送道路の活用計画

大規模地震が発生した場合、輸送路となる道路が重要であることに鑑み、多重性、代替性を有し、防災上の拠点となる施設や輸送拠点を連絡するような緊急輸送道路のネットワークの活用を図る。

緊急輸送道路から本村の防災拠点に連絡する村道の整備や緊急通行車両の事前届出制度については、「第2編 第1章 第12節 緊急輸送道路の活用計画」に準ずる。

第19節 防災用資機材整備計画

村は、自己が保有する災害応急対策に必要な資機材について、災害時にその機能を有効使用できるよう、計画的に整備点検を行う。

防災資機材の整備点検については、「第2編 第1章 第13節 防災用資機材整備計画」に準ずる。なお、資機材配備、施設の耐震化には留意する。

第20節 食料、水、生活必需品等の確保計画

大規模な地震が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の調達・供給は重要であり、特に、発災直後から救援物資が届くまでの間は、輸送手段等が限られるため、備蓄による食料や水の確保が重要である。また、災害発生時には、住民の生活物資の喪失、流通機能のマヒ等により生活必需品に著しい不足が生ずることが予想される。このため、災害に備えて生活必需品等の備蓄・調達体制の整備を図る。

食料、水及び生活必需品については、「第2編 第1章 第14節 食料、水、生活必需品等の確保計画」に準ずる。なお、備蓄倉庫等の耐震性の強化には特に留意する。

第21節 防疫予防計画

地震が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、あらかじめ村において感染症のまん延等を未然に防止するための防疫体制の確立に努める。

防疫体制の整備については、「第2編 第1章 第15節 防疫予防計画」に準ずる。

第22節 廃棄物処理体制整備計画

災害の発生に備え、廃棄物処理施設の稼働が円滑に行われるよう、平常時より処理施設や収集車両の維持管理のための点検や体制整備に努め、対策を樹立する。

廃棄物処理体制の整備については、「第2編 第1章 第16節 廃棄物処理体制整備計画」に準ずる。

第23節 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の規定に基づき、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、県の作成した令和3年度を初年度とする第6次地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業を推進し、地震対策の万全を期する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 防災組織計画

大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、村は、必要に応じて災害対策本部を設置し、緊密な連絡、協力の下に災害応急対策活動を実施する。

第1 組織計画

1 災害対策本部

災害対策本部の設置、組織及び所掌事務等については、「第2編 第2章 第1節 防災組織計画」に準ずる。ただし、勤務時間外に大規模地震が発生し、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合は、あらかじめ村長が指名する緊急防災要員等による初動体制によって、被害状況の把握等を行うとともに、災害応急対策を実施する。

2 地震発生時の緊急配備体制

配備体制については、「第2編 第2章 第1節 防災組織計画」に準ずる。ただし、地震発生及び地震災害時における配備の基準及び要員については、次のとおりとする。

(1) 配備の基準

区分	基準	配備内容
1号警戒配備	①村内で震度4の地震が発生したとき。 ②その他村長が特に必要と認めたとき。	各課等の必要最小限の所要人員をもって災害に対する警戒体制をとり、併せて災害が発生した場合に対処し得る体制とする。
2号警戒配備	①村内で震度5弱の地震が発生したとき。 ②その他村長が特に必要と認めたとき。	村内全部に中規模災害が、又は一部の地域において、大規模災害が発生した場合に対処し得る相当規模な配備体制とする。
3号警戒配備	①村内で震度5強以上の地震が発生したとき。 ②その他村長が特に必要と認めたとき。	全職員をもって、大災害が発生した場合直ちに完全な活動を行うことができる体制とする。

(注) 配備要員は、①の基準に該当することを覚知したときは、配備指令を待たず、自ら進んで登庁し、配備につくものとする。

(2) 配備要員

担当課 配備基準	総務課	住民 福祉課	産業 建設課	地域 事業課	観光課	教育 委員会	消防団
1号警戒配備	課長 防災担当	課長	課長	課長	課長	次長	
2号警戒配備	全職員						消防団長
3号警戒配備	全職員及び全消防団員						

3 被害状況による防災体制の区分

被害状況による防災体制の区分については、「第2編 第2章 第1節 防災組織計画」に準ずる。

第2 動員計画

職員の動員及び応援については、「第2編 第2章 第1節 防災組織計画」に準ずる。

第2節 地震情報の伝達計画

地震発生直後の初動期における応急対策を進める上で、地震情報等は基本的な情報である。このため、村は、関係機関と連携を図り、あらかじめ定めた警報等の伝達システムにより、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、住民及び関係機関等に伝達する。

1 地震情報等

(1) 地震情報の種類及び発表基準と内容（気象庁発表）

地震情報の種類	発表基準	内容
緊急地震速報（警報）	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合	<ul style="list-style-type: none"> 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 強い揺れ（震度5弱以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名（村は「和歌山県南部」に該当）
震度速報	震度3以上	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（村は「和歌山県南部」に該当）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上（津波警報等を発表した場合は発表しない。）	<ul style="list-style-type: none"> 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 津波警報等発表又は若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報（警報）を発表した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 <p>※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表</p>
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	<ul style="list-style-type: none"> 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

※ 緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合を特別警報に位置づける。

(2) 南海トラフ地震に関連する情報の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

情報名の後に「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかのキーワードを付記して、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 1か所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※4}8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

(3) 和歌山地方気象台による通知基準

① 震源・震度に関する情報

ア 県内で震度3以上を観測したとき

イ 隣接府県（大阪府、奈良県、三重県）で震度4以上を観測したとき

ウ ア、イ以外の都道府県で震度6弱以上を観測したとき

② 各地の震度に関する情報

県内で震度1以上を観測したとき

③ その他の情報（震源情報、遠地地震に関する情報、地震の回数に関する情報、推計震度分布情報など）

地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

(4) 震度情報で用いる和歌山県内設置震度計の震度発表名称等（気象庁発表）

観測所	震度発表名称	震度計設置場所所在地	震度計の所管
北山	和歌山北山村大沼	北山村大沼42北山村役場敷地内	県

(5) 地震解説資料（気象庁提供）

地震解説資料には、速報版と詳細版があり、速報版は県で震度4以上を観測した場合か、日本及びその周辺で発生した地震で県に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合に作成され、地震発生から30分程度で提供される。

詳細版は、県で震度5弱以上を観測した場合や、県に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合（海外で発生した地震により津波警報等が発表された場合を含む。）、社会的に関心の高い地震が発生した場合等に作成され、地震発生から1～2時間程度で提供される。

2 情報の受理、伝達

具体的な受理、伝達方法については、「第2編 第2章 第2節 気象警報等の伝達計画」に準ずる。

ただし、地震による被害が発生している場合、余震等により災害が見込まれる場合、防災行政無線等により、住民に周知する。

第3節 被害情報等の収集計画

災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、村及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生が予想される場合は、速やかに管内の状況を把握して県総合防災情報システムに入力し、知事に報告する。

被害情報等の収集及び災害報告については、「第2編 第2章 第3節 被害情報等の収集計画」に準ずる。

第4節 県防災ヘリコプター派遣要請及び受入計画

災害時に陸上の道路交通が寸断された場合、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、県防災ヘリコプターの広域的かつ機動的な活用を図る。

県防災ヘリコプター派遣要請及び受入れについては、「第2編 第2章 第4節 県防災ヘリコプター派遣要請及び受入計画」に準ずる。

第5節 災害通信計画

災害時において、通信は正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

村は、関係機関との連携を図り通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

具体的な計画については、「第2編 第2章 第5節 災害通信計画」に準ずる。

なお、通信設備については、耐震化を図ることを前提とするが、地震によって通信設備が損傷し、通信機能が低下又は機能停止するおそれがあるので、被害を最小限にとどめ、早急な機能の回復を図るための通信設備の応急復旧のための体制、維持管理業者、関係機関との連絡方法等を定めておく。

第6節 広報計画

震災の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。広報活動は、原則として村長（村本部長）等が承認した内容について、広報担当者が実施する。

広報資料の作成や広報活動の実施については、「第2編 第2章 第6節 広報計画」に準ずる。ただし、地震災害の特殊性により、主な広報事項は次のとおりとする。

- (1) 村本部設置に関する事項
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 余震等に関する地震情報及び注意の喚起
- (4) 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- (5) 避難、避難場所の指示
- (6) 電気、水道、電話等（ライフライン）の被害及び復旧見通し状況
- (7) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (8) 防疫に関する事項
- (9) 救護所及び避難所の開設状況
- (10) 被災者等の安否に関する情報
- (11) 不安解消のための住民に対する呼び掛け
- (12) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (13) 主要道路状況、交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- (14) 犯罪防止に関する情報
- (15) 建物の危険度判定情報
- (16) 道路、橋りょう、河川管理施設等の被害状況
- (17) 二次災害に関する情報
- (18) その他必要と認められる情報

第7節 消防・救急救助活動計画

地震災害時は、住宅地を中心とした火災の発生や緊急救助を要する被災者の発生が予想されるため、村及び消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動及び救助活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防・救急救助活動を推進する。

具体的な消防・救急救助活動については、「第2編 第2章 第9節 罹災者救出計画」及び「第2編 第2章 第27節 火災等応急対策計画」を準用するが、住民は、自身の安全確保を最優先としつつ、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止や救急救助等の活動及び近隣の活動への協力に努める。

第8節 各機関への派遣要請計画

大地震が発生した場合、被害が拡大し、村単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請の県への依頼のほか、他の機関等への効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制の整備を実施する。

派遣要請及び受入れの実施については、「第2編 第2章 第7節 各機関への派遣要請計画」に準ずる。

第9節 医療助産計画

震災時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、村は、県、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、薬剤師会その他医療機関等と協力し、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

医療救護及び助産については、「第2編 第2章 第8節 医療助産計画」に準ずる。

第10節 ボランティア活動支援計画

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないとならば効果的な活動ができない場合もある。このため、村では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

ボランティア受入体制の整備については、「第2編 第2章 第10節 ボランティア活動支援計画」に準ずる。

第11節 要配慮者支援計画

高齢者や乳幼児、障害者、外国人等の要配慮者の被災情報把握に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた福祉サービスの提供等の支援活動を行う。

要配慮者に対する支援対策については、「第2編 第2章 第11節 要配慮者支援計画」に準ずる。

第12節 避難対策計画

大規模地震発生時には、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民、生命、身体の安全確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

避難情報の発令及び避難の実施については、「第2編 第2章 第12節 避難対策計画」に準ずる。

第13節 交通輸送計画

緊急輸送は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、応急復旧の各段階に応じた的確に行う。

緊急輸送活動対策については、「第2編 第2章 第13節 交通輸送計画」に準ずる

第14節 災害警備、交通規制計画

震災時には、住民の生命、身体及び財産の保護や、各種犯罪の予防及び取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安維持及び交通確保に万全を期することが極めて重要である。

このため、村は、関係機関の災害警備及び交通規制に協力するとともに、道路管理者としての活動を行い、住民の安全を守る。

災害警備、交通規制については、「第2編 第2章 第14節 災害警備、交通規制計画」に準ずる。ただし、運転者は、災害時には次の措置をとらなければならない。

1 運転者の実施事項

(1) 走行中の車両の運転者の遵守事項

- ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。
- ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。

(2) 基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下この節において「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

- ① 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- ② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。
- ③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがあること。

第15節 水防活動計画

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、村は、大地震発生後、消防団等を出動させるとともに、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て、水防対策を実施する。

水防体制の整備や水防活動については、「第2編 第2章 第28節 水防活動計画」に準ずる。ただし、地震時の河川管理施設等の被害の拡大防止については、次のとおりとする。

(1) 地震災害時の護岸の損壊等による浸水防止

地震災害に伴う損壊や亀裂等により護岸等の被害が生じた場合は、被害の実態に応じて、土嚢積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) 河川管理施設の早期復旧

放置すると二次災害につながるおそれのある河川管理施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

第16節 食料、生活必需品の供給計画

震災時には、交通手段の途絶等により、食料の確保が困難になることや寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が発生すること、避難生活の長期化等が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、迅速に食料及び生活必需品を調達し、被災者に給与する。

食料、生活必需品の供給については、「第2編 第2章 第15節 食料、生活必需品の供給計画」に準ずる。

第17節 給水計画

震災時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となる可能性があるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が発生した場合、避難所における給水の需要が高まる。このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

応急給水については、「第2編 第2章 第16節 給水計画」に準ずる。なお、給水施設の老朽化への対応及び耐震性の向上に努める。

第18節 公共施設等の応急復旧計画

震災時には、道路・河川・砂防施設等の公共土木施設やその他の公共施設への多大な被害の発生が予想される。これらは、緊急輸送の実施等のための施設や災害対策や避難のための拠点となる施設であり、応急対策活動を実施する上で重要となる。このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

なお、道路・河川・砂防施設等の公共土木施設の応急対策については、「第2編 第2章 第23節 公共土木施設被害の初動応急対策計画」、「第2編 第2章 第29節 道路災害応急対策計画」及び「第2編 第2章 第30節 土砂災害等応急対策計画」に準ずるものとし、地震災害時には、次の事項に留意しつつ公共施設等の応急復旧を実施する。

1 道路、橋りょう、トンネル

村は、他の道路管理者と協力して、震度4以上の地震が発生した場合は、緊急輸送道路等の被害状況、車両通行不能状況等の緊急調査を実施する。

また、橋りょう、トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊、落石等の危険箇所等の緊急点検を行うとともに、必要に応じてヘリコプターを活用するなどして被害状況の把握の迅速化を図る。

2 公共建築物

(1) 被災公共建築物の点検

村は、災害発生後直ちに応急危険度判定士等を活用して、公共建築物の緊急点検を実施し、これらの被害状況等の把握に努める。

(2) 被災公共建築物の応急復旧

緊急点検を終えた施設は、被災の程度に応じて速やかに応急復旧を行い、施設の機能回復を図る。

公共施設のうち次に掲げる建築物については、災害時に防災活動上重要な拠点となることから、これらの活動を円滑に進めるため、他に優先して応急復旧及び安全確保を行い、それぞれの施設の機能の確保を図る。

- ① 災害時に応急活動上の拠点となる庁舎等
- ② 災害時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる村出先機関等
- ③ 災害時に緊急の救護所となる医療機関等
- ④ 災害時に被災者の避難所等となる学校、体育館等
- ⑤ その他の村有施設のうち、上記に準ずる公共施設

第19節 ライフライン施設災害応急対策計画

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、地震災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、応急復旧に努める。また、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

なお、簡易水道施設、電力施設、公衆電気通信施設における応急対策については、「第2編 第2章 第5節 災害通信計画」、「第2編 第2章 第16節 給水計画」及び「第2編 第2章 第32節 ライフライン施設災害応急対策計画」に準ずる。

第20節 危険物等災害応急対策計画

大規模地震により危険物等施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の規模の拡大や二次災害の発生する可能性がある。このため、村及び消防機関は、各施設の管理者等が実施する応急対策に協力し、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

危険物等施設における応急対策については、「第2編 第2章 第31節 危険物等災害応急対策計画」に準ずる。

第21節 二次災害の防止活動計画

地震災害における斜面崩壊及び建築物の倒壊等による二次災害を防止し、被害を最小限におさえるため、村は、防災関係機関等の協力を得ながら住民の安全確保に努める。

なお、二次災害の防止については、次に定めるほか、「第2編 第2章 第23節 公共土木施設被害の初動応急対策計画」、「第2編 第2章 第29節 道路災害応急対策計画」及び「第2編 第2章 第30節 土砂災害等応急対策計画」に準ずる。

1 土砂災害対策

村は、余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害の危険箇所の点検を行う。

その結果、危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに警戒避難対策を実施する。

2 被災建築物の応急危険度判定

村は、大規模地震により被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害を防止するために、応急危険度判定実施の要否を判断し、県の協力を得て早期に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、被災建築物応急危険度判定士による応急危険度判定を実施する。

特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物は、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置をとるよう、施設管理者に伝える。

第22節 防疫、保健衛生計画

震災に伴う建物の倒壊や焼失及び水害等により多量のごみ・がれきの発生や不衛生な状態を要因とする感染症の発生及びまん延の未然防止が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、感染症の発生及びまん延の未然防止が重要となることから、防疫、食品衛生等に関し、適切な処置を行う。

防疫、保健衛生の対策については、「第2編 第2章 第17節 防疫、保健衛生計画」に準ずる。

第23節 遺体搜索処理計画

大規模地震が発生した場合、行方不明者が多数発生する可能性があることから、関係機関と連携を図り、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推測される者の搜索、災害の際に死亡した者の遺体処理、災害の混乱期に死亡し埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬等を的確かつ迅速に実施する。

遺体の搜索や処理等については、「第2編 第2章 第18節 遺体搜索処理計画」に準ずる。

第24節 廃棄物の処理及び清掃計画

震災時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災等により、大量のごみの発生が予想される。また、水道施設の被災によりトイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題も生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、がれき及びし尿・ごみの処理に関し、必要な措置を行う。

廃棄物の処理等については、「第2編 第2章 第19節 廃棄物の処理及び清掃計画」に準ずる。

第25節 文教対策計画

震災時における学校施設の被災及び児童・生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合は、応急教育を実施する。

応急教育、学校施設の確保等、災害時における教育活動及び文化財の保護等については、「第2編 第2章 第20節 文教対策計画」及び「第2編 第2章 第21節 文化財災害応急対策計画」に準ずる。

第26節 住宅応急対策計画

大規模震災時には、住居の全壊、全焼等が多数発生する可能性があり、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住宅が発生した場合、応急修理の実施に必要な資材等の確保が必要となる。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

住宅の応急的な確保については、「第2編 第2章 第22節 住宅応急対策計画」に準ずる。

第27節 労務計画

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労務者等の確保（公共職業安定所を通じての確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

労働者の雇上げ等による確保については「第2編 第2章 第24節 労務計画」に準ずる。

第28節 災害救助法の適用計画

地震災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、村は、救助法の適用基準等について示し、これに基づく効果的な救助を実施する。

救助法の適用については、「第2編 第2章 第25節 災害救助法の適用計画」に準ずる。

第29節 義援金品の募集・配分計画

震災時に寄せられた義援金品を公正・適正に被災者に配分するために、村は、県、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会及び社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら、募集、管理、配分等の公正かつ円滑な実施に努める。

義援金品の募集・配分については、「第2編 第2章 第26節 義援金品の募集・配分計画」に準ずる。

第3章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

村及び関係機関（指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長、その他指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により責任を有する者）は、それぞれが管理する公共施設について、災害復旧を実施する。

公共施設の災害復旧事業実施体制の確立等については、「第2編 第3章 第1節 公共施設の災害復旧計画」に準ずる。

第2節 被災者の生活確保計画

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、村は、県及び関係機関と連携を図り、被災者措置を講ずる。

罹災証明書の交付、被災者の生活確保対策、労務対策等については、「第2編 第3章 第2節 被災者の生活確保計画」に準ずる。

第3節 被災中小企業の振興、農林業者への融資計画

被災した中小企業の再建を促進し、打撃を受けた農林業の生産力回復を図るため、村は、県の指導の下、資金対策に万全を期するよう努める。

中小企業や農林業者への支援については、「第2編 第3章 第3節 被災中小企業の振興、農林業者への融資計画」に準ずる。

第4節 激甚災害の指定に関する計画

激甚と認められる災害が発生した場合、県と連携して被害状況の調査等を行い、激甚法に基づく激甚災害及び局地激甚災害の指定を速やかに受けられるよう努める。

激甚災害に関する調査、交付手続については、「第2編 第3章 第4節 激甚災害の指定に関する計画」に準ずる。

第5節 復興計画事前策定

大規模災害が発生した後、地域の復興に時間がかかりすぎると、住民や企業が疲弊して再生する意欲を失ったり、村を離れる事態を招くおそれがあるため、県が示す「復興計画事前策定の手引き」を参考に、被災前から事前に復興まちづくりの基礎となる復興計画の策定に努める。

復興計画の事前策定については、「第2編 第3章 第5節 復興計画事前策定」に準ずる。

第4章 南海トラフ地震 防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下この章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震発生時の円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、村における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

村の区域に係る地震防災に関し、村の区域内の防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編 第2節 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

第2節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

村は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

また、県に対して、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

村は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

① 防災関係機関は、地震が発生した場合において、村防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検整備、配備等の計画を作成するものとする。

② 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

(1) 県、他市町村、指定地方行政機関等への応援要請

「第2編 第2章 第7節 各機関への派遣要請計画」に定めるところによる。

(2) 自衛隊の派遣要請

「第2編 第2章 第7節 各機関への派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) 関係団体等の応援の確保

村が災害応急対策の実施のため必要な協力を得る必要があるときは、締結している応援協定に従い、応援を要請するものとする。

3 帰宅困難者への対応

(1) 村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

(2) 村は、帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3節 震災発生時等における円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 避難指示の発令基準

- (1) 村長は、地震が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し避難のための立退きを指示する。避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは、県総合防災情報システムにより、速やかにその旨を知事に報告するものとする。
- (2) 警察官は、地震が発生した場合において、当該災害の発生により村長が、避難のための立退きの指示ができなくなったとき又は村長より要求があったときは、住民に対しての避難指示をすることとする。この場合、警察官は直ちに避難の指示をした旨を村長に報告する。また、報告を受けた村長は、その旨を速やかに知事に報告するものとする。

2 避難対策等

- (1) 村は、指定避難所及び指定緊急避難場所等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を設定するものとする。
また、地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。
 - ① 地域の範囲
 - ② 想定される危険の範囲
 - ③ 避難場所（屋内、屋外の種別）
 - ④ 避難場所に至る経路
 - ⑤ 避難の指示の伝達方法
 - ⑥ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
 - ⑦ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- (2) 村は、避難所の開設時において、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておくものとする。
- (3) 村は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- (4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び村対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- (5) 村は、他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。
 - ① 村は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報

共有する。

- ② 村長が避難の指示を行った場合、避難行動要支援者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、村は、自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
 - ③ 地震が発生した場合、村は、避難行動要支援者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。
- (6) 避難所における救護上の留意事項
- ① 村が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は、次のとおりとする。
 - ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
 - ② 村は、①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - ア 流通在庫の引き渡し等の要請
 - イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置
- (7) 村は、居住者等が地震発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための対策を実施するものとする。

3 水道、電気、ガス、通信関係

水道、電力、公衆電気通信等のライフライン施設の管理者又はライフライン事業者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、「第2編 第2章 第5節 災害通信計画」、「第2編 第2章 第16節 給水計画」及び「第2編 第2章 第32節 ライフライン施設災害応急対策計画」に定めるところによる。

4 村が自ら管理等を行う施設等に関する対策

- (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設
- 村が管理する庁舎、診療所、社会福祉施設、保育所、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。
- ① 各施設に共通する事項
 - ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - ウ 出火防止措置
 - エ 水、食料等の備蓄
 - オ 消防用設備の点検、整備
 - カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
 - ② 個別事項
 - ア 庁舎にあっては、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、

コンピューター等情報を入力するための機器の整備などの必要な措置

イ 診療所にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

ウ 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

エ 保育所・学校等にあつては、

(ア) 避難の安全に関する措置

(イ) 当該保育所・学校等に保護を必要とする園児・生徒等がいる場合（例えば特別支援学級等）、これらの者に対する保護の措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 村は、4の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、村本部等を村管理施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 村本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

② 避難所又は応急救護所が設置される学校等の管理者は、(1)の①又は②に掲げる措置をとるとともに、村が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

村は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、関係者等に工事を中断させるものとする。

5 迅速な救助

(1) 消防機関等との連携による被災者の救助・救急活動の実施体制

村は、消防機関等と連携し、救助・救急体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

消防機関は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

(3) 実動部隊の救助活動における連携の推進

村は、自衛隊・県警察・消防機関等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

(4) 消防団の充実

村は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報伝達は、「第3編 第2章 第2節 地震情報の伝達計画」に定めるところによる。また、防災体制については、「第3編 第2章 第1節 防災組織計画」に定めるところによる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、村本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第3編 第2章 第2節 地震情報の伝達計画」に定めるところによる。また、村本部等の設置運営方法その他の事項については、「第3編 第2章 第1節 防災組織計画」に定めるところによる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報などについて、地域住民等に周知するものとし、その体制及び周知方法については、「第3編 第2章 第6節 広報計画」に定めるところによる。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報収集は、「第3編 第2章 第3節 被害情報等の収集計画」に定めるところによる。村本部等からの指示事項等の伝達は、「第3編 第2章 第1節 防災組織計画」に定めるところによる。

(4) 災害応急対策をとるべき期間

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生し、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(5) 避難対策

① 地域住民等の避難行動

地域住民等の避難行動については、「第3編 第2章 第12節 避難対策計画」に定めるところによる。

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、

地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

住民は、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、避難指示等が発令された場合、直ちに避難を開始するものとする。

② 避難所の運営

村における避難所の運営・管理については、「第3編 第2章 第12節 避難対策計画」に定めるところによる。

(6) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

① 正確な情報の収集及び伝達

② 不法事案等の予防及び取締り

③ 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

(7) 水道、電気、通信、放送関係

水道、電気、通信、放送等の事業者は、各事業者の定める防災業務計画に基づき、地震等による被害を軽減する措置をとるとともに、必要なサービス等を供給する体制を確保するものとする。

(8) 金融

指定金融機関みくまの農業協同組合北山支所が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の事前準備措置をとるべき内容は、指定金融機関が別に定めるところによる。

(9) 交通

村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(10) 村が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

① 不特定かつ多数の者が出入りする施設

村が管理する庁舎、診療所、社会福祉施設、保育所、学校等の管理の措置及び体制はおおむね次のとおり。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水・食料の備蓄

(カ) 消防用設備の点検

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(ク) 各施設における、緊急点検、巡視

上記の（ア）～（ク）における実施体制（（ク）においては実施必要箇所を含む。）を整備しておく。

イ 個別事項

(ア) 庁舎については、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備など必要な措置

(イ) 診療所においては、患者等の保護等の方法について、施設の耐震性を十分に考慮した措置

(ウ) 保育所、小・中学校等にあつては、園児生徒等に対する保護の措置

(エ) 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

② 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 村本部が設置される庁舎等の管理者は、①のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬型発電機による非常電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部の設置に必要な資機材及び緊急車両等の確保

③ 道路、河川等

ア 橋りょう、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 河川への立入禁止等の措置

④ 工事中の建築物等に対する措置

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事関係者に工事を中断させるものとする。

(11) 滞留旅客等に対する措置

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な措置をとるものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、防災体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第3編 第2章 第2節 地震情報の伝達計画」に定めるところによる。防災体制については、「第3編 第2章 第1節 防災組織計画」に定めるところによる。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後は、内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報などについて地域住民等に周知するものとし、その体制及び周知方法については、「第3編 第2章 第6節 広報計画」に定めるところによる。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（た

だし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 村のとりべき措置

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃から地震への備えを再確認するなど、防災対応を呼びかけるものとする。

また、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（平成25年総務省告示第489号）
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 6 通信施設の整備
 - (1) 村防災行政無線
 - (2) その他の防災機関等の無線

第6節 村及び防災関係機関の防災訓練計画

- 1 村及び防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 村は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 4 村は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者に対する避難誘導訓練
 - (3) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

村は、防災関係機関、地域の自主防災組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 村職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の例は、次のとおりとする。

- (1) 地震に関する一般的な知識
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

村は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する教育・広報を実施する。防災教育・広報の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせたより具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、次の項目等の実践的な教育を行う。

- (1) 地震に関する一般的な知識
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法

- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨住民等への周知徹底を図る。